

# ふるさとと除染実施事業の あゆみ



令和8年3月  
福島市

# 目次

除染対策事業のあらまし	P 1
-------------	-----

## 1. 東日本大震災と原子力発電所事故の状況

(1) 東日本大震災の概要	P 5
(2) 原子力発電所事故の状況	P 7
(3) 空間線量率の状況	P 8

## 2. 本市における放射線対策の体系

(1) 福島市復興計画	P11
(2) 具体的な対策の内容	P11

## 3. 福島市ふるさと除染実施計画

(1) 計画策定の経緯	P12
(2) 計画の概要 (第2版)	P12
(3) 汚染状況重点調査地域の指定と解除	P13

## 4. 事業推進のための組織体制

(1) 市の組織	P14
(2) 地域除染等対策委員会	P15
(3) 福島市復興事業等警察連絡協議会	P17
(4) 放射能対策アドバイザー	P18

## 5. 予算・決算の状況

(1) 事業名	P19
(2) 予算額	P19
(3) 決算額	P20

## 6. 除染の実施状況

(1) 住宅除染	P21
(2) 道路除染	P23
(3) 生活圏森林除染	P23

(4) 農地除染	P24
(5) 農業用水路除染	P24
(6) 公共施設除染	P25
(7) ホットスポット除染	P25
(8) フォローアップ除染	P25
(9) 道路等側溝堆積物の撤去	P25

## 7. 輸送・仮置場返地等の状況

(1) 中間貯蔵施設への輸送結果	P26
(2) 仮置場返地等の状況	P26
(3) 現場保管の解消	P27

## 8. 除染情報の発信

(1) 放射線対策ニュース	P28
(2) その他の広報	P32

## 参考資料 (データ集)

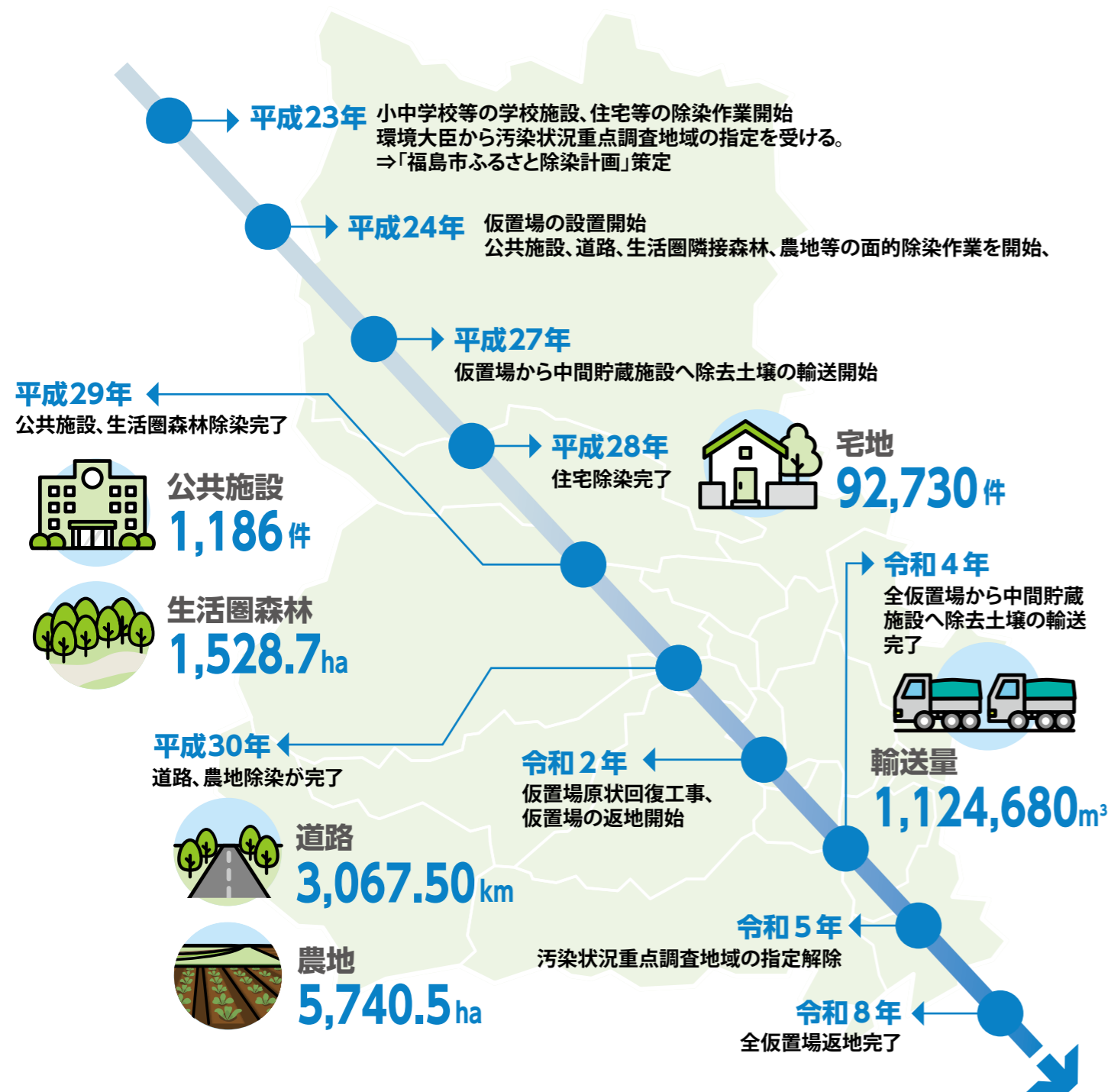
1 住宅除染の進めかた	P36
2 工区別住宅除染発注状況	P39
3 地区別住宅除染結果	P42
4 道路除染の進め方	P59
5 工区別道路除染発注状況	P60
6 工区別生活圏森林除染発注状況	P63
7 ホットスポット除染結果	P66
8 仮置場等の構造図	P70
9 原因回復の進め方	P71
10 ふるさと除染実施計画	P72

# 除染対策事業のあらまし

## はじめに

平成23年3月11日の東日本大震災に続いて発生した福島第一原子力発電所事故により、市内の環境は放射性物質に汚染されました。市では、市民の健康と生活環境への影響を軽減するため、市民の皆さまのご協力のもと、市全域で除染作業を進めてきました。ここでは、これまでの除染の取り組みの流れと、除去土壌の保管、中間貯蔵施設への輸送状況についてお知らせいたします。

## 除染の経過



## 除染の流れ

(イメージ図)



### 住民説明・調整

- ・除染に関する住民説明会の実施
- ・除染要項、除去土壌等の保管容量等の調整

### 現地調査・測定

- ・現地確認、除染施設等測量、放射線量の測定
- ・施設等所有者との現場打合せ、要望の聴取

### 除染設計

- ・除染方法の検討、工程等の策定
- ・施設等所有者への除染要項、日程の通知

### 除染作業



### 除染作業監督

- ・除染作業の監督指導

### 除染結果測定

- ・除染結果の確認、記録
- ・除染結果の評価

### 除去土壌の保管

- ・除去土壌の収集、運搬、保管・現場保管、仮置場保管

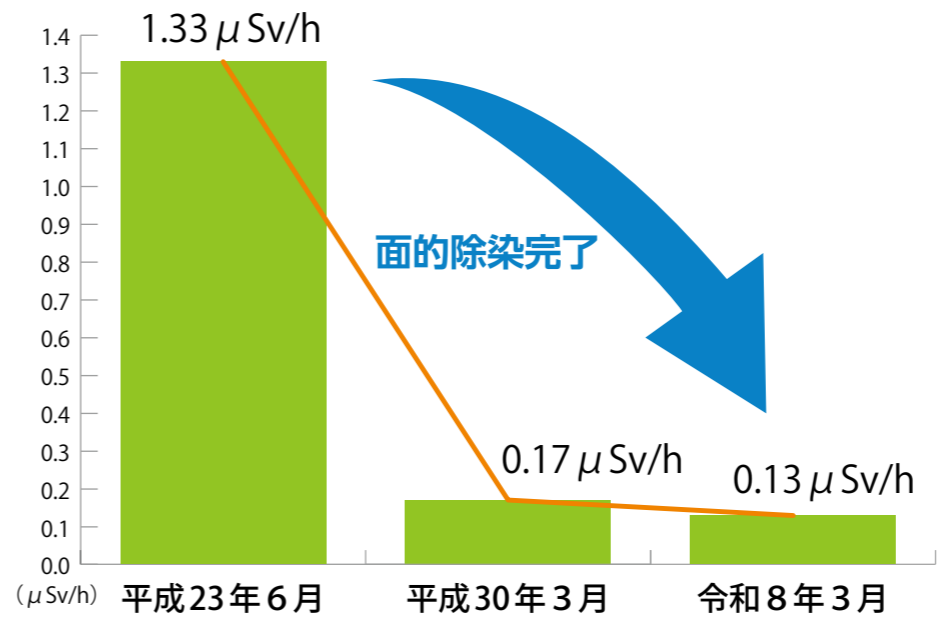
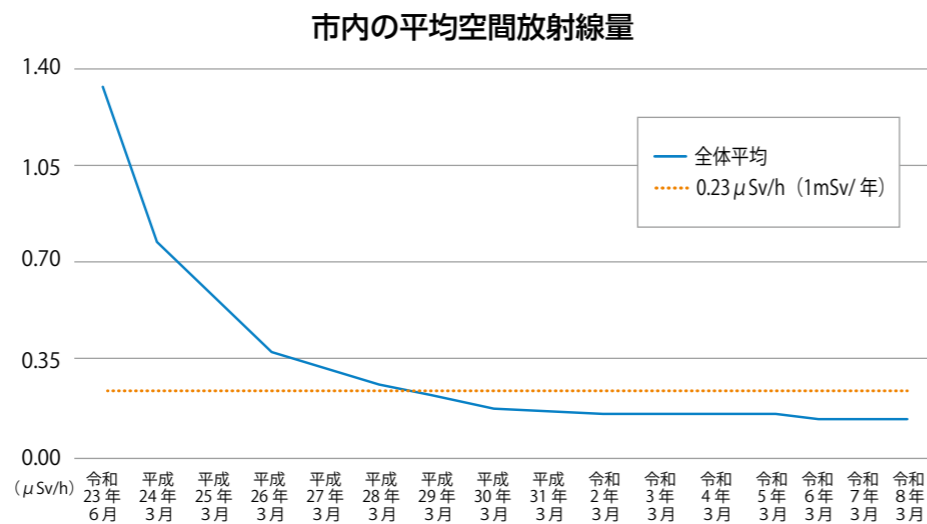
### 中間貯蔵施設への輸送



# 除染前と除染後の福島市内の空間線量推移

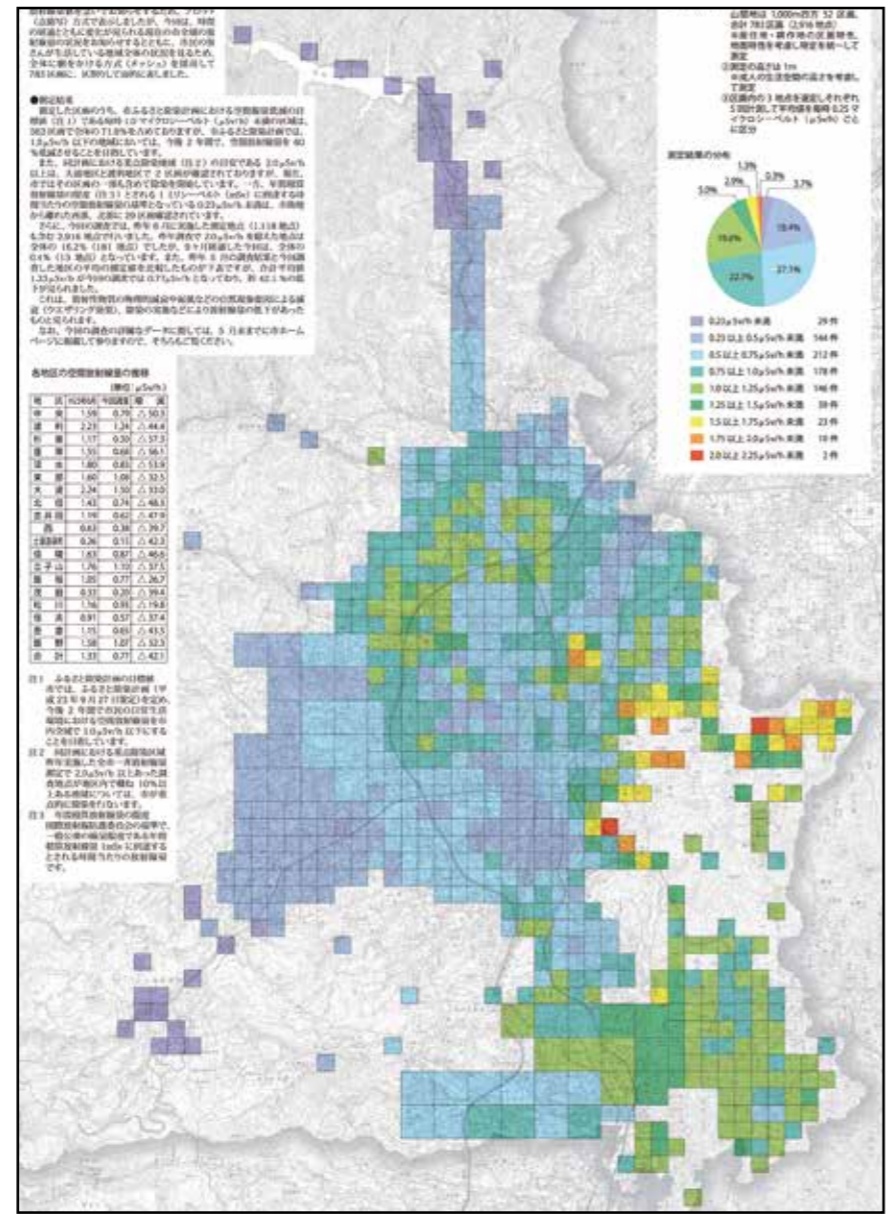
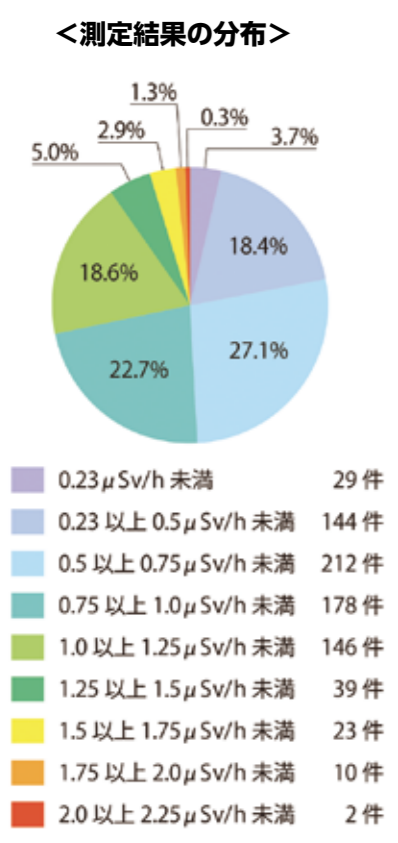
平成23年6月の市の平均空間線量は $1.33\mu\text{Sv/h}$ でしたが、除染が完了した平成30年3月は空間線量 $0.17\mu\text{Sv/h}$ と平成23年に比べ87.2%平均空間線量率が減少しました。令和8年3月は $0.13\mu\text{Sv/h}$ になり平成23年に比べ90.2%平均空間線量率が減少しました。

環境省では、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件を、毎時 $0.23$ マイクロシーベルト( $\mu\text{Sv}$ )以上の地域であることとしました。

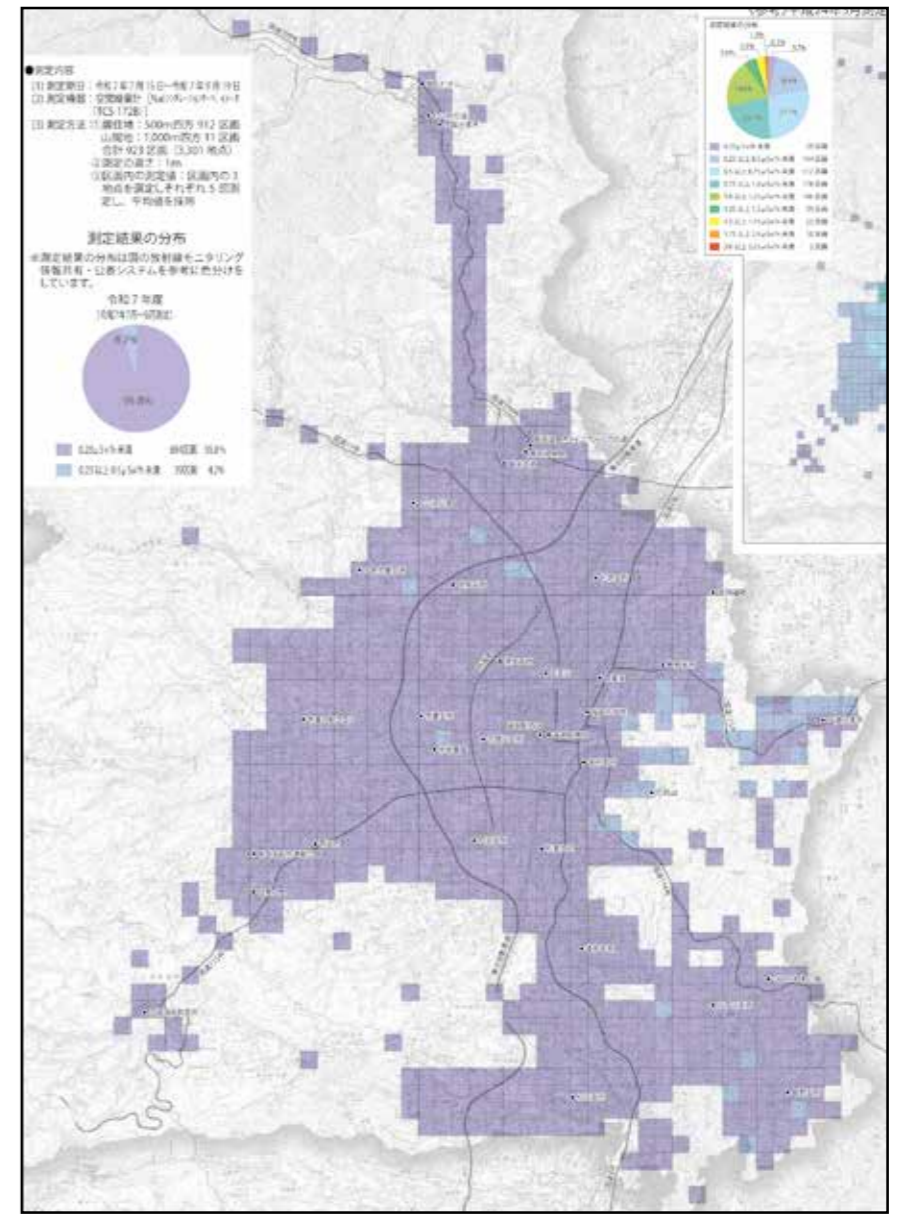
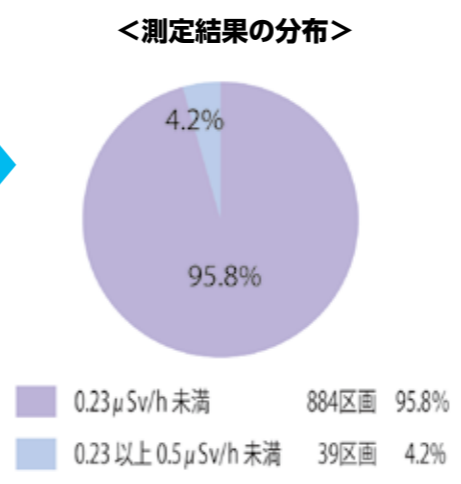


令和8年は  
平成23年から  
平均空間線量率  
**90.2%**  
減少

## 平成23年6月



## 令和8年3月



# 1. 東日本大震災と原子力発電所事故の状況

## (1) 東日本大震災の概要

### ①東日本を襲った地震・津波

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生しました。

この地震は、沈み込む太平洋プレートとその直上の陸のプレートとの境界で発生し、その後も震源域のプレート境界やその周辺で多数の地震が頻発しました。

この地震により、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州にかけて広い範囲で震度6弱～1を観測し、地震規模は国内観測史上最大となりました。

また、この地震に伴い、福島県相馬沖で高さ9.3m以上の津波を観測するなど東北地方から関東地方北部の太平洋沿岸を中心に広い範囲で高い津波を観測し、これにより死者、行方不明者とともに家屋の全壊など甚大な被害が生じました。

### ②本市の被害状況

本市は震度6弱を観測し、市内の被害は多岐にわたり公共施設や交通施設、さらに民家の建物被害も多数発生しました。

また、伏拝地内では土砂崩れが発生し国道4号線が通行止めとなった。この影響で約80世帯に避難指示が出され長期にわたり避難生活を余儀なくされました。

電気、ガス、水道などライフラインにも大きな被害が発生し、特に水道は3月22日までの12日間断水する地区が出るなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

本市の被害状況は死亡者17名（内、震災関連死11名）を始め、住宅等被害は1万件を超え、市施設の被害は約3百件となりました。



飯坂町中野地内の送水管破損に伴う漏水



あさひ台団地の法面崩落

## ③地震による被害状況まとめ

### (ア) 人的被害 (R3.3.5現在)

死者 17名 (直接死6名、関連死11名)  
 重傷者 2名  
 軽傷者 17名

### (イ) 住宅被害(最終結果)

全壊 744件 (住家 204 非住家 540)  
 大規模半壊 638件 (住家 330 非住家 308)  
 半壊 4,919件 (住家 3,650 非住家 1,269)  
 一部損壊 7,688件 (住家 6,549 非住家 1,139)  
 計 13,989件 (住家 10,733 非住家 3,256)

### (ウ) 被害の集計

令和3年3月5日 現在

		人数・件数	
人的被害	死亡者	17 人	
	行方不明者	0 人	
	負傷者 (重傷)	2 人	
	(軽傷)	17 人	
小計		36 人	
住宅等被害	住家被害	全壊	204 件
		半壊	大規模半壊 330 件 その他 3,650 件
		小計	4,184 件
	損壊	6,549 件	
	非住家被害	3,256 件	
その他工作物	1,406 件		
市施設被害	建物被害	損壊 292 件	
	その他工作物	33 件	
道路その他	法面崩壊	43 件	
	擁壁崩壊	33 件	
	路面陥没	1,676 件	
	落石	17 件	
	倒木	15 件	
	電柱倒壊	2 件	
	冠水	4 件	
	橋梁破損	50 件	
	その他	691 件	
	小計	2,531 件	

## (2) 原子力発電所事故の状況

東京電力(株)福島第一原子力発電所は、大津波の影響で電源装置を喪失し原子炉の冷却が不能になり水素爆発が発生、多量の放射性物質を放出させる国内最大規模の原子力発電所事故が発生。

12日に状況が悪化し、15時36分には第一原子力発電所1号機で水素爆発が発生、多くの住民が自宅からの避難を余儀なくされました。

14日は3号機で水素爆発が発生し、続いて翌15日には4号機で水素爆発が発生。

原子力発電所事故の影響により県内では中通りを中心に放射性物質が広範囲に飛散したことから、本市でも空間放射線量が平常値を大きく上回ることとなり、市民の健康への影響などこれまでに経験したことの無い事態となりました。

### 【経過】

3月11日(金)

- 14:46 東北地方太平洋沖地震発生
- 15:37 福島第一原子力発電所で電源喪失
- 19:03 第一原発に原子力緊急事態宣言発令
- 21:23 第一原発半径3km圏内に避難指示(5,862人)、3~10km圏内住民に屋内退避指示

3月12日(土)

- 5:44 第一原発半径10km圏内に避難指示(51,207人)
- 15:36 第一原発1号機で水素爆発
- 18:25 第一原発半径20km圏内に避難指示(約8万人)

3月14日(月)

- 11:01 第一原発3号機で水素爆発

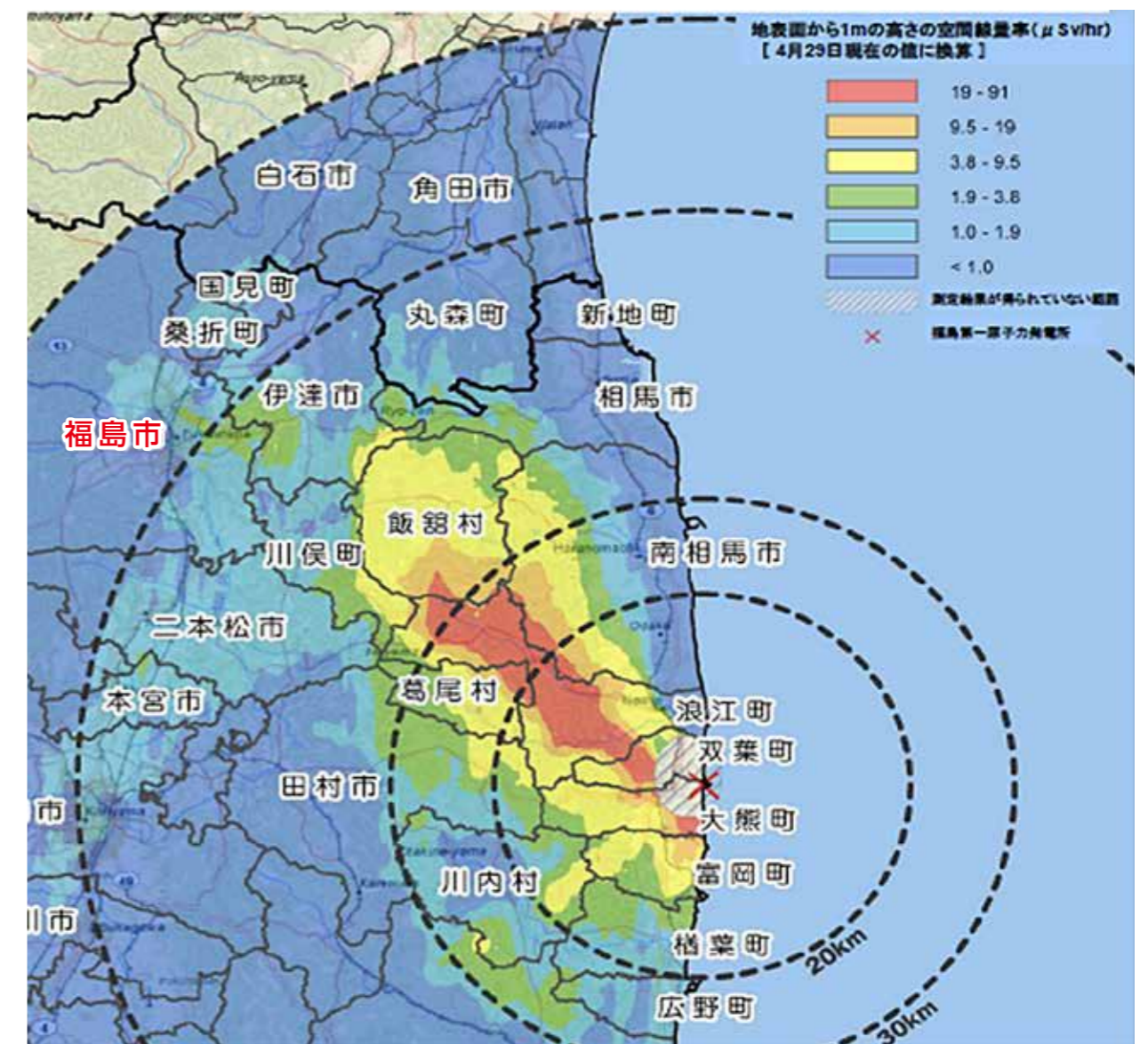
3月15日(火)

- 6:10 第一原発2号機で爆発音
- 6:15 第一原発4号機で水素爆発
- 11:00 第一原発半径20~30km圏内に屋内退避指示(14万人)
- 18:40 空間放射線量率 24.24  $\mu$ Sv/hを記録(県北保険福祉事務所)

## (3) 空間線量率の状況

### ①福島第一原子力発電所周辺の状況

東京電力(株)福島第一原発から福島市役所までの距離 約62km



(福島県「東日本大震災の記録と復興の歩み」より)

②市内各地区の状況

(ア) 全市一斉放射線量測定結果 (平成23年6月)

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

番号	地区	空間線量率	平均値
1	中央地区	0.71~3.32	1.59
2	渡利地区	1.02~4.05	2.23
3	杉妻地区	0.42~2.02	1.17
4	蓬萊地区	1.03~2.22	1.55
5	清水地区	0.71~2.95	1.80
6	東部地区	0.55~3.00	1.60
7	大波地区	1.25 ~ 3.87	2.24
8	北信地区	0.77 ~ 2.73	1.43
9	吉井田地区	0.58 ~ 2.20	1.19
10	西地区	0.26 ~ 1.14	0.63
11	土湯温泉町地区	0.11 ~ 0.40	0.26
12	信陵地区	0.74 ~ 2.64	1.63
13	立子山地区	1.19 ~ 2.33	1.76
14	飯坂地区	0.42 ~ 2.13	1.05
15	茂庭地区	0.12 ~ 1.05	0.33
16	松川地区	0.52 ~ 2.08	1.16
17	信夫地区	0.56 ~ 1.75	0.91
18	吾妻地区	0.32 ~ 1.78	1.15
19	飯野地区	0.76 ~ 6.65	1.58

※福島市ふるさと除染実施計画より



測定の結果、市内では渡利、大波、中央、清水、東部、信陵、飯野地区などで空間線量率が比較的高いことが分かりました。

(イ) 市内における空間線量率の推移

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

地区	平成23年6月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月	令和8年3月	平成23年6月との比較
中央	1.59	0.79	0.51	0.32	0.25	0.19	0.17	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	△93.1%
渡利	2.23	1.24	0.86	0.52	0.46	0.35	0.29	0.24	0.22	0.21	0.20	0.20	0.19	0.18	0.18	0.18	△91.9%
杉妻	1.17	0.50	0.34	0.22	0.18	0.15	0.13	0.11	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	△93.2%
蓬萊	1.55	0.68	0.52	0.30	0.28	0.22	0.18	0.15	0.14	0.13	0.13	0.12	0.12	0.10	0.10	0.10	△93.5%
清水	1.80	0.83	0.51	0.36	0.27	0.22	0.17	0.14	0.14	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	△93.9%
東部	1.60	1.08	0.77	0.48	0.38	0.32	0.26	0.20	0.19	0.19	0.17	0.17	0.17	0.16	0.15	0.15	△90.6%
大波	2.24	1.50	0.97	0.65	0.56	0.47	0.40	0.32	0.29	0.27	0.26	0.26	0.26	0.25	0.23	0.23	△89.7%
北信	1.43	0.74	0.53	0.36	0.29	0.25	0.21	0.16	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.13	0.12	0.12	△91.6%
吉井田	1.19	0.62	0.40	0.28	0.26	0.20	0.16	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	△91.6%
西	0.63	0.38	0.29	0.21	0.18	0.16	0.13	0.12	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.08	△87.3%
土湯温泉町	0.26	0.15	0.14	0.08	0.08	0.08	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	△76.9%
信陵	1.63	0.87	0.59	0.43	0.33	0.28	0.23	0.18	0.17	0.17	0.16	0.16	0.16	0.15	0.15	0.15	△90.8%
立子山	1.76	1.10	0.81	0.51	0.45	0.36	0.30	0.24	0.23	0.22	0.21	0.21	0.20	0.16	0.16	0.16	△90.9%
飯坂	1.05	0.77	0.56	0.40	0.34	0.27	0.24	0.18	0.17	0.16	0.16	0.16	0.16	0.14	0.14	0.14	△86.7%
茂庭	0.33	0.20	0.16	0.11	0.11	0.11	0.10	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	△75.8%
松川	1.16	0.93	0.69	0.42	0.35	0.28	0.24	0.19	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16	0.13	0.13	0.13	△88.8%
信夫	0.91	0.57	0.40	0.28	0.25	0.21	0.17	0.14	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	0.10	0.10	0.10	△89.0%
吾妻	1.15	0.65	0.41	0.31	0.26	0.21	0.17	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	△89.6%
飯野	1.58	1.07	0.75	0.49	0.40	0.33	0.28	0.23	0.21	0.20	0.19	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	△88.6%
全体平均	1.33	0.77	0.56	0.37	0.31	0.25	0.21	0.17	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.13	0.13	0.13	△90.2%

※全市放射線量測定マップより

## 2. 本市における放射線対策の体系

### (1) 福島市復興計画

「希望ある復興」を理念とし、東日本大震災からの速やかで力強い復興を、総合的かつ計画的に推進するものとして平成24年2月に策定しました。

原子力災害からの復興については、除染を主体とし、市民の健康管理などを行い、また復興は市民との協働、国、県などとの連携により進めるなど、基本方針などを記載しました。

### (2) 具体的な対策の内容

「希望ある復興」を進めるため、基本方針に基づき事業を実施しましたが、中心的な役割を担う事業を、4つの復興プロジェクト「安全と信頼プロジェクト」、「子どもプロジェクト」、「活カプロジェクト」、「元気プロジェクト」に位置付け推進しました。

#### 【復興計画に基づく除染関連事業】

- ・福島市ふるさと除染計画に基づく除染事業
- ・地域除染対策委員会設置事業
- ・公共施設等除染事業
- ・除去土壌等仮置場設置事業
- ・農地等除染事業
- ・商工業、観光施設除染事業

## 3. 福島市ふるさと除染実施計画

### (1) 計画策定の経緯

一日も早く市民の不安を解消するため、市が主体となり、行政と市民が協働で除染活動に取り組むための共通指針として、「福島市ふるさと除染計画（第1版）」を平成23年9月27日に策定しました。

その後、平成24年1月1日の「放射性物質汚染対処特別措置法」※の全面施行を受け、法が定める要件を満たすよう内容の一部を見直し、法定計画として「福島市ふるさと除染実施計画（第2版）」を平成24年5月21日に策定しました。

以降、除染の実施状況を踏まえて3度の改訂を行い、平成30年3月8日に「福島市ふるさと除染実施計画（第2版再々改訂）」を取りまとめました。

※「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」）公布。

### (2) 計画の概要（第2版）

#### ①計画期間

- ・平成23年10月から平成30年3月までの6年6か月間。重点期間を最初の2年間とする。
- ・フォローアップ除染については、平成30年9月まで実施する。

#### ②目標

- ・平成23年10月からの2年間で、市民の日常生活環境における空間線量率を市内全域で1  $\mu$ Sv/時以下にすることを旨とする。
- ・空間線量率が1  $\mu$ Sv/時以下の地域においても、同じく2年間で、空間線量率を60%低減させることを旨とする。
- ・将来的には、推定年間追加被ばく線量を、法の基本方針に基づき、年間1 mSv (0.23  $\mu$ Sv/時) 以下にすることを旨とする。

#### ③実施区域

空間線量率が0.23  $\mu$ Sv/時（1 mSv/年）以上の地域（市内全域）。

#### ④実施主体

福島市。ただし、国又は県が管理する道路、施設、森林等は、国又は県が除染。

#### ⑤優先度

空間線量率の高い地区から実施。ただし、空間線量率が低い地区でも、公共性が高い施設や局地的に空間線量率が高い箇所は優先的に除染。

### (3) 汚染状況重点調査地域の指定と解除

放射性物質汚染対処特措法では、環境大臣は、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域を汚染状況重点調査地域として指定することとされており、指定の要件となった事実の変更により、その指定を解除することができることとされています。

本市は、平成23年12月に環境大臣から汚染状況重点調査地域の指定を受け、除染の区域や実施者、手法などを定めた計画を策定し除染を実施しました。住宅をはじめとする除染は平成30年9月に完了、令和4年4月には除染除去土壌の中間貯蔵施設への輸送が完了しました。

除染後の放射線による環境影響を確認するため、令和4年9月に学校や保育園、住民が集まる公共施設等の放射線量調査を実施し、すべての調査箇所除染等を実施する基準値（毎時0.23マイクロシーベルト）未満であり、除染効果が継続していることを確認しました。その後、調査結果等について環境大臣への報告、市に対する意見聴取を経て、令和5年3月31日付で指定が解除されました。

### 4. 事業推進のための組織体制

#### (1) 市の組織

年月	組織	職員数
平成23年4月	市民部 - 防災室	5名
平成23年5月	政策推進部 - 危機管理室	5名
平成23年9月	人員増	7名
平成23年10月	政策推進部 - 危機管理室 - 放射線総合対策課	8名
平成24年4月	人員増	11名
平成24年7月	人員増	16名
平成24年10月	人員増	19名
平成25年1月	人員増	20名
平成25年4月	政策推進部 - 危機管理室 └ 除染企画課 └ 除染推進課	25名
平成25年10月	人員増	29名
平成26年1月	人員増	32名
平成26年4月	政策推進部 - 除染推進室 └ 除染企画課 └ 住宅除染課 └ 除染施設整備課 └ 総務係 └ 企画広報係 └ 住宅除染管理係 └ 住宅除染推進係 └ 仮置場対策係 └ 道路除染係	37名
平成26年5月	人員増	39名
平成26年7月	人員増	40名
平成26年10月	人員増	41名
平成27年4月	人員増減なし	41名
平成28年4月	環境部 - 除染推進室 └ 除染企画課 └ 除染施設整備課 └ 総務広報係 └ 除染管理係 └ 仮置場対策係 └ 道路除染係	33名
平成29年4月	環境部 - 除染推進室 └ 除染企画課 └ 除染施設整備課 └ 総務広報係 └ 除染管理係 └ 仮置場対策係 └ 収集運搬係	29名
平成30年4月	人員減	24名
平成31年4月	環境部 - 環境再生推進室 └ 総務管理課 └ 輸送対策課 └ 除染総務係 └ 仮置場管理係 └ 輸送対策第一係 └ 輸送対策第二係	22名
令和2年4月	人員減	21名
令和3年4月	環境部 - 環境再生推進室 - (室次長(総務)) - (室次長(仮置場・輸送)) └ 除染総務係 └ 仮置場対策係 └ 輸送対策係	16名
令和4年4月	環境部 - 環境再生推進室 - (室次長) └ 除染総務係 └ 仮置場対策第一係 └ 仮置場対策第二係	13名
令和5年4月	環境部 - 環境再生推進室 - (室次長) └ 除染総務係 └ 仮置場対策第一係 └ 仮置場対策第二係	10名
令和6年4月	環境部 - 環境再生推進課 └ 除染総務係 └ 仮置場対策係	6名
令和7年4月	環境部 - 環境衛生課 - 放射線モニタリングセンター	5名

## (2) 地域除染等対策委員会

地域除染等対策委員会は「福島市ふるさと除染実施計画」に基づき、地域における放射性物質の除染を円滑に推進することを目的として設置されました。

本委員会は、市内19地区において組織されており、委員は、自治振興協議会役員、町内会連合会役員、PTA関係者、地元企業関係者、地域選出の市議会議員など、各地区おおむね20名程度で構成されました。

No.	支所名	地区名	仮置場・仮々置場名	地区除染名称	設立時期	解散時期
1		大波	大波	大波地区除染協議会	平成23年8月	令和2年11月
2	東部	東部	東部第1	東部地区除染等対策委員会	平成24年7月	令和6年2月
3			東部第2			
4	渡利	渡利	渡利	渡利地区除染等対策委員会	平成24年6月	令和6年3月
5	立子山	立子山	立子山	立子山地区地域除染等対策委員会	平成24年7月	令和6年6月
6		飯野・立子山	飯野・立子山			
7	飯野	飯野	飯野A仮々置場	飯野地域除染等対策委員会	平成24年7月	令和6年3月
8			飯野B仮々置場			
9			飯野C仮々置場			
10			飯野D仮々置場			
11			飯野E仮々置場			
12	本庁管内	中央	中央東第1	中央東地区除染等対策委員会	平成24年7月	令和6年4月
13			中央東第2			
14		中央	中央西	中央西地区除染等対策委員会	平成24年7月	令和3年8月
15	杉妻	杉妻	杉妻A仮々置場	杉妻地区地域除染等対策委員会	平成24年7月	令和3年4月
16	松川	松川	松川	松川地区除染等対策委員会	平成24年7月	令和6年5月
17	蓬莱	田沢	蓬莱	蓬莱地区除染等対策委員会	平成24年7月	令和7年11月
18	清水	清水	清水第1	清水地域除染等対策委員会	平成24年7月	令和7年5月
19			清水第2			
20	北信	北信	北信第1	北信地区除染等対策委員会	平成24年7月	令和8年2月
21			北信第2			
22			北信第3			
23			北信第4			
24	信陵	信陵	信陵第1	信陵地域除染等対策委員会	平成24年7月	令和6年11月
25			信陵第2			
26			信陵第3			
27	飯坂	飯坂	飯坂第1	飯坂方部除染対策委員会	平成24年6月	令和7年3月
28			飯坂第2			
29	吾妻	吾妻	吾妻第1	吾妻地区除染等対策委員会	平成24年6月	令和6年11月
30			吾妻第2			
31			吾妻第3			
32			吾妻A仮々置場			
33	吉井田	吉井田	吉井田	吉井田地区地域除染等対策委員会	平成24年8月	令和4年2月
34	信夫	信夫	信夫第1	信夫地域除染等対策委員会	平成24年6月	令和7年5月
35			信夫第2			
36			信夫第3			
37			信夫第4			
38			信夫第5			
39	西	西	西第1	西地区除染等対策委員会	平成24年7月	令和3年7月
40			西第2			
41	土湯温泉町	土湯温泉町	土湯温泉町	土湯温泉町地区除染等対策委員会	平成24年7月	令和1年12月

地域除染等対策委員会には、下記の事項について協議を行い、除染事業が円滑に推進されるようご尽力いただきました。

### 協議内容

- (1) 安全・安心なまちづくり事業「地域のホットスポット」除染事業に関する要項に基づく対象箇所の選定および除染等に関する事項
- (2) 仮置場の選定および設置に関する事項
- (3) 仮々置場の選定および設置に関する事項
- (4) 地区ボランティアの取りまとめおよび運営に関する事項
- (5) 市との連絡・調整に関する事項
- (6) その他、委員会の目的達成に必要な事業に関する事項



### (3) 福島市復興事業等警察連絡協議会

福島市復興事業等警察連絡協議会（旧名称：福島市除染事業・警察連絡協議会）は、委員同士の緊密な連携によって、本市における除染事業における、暴力団等反社会的勢力による介入を排除するとともに、各種法令の遵守による事件及び事故の防止等を図り、もって地域住民の安全と安心を確保することを目的として、平成25年8月28日に設立されました。

#### 連絡協議会の委員

- (1) 福島市長
- (2) 福島警察署長
- (3) 福島北警察署長
- (4) 福島県警察本部刑事部組織犯罪対策課長
- (5) 福島市における除染事業を請け負う企業の代表者
- (6) その他会長が必要と認める者



#### 連絡協議会の活動

- (1) 暴力団等排除の推進に関すること
- (2) 各種法令の遵守に関すること
- (3) 事件及び事故の防止活動の推進に関すること
- (4) 会員等相互の情報交換に関すること
- (5) 除染事業の広報及び啓発活動に関すること
- (6) その他連絡協議会の目的達成のために必要な活動に関すること



#### 開催実績

- 平成25年度
  - 1) 第1回 平成25年 8月28日開催【市長出席】（設立総会）
  - 2) 第2回 平成25年10月21日開催
  - 3) 第3回 平成25年12月24日開催
  - 4) 第4回 平成26年 2月24日開催
- 平成26年度
  - 1) 第1回 平成26年 5月12日開催
  - 2) 第2回 平成26年 7月 7日開催
  - 3) 第3回 平成26年 9月 1日開催【市長出席】
  - 4) 第4回 平成27年 2月16日開催
- 平成27年度
  - 1) 第1回 平成27年 5月22日開催【市長出席】
  - 2) 第2回 平成27年11月20日開催【市長出席】
- 平成28年度
  - 1) 第1回 平成28年 5月13日開催【市長出席】
  - 2) 第2回 平成28年10月 7日開催【市長出席】
- 平成29年度
  - 1) 第1回 平成29年 6月 2日開催【市長出席】

- 平成30年度
  - 1) 第1回 平成30年 7月 3日開催【市長出席】
- 令和元年度
  - 1) 第1回 令和元年 7月23日開催【市長出席】
- 令和2年度～令和3年度
  - 1) 休会
- 令和4年度
  - 1) 第1回 令和4年 9月 1日開催【書面開催】  
令和4年 9月30日協議会終了

### (4) 放射能対策アドバイザー

本市が進める放射能対策について、専門的立場から指導・助言を得るため、福島市放射能対策アドバイザーを設置しました。

- 1 石井 慶造 氏
  - 所 属 国立大学法人東北大学 大学院工学研究科量子エネルギー工学専攻生活環境早期復旧技術研究センター
  - 経 過 平成23年7月1日～令和4年3月31日まで委嘱
  - 主な活動
    - ・「放射能を知る講演会」（平成23年5月～7月。中央地区と市内4方部の5会場で実施）≪テーマ「放射性物質が環境に及ぼす影響とその対応」～福島を元に戻す～≫講師
    - ・「渡利地区仮置場にかかる報告会」への助言者
    - ・農産物安全PRチラシ「福島市長からのメッセージ」監修
    - ・「食品と放射能Q&A 福島市版」監修
    - ・「元気ふくしま復興シンポジウム」パネラー
    - ・「安全・安心講座」講師
    - ・「非破壊式放射能測定装置」の開発支援
    - ・平成25年度福島市環境モニター第2回研修会講師
    - ・小児用ホールボディカウンタの開発
- 2 穴戸 文男 氏
  - 所 属 福島県立医科大学医学部放射線医学講座
  - 経 過 平成23年8月1日～令和4年3月31日まで委嘱
  - 主な活動
    - ・仙台・福島・山形市議会広域観光連携推進協議会平成24年度研究会講師
    - ・「食品と放射能Q&A 福島市版」監修
    - ・女性大学講座第1回「放射線と健康」講師
    - ・福島市健康管理検討委員会委員
    - ・放射線を理解するためのハンドブック作成相談
    - ・ガラスバッジ測定結果説明会実施相談

3 高橋 隆行 氏

- 所 属 国立大学法人福島大学  
共生システム理工学類共生システム理工学研究科
- 経 過 平成23年8月1日～平成25年3月31日まで委嘱
- 主な活動  
・平成24年開催「元気ふくしま復興シンポジウム」司会

## 5. 予算・決算の状況

### (1) 事業名

会計年度	細目	細々目
平成23年度～平成29年度	除染事業費	ふるさと除染実施事業費
平成30年度～令和 4年度		除去土壌搬出等推進事業費
令和 5年度～令和 7年度		仮置場返還等推進事業費

### (2) 予算額

単位：億

会計年度	当初①	補正②	前年度の 繰越③	予算現額④ (①+②+③)	次年度へ 繰越⑤	年度実質 予算(④-⑤)
平成23年度	-	21.6	-	21.6	14.2	7.4
平成24年度	408.2	140.9	14.2	563.3	376.5	186.8
平成25年度	682.6	45.0	376.5	1,104.1	491.8	612.3
平成26年度	865.0	216.3	491.8	1,573.1	641.1	932.0
平成27年度	1,177.0	▲ 121.0	641.1	1,697.1	605.4	1,091.7
平成28年度	842.0	▲ 126.0	605.4	1,321.4	266.0	1,055.4
平成29年度	409.0	-	266.0	675.0	252.8	422.2
平成30年度	319.0	▲ 172.0	252.8	399.8	75.4	324.4
令和元年度	190.0	▲ 46.0	75.4	219.4	75.0	144.4
令和 2 年度	98.4	▲ 15.0	75.0	158.4	40.0	118.4
令和 3 年度	42.2	▲ 23.0	40.0	59.2	2.0	57.2
令和 4 年度	32.4	▲ 10.4	2.0	24.0	2.5	21.5
令和 5 年度	20.1	▲ 9.5	2.5	13.1	0.3	12.8
令和 6 年度	7.0	▲ 2.2	0.3	5.1	0.9	4.2
令和 7 年度	3.1	-	0.9	4.0	-	4.0
合計	5,096.0	▲ 101.3	2,843.9	7,838.6	2,843.9	4,994.7

### (3) 決算額

単位：億

会計年度	現年度①	繰越明許②	合計 ①+②
平成23年度	7.4	-	7.4
平成24年度	172.6	11.4	184.0
平成25年度	235.8	305.5	541.3
平成26年度	435.8	472.3	908.1
平成27年度	450.2	502.5	952.7
平成28年度	422.8	496.7	919.5
平成29年度	151.5	177.5	329.0
平成30年度	70.2	178.2	248.4
令和元年度	67.4	52.9	120.3
令和 2 年度	39.0	61.8	100.8
令和 3 年度	15.4	33.5	48.9
令和 4 年度	17.4	1.4	18.8
令和 5 年度	9.8	2.4	12.2
令和 6 年度	3.7	0.3	4.0
令和 7 年度	1.6	0.5	2.1
合計	2,100.6	2,296.9	4,397.5

※P14部署所管の住宅除染、道路除染、生活圈森林除染、仮置場設置等の事業費  
 ※農政部所管の農地除染の事業費（樹園地除染実施事業費、水田畑地除染実施事業費等）は  
 含まない

## 6. 除染の実施状況

### 除染の経過

- 平成23年 5月 小・中学校等の「公共施設除染」を開始
- // 7月 渡利地区において試験的に通学路、住宅、公園の除染を実施
- // 9月 福島市ふるさと除染計画を策定
- // 10月 大波地区において住宅除染を開始
- 平成24年 1月 「放射性物質汚染対処特別措置法（通称）」全面施行
- // 5月 福島市ふるさと除染実施計画（第2版）を策定
- // 6月 地域除染等対策委員会設立
- // 7月 「地域のホットスポット除染」開始
- // 12月 住宅除染の完了件数が3千件を超える
- 平成25年 3月 「地域のホットスポット除染」平成24年度分148件が完了
- // 4月 住宅除染の完了件数が5千件を超える

- 平成25年 7月 住宅除染の完了件数が1万件を超える
- 平成27年 2月 住宅除染の完了件数が5万件を超える
- 平成27年10月 ホットスポット除染完了 (334件)
- 平成28年 5月 住宅除染完了 (92,730件)
- 平成29年11月 生活圏森林除染完了 (1,528.7ha)  
公共施設除染完了 (1,186件)
- 平成30年 2月 道路除染完了 (3,067.5ha)  
農業用水路除染完了 (370.8km)
- 平成30年 3月 農地除染完了 (5,740.5ha)
- 平成30年 9月 フォローアップ除染完了 (48箇所)
- ※除染以外の関連事業
- 平成30年10月 道路等側溝堆積物の撤去 (550.6km)



除染前・後のモニタリング

### (1) 住宅除染【平成28年5月完了 実績：92,730件】

平成23年6月に実施した全市放射線測定結果を基に、空間線量率の比較的高かった市内の東側から西側に向かって除染作業を実施。

#### 【主な除染内容】

- ・屋根、雨どいの洗浄
- ・庭等の表土すき取り
- ・駐車場等の洗浄

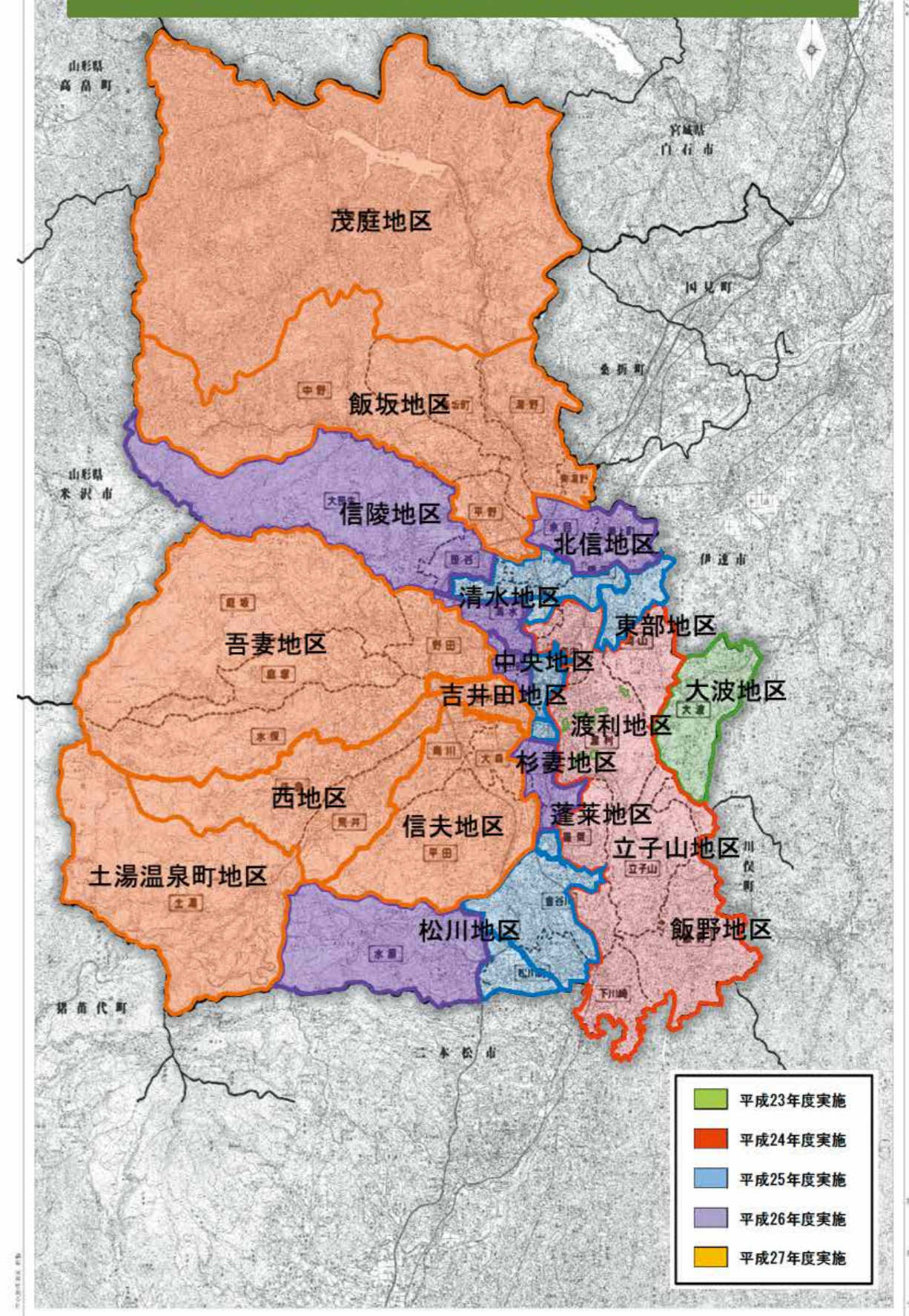


屋根、雨どいの洗浄



表土すき取り

## 住宅除染の実施（発注）時期



■	平成23年度実施
■	平成24年度実施
■	平成25年度実施
■	平成26年度実施
■	平成27年度実施

## (2) 道路除染【平成30年2月完了 実績：3,067.5km】

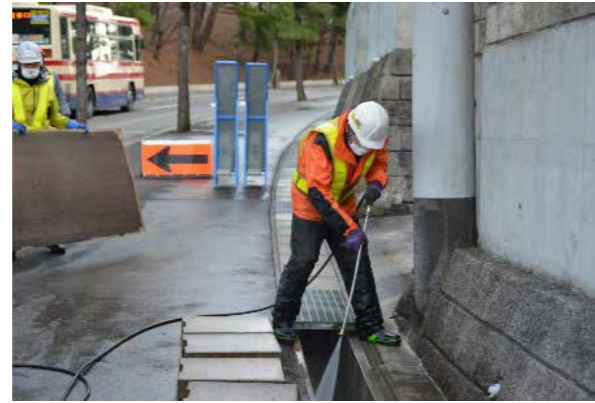
仮置場が設置された地区から順次着手

### 【主な除染内容】

- ・道路路肩の土の回収、草刈り
- ・側溝内の堆積物の除去
- ・舗装面の洗浄



市道除染



側溝内の堆積物除去

## (3) 生活圏森林除染【平成29年11月完了 実績：1,528.7ha】

住宅除染が終了した地区において、林縁から20mまでの範囲内で、生活環境における空間線量率の低減に効果的な範囲の森林を除染。

### 【主な除染内容】

- ・草刈り
- ・落葉除去
- ・表土（残さ）除去



落葉除去



残さ除去

## (4) 農地除染【平成30年3月完了 実績：5,740.5ha】

農地の除染・吸収抑制対策

作物の栽培暦にあわせた除染等が必要であるため、空間線量率に関わらず市内全域で実施。

### 【平成23年度～】

- ・市内全果樹園地(2,030ha)の高圧洗浄機等による樹体洗浄等
- ・水田・畑地の反転耕・深耕による除染

### 【平成24年度～】

- ・永年性牧草地の反転耕による除染
- ・果樹園地の表土除去による除染
- ・果樹園地の改植による放射性物質吸収抑制対策
- ・除染済み牧草地に対するカリ肥料施用による放射性物質吸収抑制対策
- ・水田・畑地に対するカリ肥料施用による放射性物質吸収抑制対策



表土除去



高圧洗浄機等による樹体洗浄

## (5) 農業用水路除染【平成30年2月完了 実績：370.8km】

## (6) 公共施設除染【平成29年11月完了 実績：1,186件】

小・中学校や公園など子どもや多くの市民が集まる公共施設の除染を、線量に関わらず市内全域で優先的に実施しました。



校庭の除染



公園の除染

## (7) ホットスポット除染【平成27年10月完了 実績：334件】

市では独自の取り組みとして「地域のホットスポット除染事業」を進めました。本事業は、子どもが長時間滞在する施設や地域のイベントで利用する広場などを、線量にかかわらず優先的に除染を行うもので、支所管内ごとに設置されている「地域除染等対策委員会」において、候補地を選定。

## (8) フォローアップ除染【平成30年10月完了 実績：48箇所】

除染効果が維持されていない箇所の除染（局所的除染）。

## (9) 道路等側溝堆積物の撤去【平成30年10月完了 実績：550.6km】

道路除染対象外（ $0.23 \mu\text{sv/h}$ 未満）の市道等を対象に実施。

## 7. 輸送・仮置場返地等の状況

除染により生じた除去土壌等は、各地区内に設置された仮置場等において一時的に保管した後、順次、環境省が中間貯蔵施設への輸送を実施しました。

### (1) 中間貯蔵施設への輸送結果

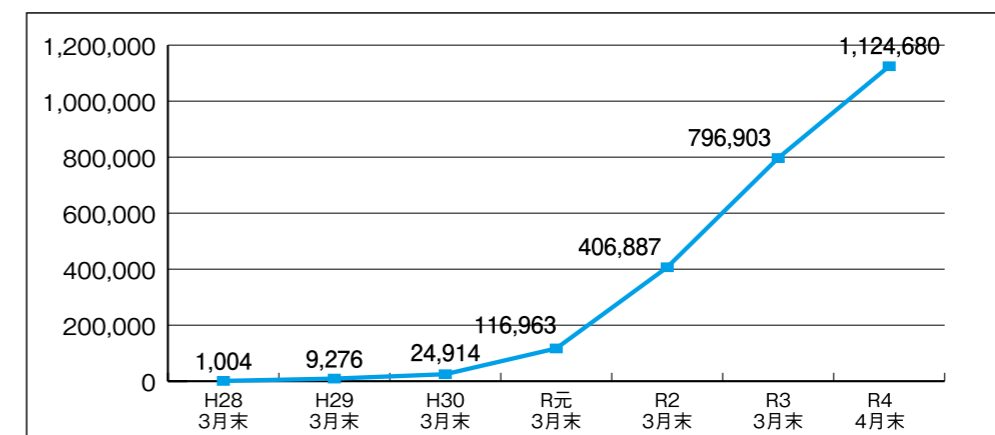
単位 $\text{m}^3$

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
輸送量(推計)※	1,004	8,272	15,638	92,049	289,924	390,016	327,777	1,124,680

※現場保管及び仮置場における除去土壌の量  
 ※保管の容量が異なるものがあるため推計値  
 ※平成27年12月輸送開始、令和4年4月輸送終了  
 ※令和4年4月の輸送分は令和3年度輸送量に含む

### 中間貯蔵施設輸送量（累計）

単位 $\text{m}^3$



### (2) 仮置場返地等の状況

除染により生じた除去土壌等を一時的に保管するため、各地区に仮置場を設置しました。中間貯蔵施設への輸送が完了した仮置場から順次、残置物撤去や原状回復工事を実施し、地権者等へ返地しました。

#### 返還状況

区分	箇所数	返還完了年度						
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
仮置場	34	1	6	4	6	11	4	2
仮々置場	7	0	2	0	4	1	0	0
計	41	1	8	4	10	12	4	2

#### ① 仮置場

番号	地区名	搬入開始	搬入完了	輸送完了	返地完了	設計容量 $\text{m}^3$	所有者等
1	大波	平成23年秋	平成30年11月	平成31年3月	令和2年10月	26,000	市
2	東部第1	平成25年10月	令和2年5月	令和3年3月	令和6年3月	16,000	民
3	松川	平成25年11月	令和3年4月	令和4年3月	令和6年3月	94,500	民
4	渡利	平成26年11月	令和2年1月	令和3年3月	令和6年3月	42,000	市
5	飯野・立子山	平成26年11月	令和元年7月	令和4年2月	令和5年11月	22,000	民
6	信陵第1	平成25年12月	平成29年1月	令和2年10月	令和4年3月	31,000	市
7	中央東第1	平成25年12月	令和2年6月	令和2年6月	令和2年12月	17,000	国
8	蓬莱	平成27年10月	令和4年2月	令和4年3月	令和7年8月	147,000	民

番号	地区名	搬入開始	搬入完了	輸送完了	返地完了	設計容量 m <sup>3</sup>	所有者等
9	中央西	平成26年8月	平成27年3月	令和2年4月	令和2年12月	200	県
10	清水第1	平成26年11月	令和2年6月	令和4年4月	令和7年3月	24,200	民
11	立子山	平成27年6月	令和元年12月	令和3年7月	令和5年3月	30,000	民
12	中央東第2	平成26年11月	令和元年6月	令和3年11月	令和6年3月	16,000	民
13	飯坂第1	平成26年11月	平成29年8月	令和元年6月	令和2年4月	2,800	民
14	清水第2	平成28年5月	令和3年4月	令和3年5月	令和5年3月	16,000	民・県
15	信陵第2	平成29年1月	令和元年7月	令和3年3月	令和6年10月	37,000	民
16	信陵第3	平成29年5月	令和元年10月	令和3年7月	令和6年3月	17,000	民
17	飯坂第2	平成29年7月	令和3年4月	令和3年8月	令和6年3月	83,000	民
18	北信第1	平成28年8月	平成29年7月	令和2年7月	令和3年6月	1,200	県
19	東部第2	平成30年1月	令和2年6月	令和2年10月	令和5年3月	16,000	民
20	北信第2	平成29年8月	令和元年11月	令和3年4月	令和8年2月	13,000	民
21	吉井田	平成29年7月	令和2年7月	令和2年10月	令和4年2月	3,200	市
22	信夫第1	平成29年8月	平成30年9月	令和4年1月	令和5年5月	9,200	民
23	信夫第2	平成29年11月	令和3年4月	令和3年7月	令和6年3月	8,500	民
24	土湯温泉町	平成29年8月	平成30年9月	平成30年11月	令和元年12月	300	市
25	西第1	平成29年8月	令和2年3月	令和2年3月	令和3年6月	6,500	県
26	西第2	平成29年9月	令和元年5月	令和元年6月	令和2年5月	7,000	県
27	北信第3	平成29年8月	令和2年4月	令和2年10月	令和5年3月	4,300	民
28	北信第4	平成29年8月	令和2年3月	令和2年12月	令和5年3月	6,300	民
29	信夫第3	平成29年10月	令和3年3月	令和3年2月	令和5年9月	8,400	民
30	信夫第4	平成29年10月	令和3年4月	令和3年10月	令和7年3月	7,800	民
31	信夫第5	平成29年10月	令和2年3月	令和3年9月	令和6年3月	7,800	民
32	吾妻第1	令和元年8月	令和3年4月	令和4年2月	令和6年10月	18,000	民
33	吾妻第2	令和元年6月	令和2年7月	令和2年8月	令和3年3月	3,000	民
34	吾妻第3	令和元年11月	令和3年2月	令和3年11月	令和5年3月	9,000	民

## ②仮々置場

番号	地区名	搬入開始	搬入完了	搬出完了	返地完了	設計容量 m <sup>3</sup>	所有者等
1	飯野A	平成26年6月	令和3年1月	令和3年6月	令和6年3月	17,000	民
2	飯野B	平成27年6月	令和元年12月	令和2年3月	令和4年11月	2,800	民
3	飯野C	平成28年12月	令和2年10月	令和2年10月	令和5年3月	8,300	民
4	飯野D	平成30年8月	令和3年2月	令和3年2月	令和5年3月	9,600	民
5	飯野E	平成31年2月	令和2年6月	令和2年7月	令和5年3月	6,700	民
6	杉妻A	平成29年2月	平成30年3月	令和2年2月	令和3年3月	3,100	民
7	吾妻A	平成31年2月	令和元年7月	令和2年3月	令和3年3月	2,300	民

## (3) 現場保管の解消

住宅除染等により現場保管している除去土壌を搬出する際には、事前に地権者と協議を行い、同意を得たうえで搬出をしているが、現場保管箇所の上に建築物等があるなど様々な理由により搬出が困難となっている事案があります。

令和8年3月31日現在

No.	区 分	収集・運搬	現場保管の箇所 (件)	
		開始年度 (実施年度)	保管箇所の集計 (実績値)	うち搬出 困難
1	住 宅	H23(H23～)	78,943	131
2	公共施設等 (市県国の施設、学校等)	H23(H23～R3)	1,392	0
3	生活圏森林等 (生活圏森林、樹園地、牧草地等)	H24(H24～)	8,438	10
合 計			88,773	141

## 搬出困難事案の内訳

令和8年3月31日現在

事由 \ 区分	No.1	No.3	計
	住宅	生活圏森林等	
保管箇所上に建築物、動産、舗装等がある	98	5	103
所有者が死亡、相続人不明等により連絡取れず	2	0	2
所有者が搬出拒否 (現場保管の現状維持、敷地の立ち入り拒否)	22	3	25
その他 (保管箇所不明等)	9	2	11
計	131	10	141

## 現場保管解消の推移

内容 \ 年月	R2.7末	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R6.3末	R7.3末	R8.3末
搬出困難件数 (前年比)	289	227(▲62)	203(▲24)	184(▲19)	164(▲20)	147(▲17)	141(▲6)

## 8. 除染情報の発信

### (1) 放射線対策ニュース

#### ①目的

福島市の主要な除染対策など、放射線対策に関する情報について、情報内容の充実を図り、市民に十分に理解してもらうために発行

#### ②発行

- ・平成25年2月から毎月発行
- ・市政だよりに折り込み、各町内会や企業、公共施設などに配布
- ・令和5年度から市政だより6月号電子版に掲載

#### ③掲載履歴

##### ≪平成24年度≫

- 平成25年 2月 除染の進め方、除染業者への指導  
3月 除染の実施検討会議、住宅除染の進め方  
住宅除染のモニタリング結果 (大波)

##### ≪平成25年度≫

- 平成25年 4月 除染業者への指導  
5月 除染等対策委員会、ホットスポット除染事業  
6月 除染の実施区域の拡大、住民説明会の開催 (杉妻・清水・信陵・北信)  
7月 住宅除染の進め方  
8月 除染監理員、住宅除染の実施区域を拡大、住宅除染の実施状況  
9月 ホットスポット除染の結果 (平成24年度)  
10月 住民説明会の実施結果  
11月 住宅除染の進捗状況

	12月	除染情報センターリニューアル
平成26年	1月	住宅除染の進め方、現場保管除去土壌の損傷の補修対応
	2月	住宅除染のQ & A、不審業者の訪問の注意喚起
	3月	仮置場の進捗状況、環境副大臣への要望書提出
《平成26年度》		
平成26年	4月	住宅除染のモニタリング結果（渡利・東部）
	5月	除染業者・除染監理員との情報の共有、住民説明会の開催（中央）
	6月	住宅除染前のモニタリングの徹底、住民説明会の開催（杉妻）
	7月	住宅除染における新たな測定機器の導入、住民説明会の開催（清水）
	8月	住宅除染のモニタリング結果（立子山・松川）、住民説明会の開催（北信）
	9月	道路除染の状況、福島市除染事業・警察連絡協議会
	10月	除去土壌の管理（現場保管・仮置場）
	11月	除去土壌の搬出
	12月	住宅除染のモニタリング結果（渡利・飯野）
平成27年	1月	平成27年度の住宅除染の対象地区
	2月	住宅除染のモニタリング結果（清水・蓬萊）、仮置場・現場保管継続のお願い
	3月	除染実施検討会、住宅除染の流れ
《平成27年度》		
平成27年	4月	道路除染の進捗状況、平成27年度住宅除染のパンフレット・同意書送付
	5月	除去土壌の現場保管
	6月	除染監理員
	7月	住宅除染の進め方
	8月	住宅除染の流れ（現地調査・測量、除染前測定・個別打ち合わせ）、住宅除染モニタリング結果（杉妻・信陵）
	9月	住宅除染の流れ（除染作業、除去土壌保管）
	10月	住宅除染の流れ（除染後測定、除去土壌搬出）
	11月	仮置場の設置、放射線測定器
	12月	仮置場の安全性
平成28年	1月	除去土壌の現場保管の継続のお願い
	2月	住宅除染モニタリング結果（中央・清水・東部・北信）
	3月	生活圏の森林除染
《平成28年度》		
平成28年	4月	住宅除染のモニタリング結果（蓬萊・東部・松川）
	5月	平成28年度の主な取り組み、仮置場の設置状況
	6月	除去土壌の現場保管の継続のお願い、仮置場の設置状況

	7月	福島市除染事業・警察連絡協議会、除染業者全体調整会議と工程会議について、除去土壌の現場保管の継続のお願い 仮置場の設置状況
	8月	仮置場の設置状況
	9月	中間貯蔵施設への輸送について 除去土壌を埋設保管している方へのお知らせ 一般住宅等の除染に係る申し込み受け付け、仮置場の設置状況
	10月	ふるさと除染計画一部改訂、除去土壌を埋設保管している方への お知らせ除染未実施の一般住宅などにおける除染の申し込みの受け付け 仮置場の設置状況
	11月	除去土壌を埋設保管している方へのお知らせ、仮置場の設置状況
	12月	除去土壌を埋設保管している方へのお知らせ、仮置場の設置状況
平成29年	1月	除去土壌を埋設保管している方へのお知らせ、仮置場の設置状況
	2月	除染の進捗状況、現場保管の継続について 除去土壌の敷地内での移設について
	3月	除去土壌の搬出について 新築・増改築や土地の造成などをお考えの方へ 道路等側溝堆積物の撤去について
《平成29年度》		
平成29年	4月	仮置場の設置状況について 新築・増改築や土地の造成などをお考えの方へ ふるさと除染実施計画の一部改訂について
	6月	除染の進捗状況について 新築・増改築や土地の造成などをお考えの方へ 仮置場の設置状況について
	8月	仮置場等の設置状況について 除去土壌の現場保管におけるお願い 新築・増改築や土地の造成などをお考えの方へ
	10月	中間貯蔵施設への輸送のお知らせ、仮置場等の設置状況
	12月	信夫山生活空間除染完了のお知らせ 新築・増改築や土地の造成などをお考えの方へ 仮置場等の設置状況について
平成30年	2月	生活圏森林除染完了のお知らせ 学校施設からの除去土壌の搬出について 新築・増改築や土地の造成などをお考えの方へ 仮置場等の設置状況
《平成30年度》		
平成30年	4月	市内の除染作業完了のお知らせ、仮置場の設置状況
	6月	除去土壌の収集・運搬について 除去土壌を現場保管している土地についてのお願い

	9月	環境省による中間貯蔵施設への除去土壌の輸送について 学校からの除去土壌搬出開始のお知らせ 道路側溝堆積物の撤去について
	12月	中間貯蔵施設への除去土壌輸送状況について 道路側溝堆積物撤去完了について
平成31年	3月	除去土壌輸送状況について フォローアップ除染完了について
《令和元年度》		
令和元年	6月	除去土壌輸送状況、現場保管している土地について
	9月	除去土壌輸送状況、輸送実績及び計画量
	12月	除去土壌輸送状況、新築・増築・敷地の舗装などをお考えの皆さまへ 現場保管されている除去土壌の確認のお願い
令和2年	3月	除去土壌輸送状況、新築・増築・敷地の舗装などをお考えの皆さまへ 現場保管されている除去土壌の確認のお願い
《令和2年度》		
令和2年	6月	除去土壌輸送状況、現場保管している土地について 現場保管されている除去土壌の確認のお願い
	9月	除去土壌輸送状況、新築・増築・敷地の舗装などをお考えの皆さまへ
	12月	除去土壌輸送状況、新築・増築・敷地の舗装などをお考えの皆さまへ
令和3年	3月	除去土壌輸送状況、新築・増築・敷地の舗装などをお考えの皆さまへ 現場保管されている除去土壌の確認のお願い
《令和3年度》		
令和3年	6月	除去土壌輸送状況、新築・増築・敷地の舗装などをお考えの皆さまへ 現場保管されている除去土壌の確認のお願い
	9月	除去土壌輸送状況、新築・増築・敷地の舗装などをお考えの皆さまへ 現場保管されている除去土壌の確認のお願い
	12月	除去土壌輸送状況、新築・増築・敷地の舗装などをお考えの皆さまへ 現場保管されている除去土壌の確認のお願い
令和4年	3月	除去土壌輸送状況、新築・増築・敷地の舗装などをお考えの皆さまへ 現場保管されている除去土壌の確認のお願い

《令和4年度》		
令和5年	3月	土地の購入・譲渡などをお考えの皆様へ
《令和5年度》		
令和5年	6月	汚染状況重点調査地域の指定解除、除去土壌に関するお願い
	12月	除去土壌に関するお願い
《令和6年度》		
令和6年	6月	除去土壌に関するお願い
《令和7年度》		
令和7年	6月	除去土壌に関するお願い

## (2) その他の広報

### ① 市政だより

《平成23年度》		
平成23年	7月	全小・中学校、幼稚園、保育所で校庭・園庭の表土除去を実施
	8月	全市的に放射能を除染
	9月	ふるさと除染実施計画（第一次計画）、渡利・大波で先行除染 渡利地区 放射能除染事業の結果（速報版の概要）
	11月	ふるさと除染実施計画（第1版）
	10月	中間貯蔵施設への輸送のお知らせ、仮置場等の設置状況
	12月	大波地区本格除染
平成24年	2月	公園の除染・結果
	3月	市内全域の農地を除染
《平成24年度》		
平成24年	5月	ふるさと除染実施計画（第1版）の見直し、渡利・大波地区除染 作業の進捗状況
	11月	除染の取り組み、住宅除染の実施（予定）時期、渡利地区の除染 効果 ホットスポット除染事業を開始、公共施設の除染
平成25年	1月	仮置場の設置（東部・松川）、住宅除染の進め方・進捗状況
	3月	ふるさと除染実施計画、仮置場の設置（渡利・飯野・立子山） 仮置場の安全性
《平成25年度》		
平成25年	4月～11月	ふるさと除染実施計画
	4月	除染情報センター開所、住民説明会の開催（東部・蓬萊・松川・ 中央・信陵・清水・北信・杉妻）
	6月	仮置場の設置（信陵）
	8月	仮置場の設置（中央）
平成26年	3月	仮置場の設置（蓬萊）

《平成26年度》

- 平成 26 年 4 月 住宅除染の実施、住宅除染の進捗状況、仮置場の設置（中央西・清水・立子山）・設置状況
- 7 月 仮置場の設置（中央東・飯坂）

《平成27年度》

- 平成 27 年 4 月 住宅除染の実施
- 11 月 仮置場の設置（清水）
- 12 月 パイロット輸送

《平成28年度》

- 平成 27 年 4 月 生活圏の森林除染を実施  
道路除染の実施  
仮置場の設置（信陵）
- 5 月 仮置場の設置（飯坂）

※以降、放射線対策ニュースで広報

②市政5分番組

《平成25年度》

- 平成 25 年 5 月 除染情報センター開所
- 6 月 福島市の除染（住宅除染）
- 平成 26 年 2 月 除染情報センターリニューアル、仮置場への搬入

《平成26年度》

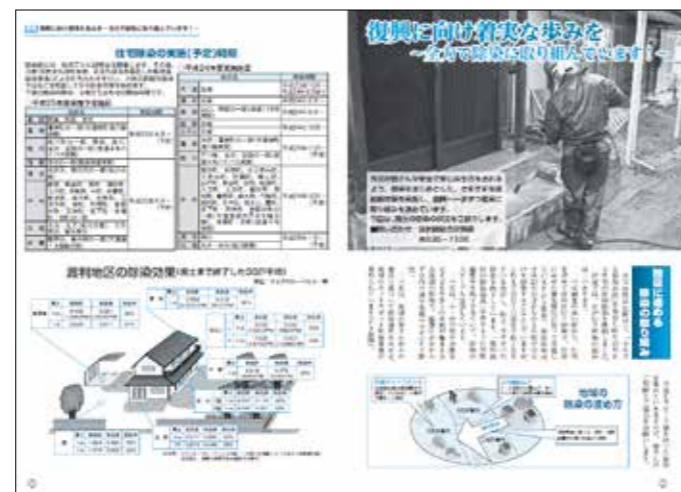
- 平成 26 年 9 月 福島市の除染（現場保管解消）

参考資料（データ集）

- 1 住宅除染の進めかた . . . P 36
- 2 工区別住宅除染発注状況 . . . P 39
- 3 地区別住宅除染結果 . . . P 42
- 4 道路除染の進め方 . . . P 59
- 5 工区別道路除染発注状況 . . . P 60
- 6 工区別生活圏森林除染発注状況 . . . P 63
- 7 ホットスポット除染結果 . . . P 66
- 8 仮置場等の構造図 . . . P 70
- 9 原状回復の進め方 . . . P 71
- 10 福島市ふるさと除染実施計画 . . . P 72



放射線対策ニュース



市政だより

## 1 住宅除染の進めかた

住宅除染は、平成23年6月に実施した全市放射線測定結果を基に、空間線量率の比較的高かった市内の東側から西側へ向かって除染作業を実施しました。

### 住宅除染の流れ

#### 1. 福島市から除染内容の説明

市において、地域除染等対策委員会※に対し、除染内容の説明をおこないます。



※地域除染等対策委員会とは  
お住まいの地域の自治振興協議会の役員、町内会連合会の役員、PTA、地元企業、地域の市議会議員の皆さまなどで構成される委員会。除染を進めるための様々な必要事項を協議しています。

#### 2. 除染の進めかたの確認

住宅除染実施検討会議で、対象となる町会長の皆さんなどと一緒に、除染の進めかたや除染のエリア分けなどを確認します。



#### 3. 「住宅除染のご案内」(パンフレット)の送付

事前に除染の手順や方法などを掲載した「住宅除染のご案内」(パンフレット)を住宅除染対象者の皆さまへ送付します。

## 4. 現地調査・測量

福島市から業務委託を受けた除染業者が、各住宅の調査・測量をおこないます。



## 5. 除染前測定・個別打ち合わせ

除染監理員※と除染業者が住宅を訪問し、除染前の空間線量率のモニタリングと除染内容の打ち合わせをおこないます。



※除染監理員とは  
市から業務委託を受けた業者で、市の職員の代わりとなって除染作業の監理をおこないます。

### 【参考】高所における線量確認

これまで足場を設置しないと確認が困難であった、屋根や雨どいの推積物の状況や放射線量について、屋根に上がることなく確認することができます。

市民の皆様も個別打ち合わせ等において、モニターを通してその場で状況を確認することが可能となりました。



▲モニターによる高所状況の確認



▲高所測定機器によるモニタリング



▲高所点検カメラによる状況確認

## 6. 除染作業

除染作業は、除染前測定（モニタリング）と個別打ち合わせの結果に沿った内容で進めます。



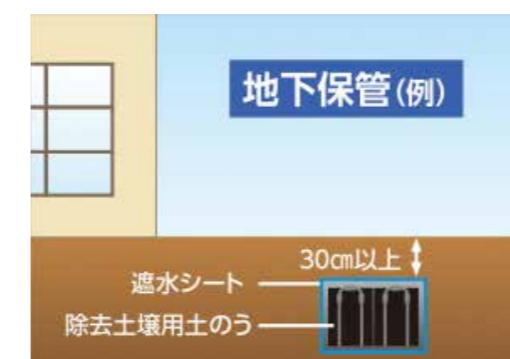
## 7. 除去土壌の保管

除染により発生した除去土壌については、下記の2種類の方法により現場（ご自宅の敷地内など）に保管いたします。

※どちらの方法でも、除去土壌の周囲を30cm覆土し、放射線の遮へい効果（98パーセント）が得られるよう実施します。

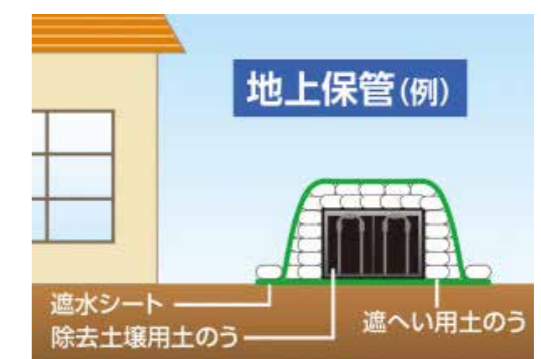
※地下保管および地上保管した土壌は、搬出可能となり次第、仮置場などへ搬出します。

### 地下保管（例）



地中30cmより深くに除去土壌を入れた土のうを遮水シートで覆い、埋設して保管します。

### 地上保管（例）



除去土壌を入れた土のうを、放射線を遮へいするための土のう（30cm）で覆い、さらに紫外線や雨などでの劣化を防ぐため遮水シートで覆い地上に保管します。

## 8. 除染後測定（モニタリング）

除染後の数値についてモニタリングを実施し、結果を確認いたします。

## 2 工区別住宅除染発注状況

委託業務名	次	工区名	業者名	委託期間
大波地区	第1次	—	市内32業者	— ~ —
	第2次	—	市内10業者	— ~ —
渡利地区	第1次	1工区	日新・福新・広成JV	H24.1.20 ~ H24.7.31
		2工区	大林組	H24.1.20 ~ H24.8.10
		3工区	三井住友・小野JV	H24.1.20 ~ H24.9.28
	第2次	4工区	飛鳥・半澤JV	H24.5.11 ~ H25.7.31
		5工区	大林組・亀岡工務店JV	H24.5.11 ~ H25.6.28
		6工区	三井住友・小野JV	H24.5.11 ~ H25.3.15
第3次	7工区	三井住友・丸立渡辺JV	H24.6.26 ~ H29.3.24	
東部地区	第1次	1工区	佐藤・本多JV	H24.7.18 ~ H29.3.24
	第2次	2工区	大丸・半澤JV	H25.3.1 ~ H26.7.31
		3工区	小林・会津建設JV	H25.4.19 ~ H26.7.31
		4工区	多田・松崎・八巻JV	H25.3.1 ~ H26.12.19
	第3次	5工区	多田・八巻JV	H26.2.28 ~ H27.3.30
立子山地区	全域	1工区	小林・会津建設JV	H24.9.28 ~ H26.10.30
		2工区	多田・安斎・八巻JV	H24.9.28 ~ H26.1.24
中央地区	第1次	1工区	三井住友・丸立渡辺JV	H24.10.12 ~ H27.3.20
		2工区	大林組・亀岡工務店JV	H24.10.12 ~ H26.12.19
		3工区	安藤・亀谷・菅信JV	H24.10.12 ~ H27.4.23
		4工区	佐藤・東信JV	H24.10.12 ~ H28.3.30
		5工区	日新・福新・広成JV	H24.10.12 ~ H27.3.20
	第2次	6工区	三井住友・丸立渡辺JV	H25.3.15 ~ H28.10.31
		7工区	富久泉・小野JV	H25.3.15 ~ H26.9.30
		8工区	日新・福新・広成JV	H25.3.15 ~ H29.3.24
		9工区	大林組・亀岡工務店JV	H25.3.15 ~ H26.9.30
	第3次	10工区	三井住友・丸立渡辺JV	H26.3.7 ~ H27.7.31
		11工区	大林組・亀岡工務店JV	H26.3.7 ~ H27.8.31
		12工区	東信・亀谷・紺野JV	H26.3.7 ~ H27.11.30
		13工区	晃・古俣・ノオコーJV	H26.3.7 ~ H27.6.30
飯野地区	全域	1工区	日新・福新JV	H24.9.28 ~ H26.1.17
		2工区	富久泉・梅津JV	H24.9.28 ~ H25.12.13
		3工区	安藤・亀谷JV	H24.9.28 ~ H29.3.24
		4工区	晃・古俣・ノオコーJV	H24.9.28 ~ H29.3.24
		5工区	菅野・一新JV	H24.9.28 ~ H26.2.28

委託業務名	次	工区名	業者名	委託期間
松川地区	第1次	1工区	日新・福新・広成JV	H24.10.5 ~ H29.3.24
		2工区	佐藤・本多JV	H24.10.5 ~ H27.3.20
		3工区	菅野・一新JV	H24.10.5 ~ H26.1.15
		4工区	晃・古俣・ノオコーJV	H24.10.5 ~ H25.12.25
	第2次	5工区	安藤・斎藤・菅信JV	H25.3.8 ~ H29.3.24
		6工区	富久泉・梅津JV	H25.3.8 ~ H29.3.29
		7工区	日新・福新・広成JV	H25.3.8 ~ H27.6.30
		8工区	菅野・一新JV	H25.3.8 ~ H29.3.24
	第3次	9工区	菅野・一新JV	H26.2.28 ~ H27.6.30
蓬萊地区	第1次	東部1工区	大林組・亀岡工務店JV	H24.10.26 ~ H26.3.20
		東部2工区	大林組・亀岡工務店JV	H24.10.26 ~ H26.3.20
	第2次	西部1工区	大林組・亀岡工務店JV	H25.3.1 ~ H26.9.30
		西部2工区	大林組・亀岡工務店JV	H25.6.11 ~ H29.3.24
	第3次	西部3工区	大林組・亀岡工務店JV	H26.2.28 ~ H29.3.24
清水地区	第1次	1工区	富久泉・大丸・半澤JV	H24.12.7 ~ H26.12.19
		2工区	三井住友・丸立渡辺JV	H24.12.7 ~ H25.12.25
	第2次	3工区	東信・亀谷JV	H25.6.25 ~ H26.10.31
		4工区	東信・亀谷・交友会JV	H25.6.25 ~ H26.10.31
		5工区	三井住友・丸立渡辺JV	H25.6.14 ~ H28.7.29
		6工区	大林組・亀岡工務店JV	H25.6.14 ~ H26.12.19
	第3次	7工区	東信・亀谷JV	H26.6.6 ~ H29.3.24
		8工区	日新・福新・広成JV	H26.6.6 ~ H29.3.24
		9工区	東信・交友会JV	H26.6.6 ~ H29.3.24
		10工区	日新・福新・広成JV	H26.6.6 ~ H27.7.31
		11工区	晃・古俣・ノオコーJV	H26.6.6 ~ H29.3.24
		12工区	三井住友・丸立渡辺JV	H26.6.6 ~ H27.9.30
		13工区	大林組・亀岡工務店JV	H26.6.6 ~ H27.7.31
		14工区	小林・会津建設JV	H26.6.6 ~ H27.6.30
		15工区	菅野・一新JV	H26.6.6 ~ H27.7.31
杉妻地区	第1次	1工区	三井住友・丸立渡辺JV	H25.5.24 ~ H26.10.31
		2工区	三井住友・丸立渡辺JV	H26.5.23 ~ H27.9.30
	第2次	3工区	日新・福新・広成JV	H26.5.23 ~ H29.3.29
		4工区	富久泉・梅津JV	H26.5.23 ~ H27.5.29
		5工区	大林組・亀岡工務店JV	H26.5.23 ~ H29.3.24

委託業務名	次	工区名	業者名	委託期間
北信地区	第1次	1工区	小野・紺野・交友会JV	H25.6.28 ~ H26.12.19
		2工区	晃・古俣・ノオコーJV	H25.6.28 ~ H27.1.30
		3工区	三井住友・丸立渡辺JV	H25.6.28 ~ H26.12.12
		4工区	大林組・亀岡工務店JV	H25.6.28 ~ H26.12.19
		5工区	小林・会津建設JV	H25.6.28 ~ H26.10.31
	第2次	6工区	大丸・半澤JV	H26.6.20 ~ H27.8.26
		7工区	多田・八巻JV	H26.6.20 ~ H27.11.30
		8工区	三井住友・丸立渡辺JV	H26.6.20 ~ H27.7.31
		9工区	小野・交友会JV	H26.6.20 ~ H27.5.29
		10工区	小野・紺野JV	H26.6.20 ~ H27.5.29
		11工区	大林組・亀岡工務店JV	H26.6.20 ~ H27.7.31
		12工区	安藤・斎藤JV	H26.6.20 ~ H27.8.31
		13工区	佐藤・本多JV	H26.6.20 ~ H27.3.20
信陵地区	第1次	1工区	日新・福新・広成JV	H25.6.21 ~ H26.9.30
		2工区	富久泉・梅津JV	H25.6.21 ~ H27.7.31
	第2次	3工区	富久泉・半澤・梅津JV	H26.3.14 ~ H29.3.24
		4工区	大林組・亀岡工務店JV	H26.3.14 ~ H27.5.29
		5工区	日新・福新・広成JV	H26.3.14 ~ H27.6.30
		6工区	小野・大丸・交友会JV	H26.3.14 ~ H29.3.24
		7工区	佐藤・本多JV	H26.3.14 ~ H26.12.19
		8工区	小林・会津建設JV	H26.3.14 ~ H27.5.29
飯坂地区	全域	1工区	小林・会津建設JV	H27.2.27 ~ H29.3.24
		2工区	小林・会津建設JV	H27.2.27 ~ H28.8.31
		3工区	晃・古俣・ノオコーJV	H27.2.27 ~ H28.10.31
		4工区	晃・古俣・ノオコーJV	H27.2.27 ~ H28.9.30
		5工区	安藤・斎藤JV	H27.2.27 ~ H28.3.30
		6工区	大丸・半澤JV	H27.2.27 ~ H29.3.24
		7工区	小野・紺野JV	H27.2.27 ~ H29.3.24
		8工区	三井住友・丸立渡辺JV	H27.2.27 ~ H29.3.24
吾妻地区	全域	1工区	小野・交友会JV	H27.3.6 ~ H29.3.24
		2工区	東信・亀谷・紺野JV	H27.3.6 ~ H29.3.24
		3工区	日新・福新・広成JV	H27.3.6 ~ H28.11.30
		4工区	多田・安斎・八巻JV	H27.3.6 ~ H29.3.24
		5工区	日新・福新・広成JV	H27.3.6 ~ H28.10.31
		6工区	三井住友・丸立渡辺JV	H27.3.6 ~ H28.9.30
		7工区	安藤・斎藤JV	H27.3.6 ~ H28.9.30
		8工区	大林組・亀岡工務店JV	H27.3.6 ~ H28.7.29
吉井田地区	全域	1工区	佐藤・本多JV	H27.3.6 ~ H28.5.31
		2工区	佐藤・本多JV	H27.3.6 ~ H29.3.24
		3工区	富久泉・半澤JV	H27.3.6 ~ H28.11.30

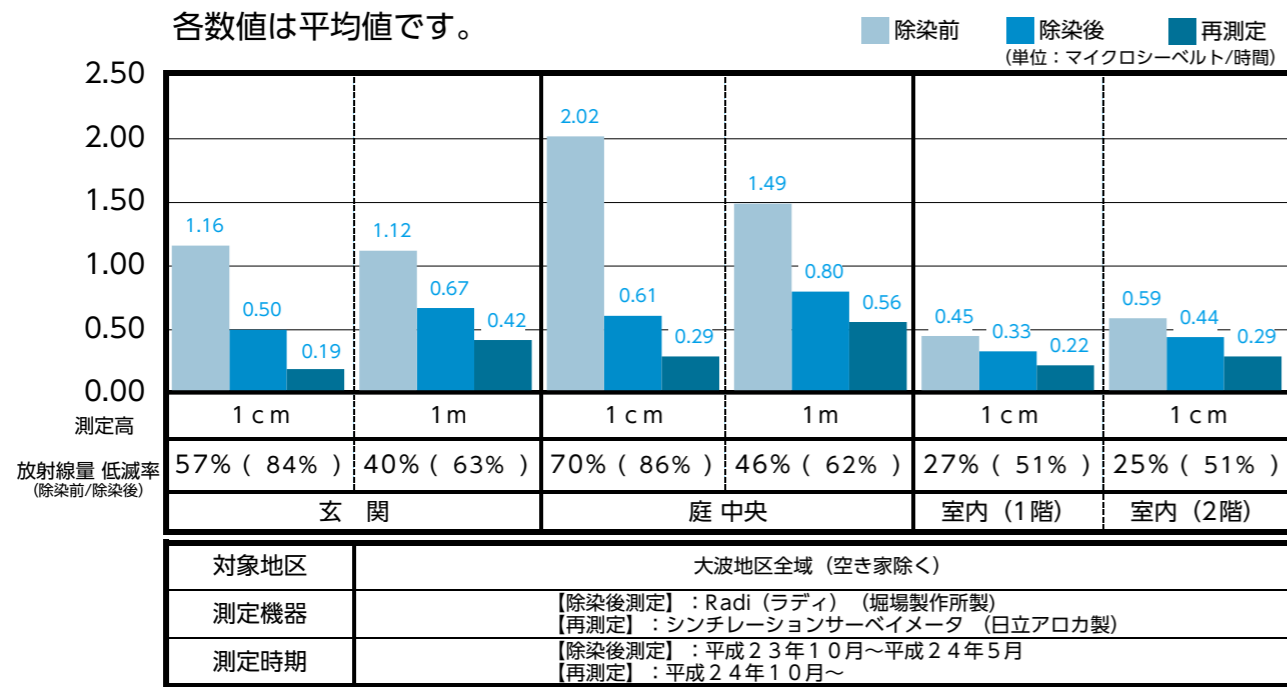
委託業務名	次	工区名	業者名	委託期間
信夫地区	全域	1工区	三井住友・丸立渡辺JV	H27.3.13 ~ H28.7.29
		2工区	富久泉・梅津JV	H27.3.13 ~ H28.3.30
		3工区	東信・亀谷・交友会JV	H27.3.13 ~ H29.3.24
		4工区	菅野・一新JV	H27.3.13 ~ H28.9.30
		5工区	三井住友・丸立渡辺JV	H27.3.13 ~ H29.3.24
		6工区	菅野・一新JV	H27.3.13 ~ H29.3.24
西地区 (土湯温泉町含む)	全域	1工区	大林組・亀岡工務店JV	H27.3.13 ~ H29.3.24
		2工区	大林組・亀岡工務店JV	H27.3.13 ~ H28.7.29
		3工区	大林組・亀岡工務店JV	H27.3.13 ~ H27.12.18

### 3 地区別住宅除染結果

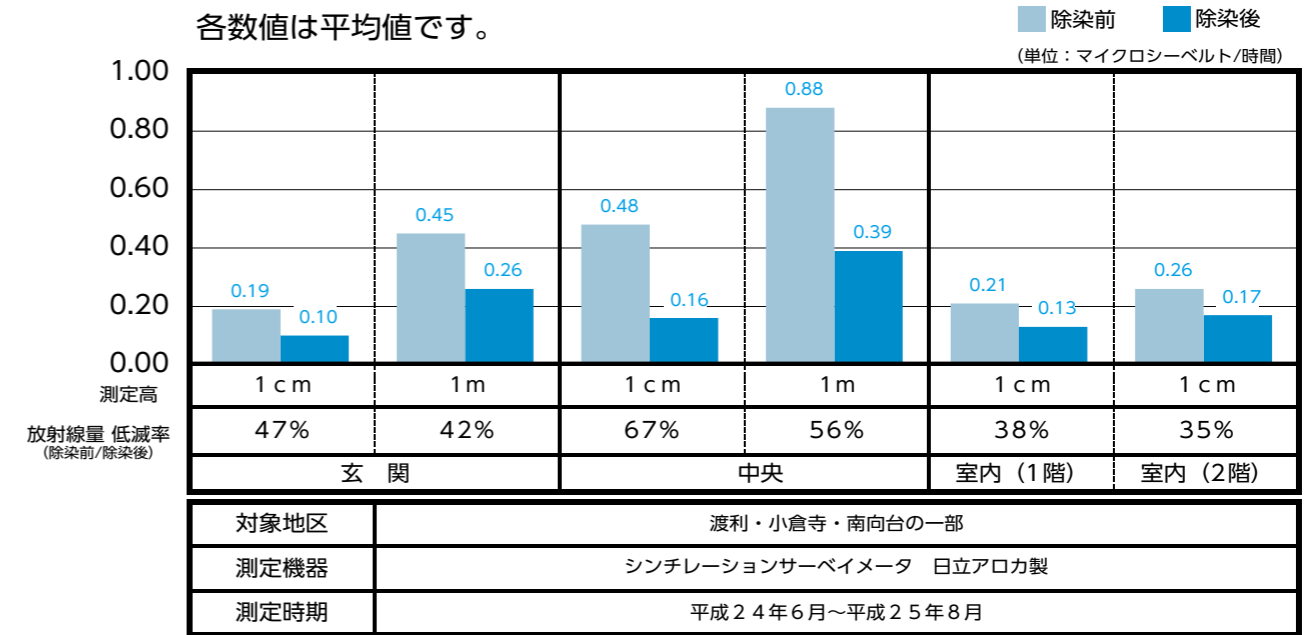
#### 地区別住宅除染件数

地区名	除染件数
大波	491
渡利	6,142
東部	3,415
立子山	588
中央	11,539
飯野	2,793
松川	5,211
蓬萊	3,207
清水	10,912
杉妻	4,093
北信	9,868
信陵	4,923
飯坂	7,591
吾妻	8,555
吉井田	3,516
信夫	7,728
西 (土湯温泉町90件含む)	2,158
合計	92,730

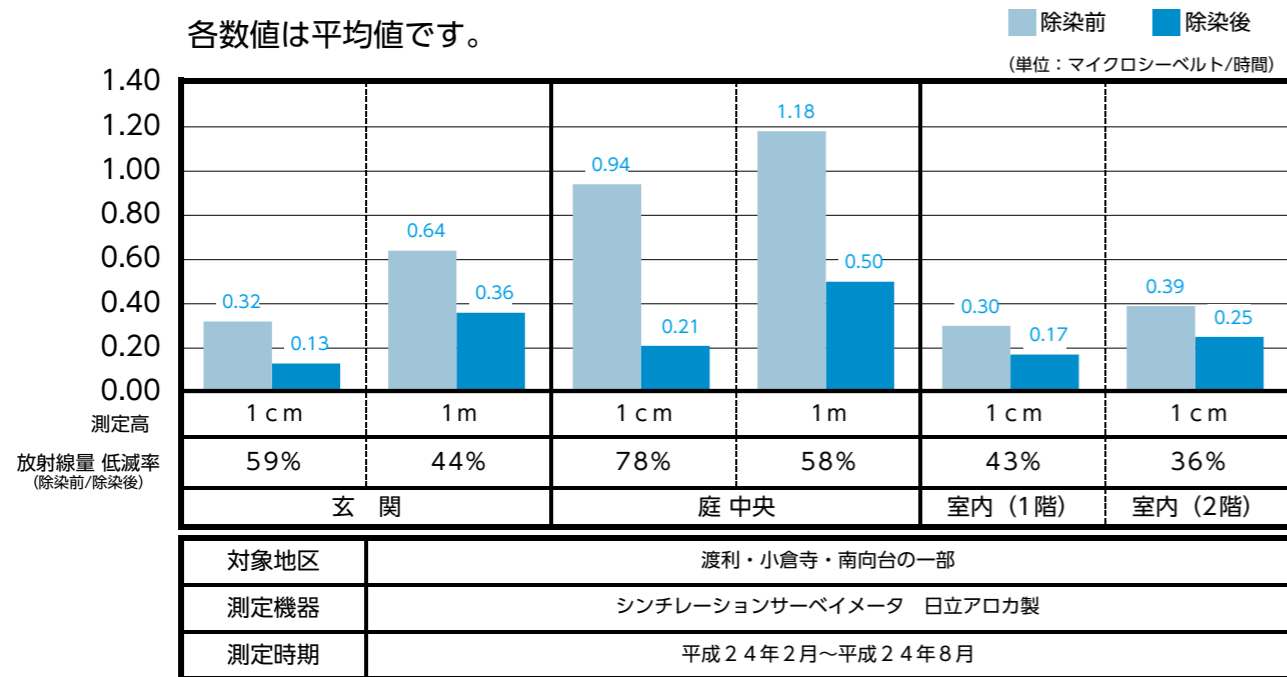
## 大波地区(全域)住宅除染モニタリング結果



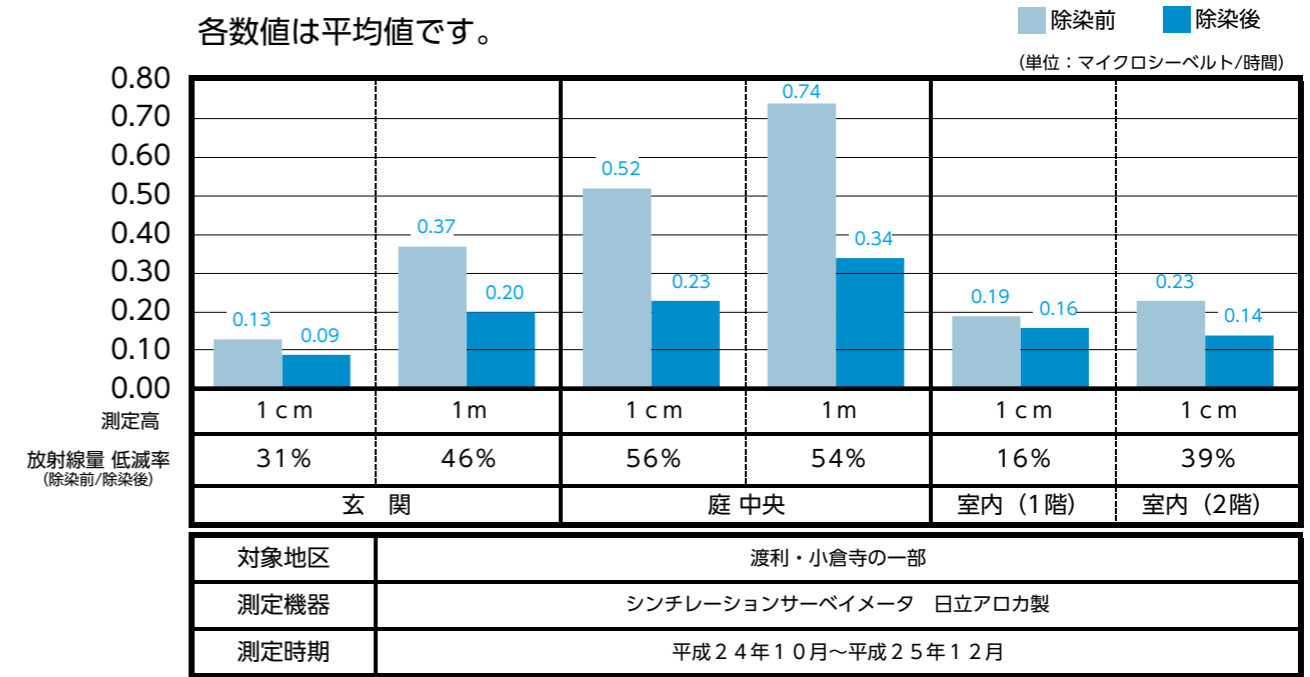
## 渡利地区(第二次)[4~6工区]住宅除染モニタリング結果



## 渡利地区(第一次)[1~3工区]住宅除染モニタリング結果



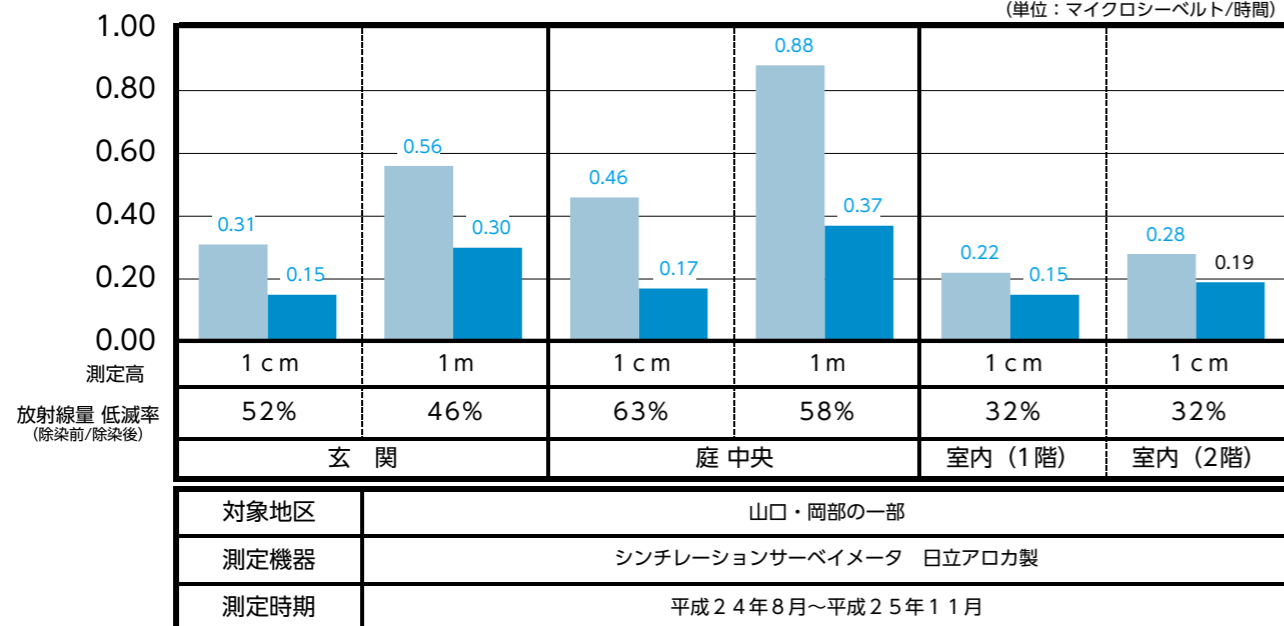
## 渡利地区(第三次)[7工区]住宅除染モニタリング結果



## 東部地区 (第一次) [1工区]住宅除染モニタリング結果

各数値は平均値です。

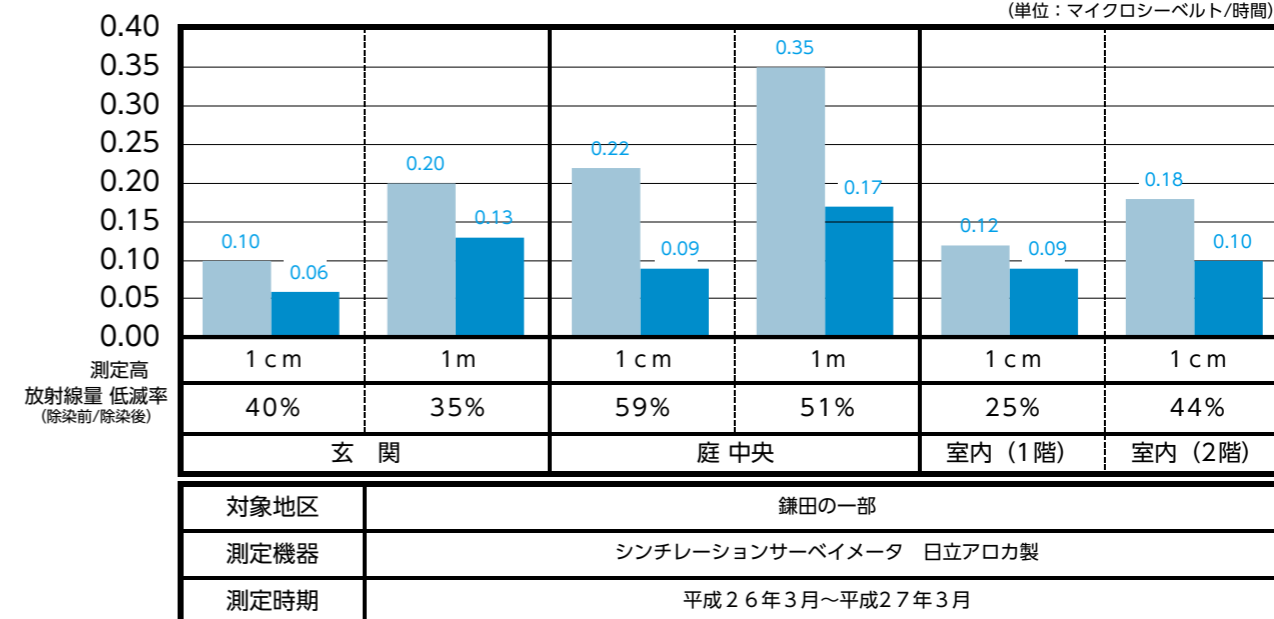
■ 除染前 ■ 除染後  
(単位：マイクロシーベルト/時間)



## 東部地区 (第三次) [5工区]住宅除染モニタリング結果

各数値は平均値です。

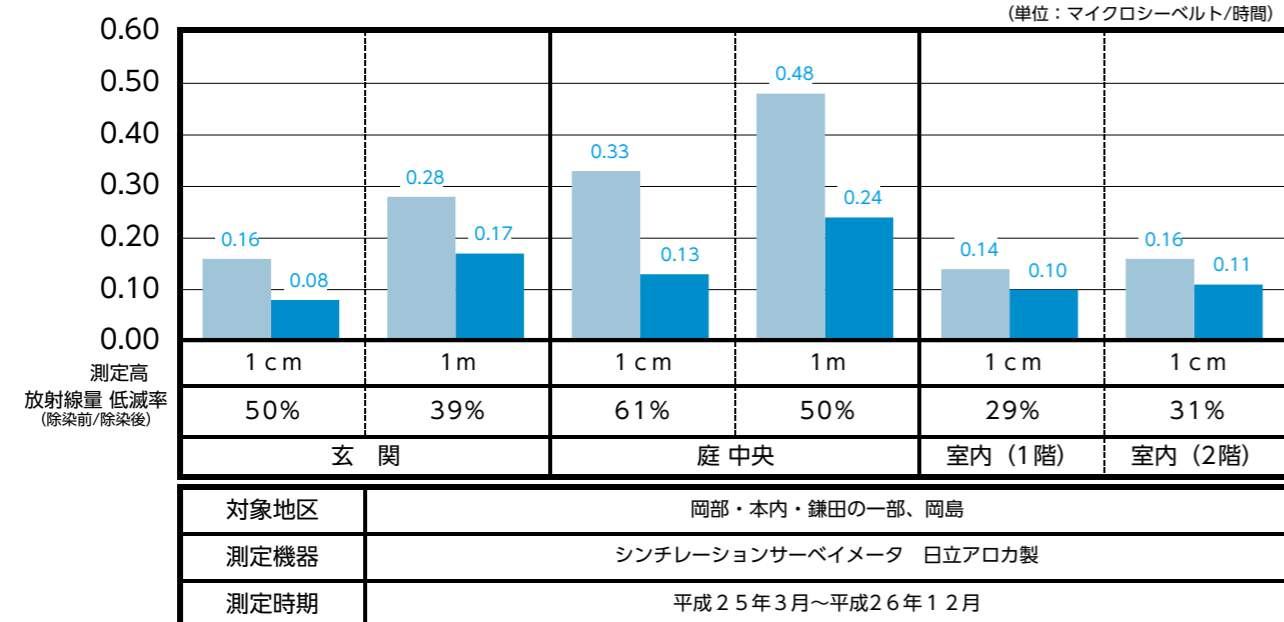
■ 除染前 ■ 除染後  
(単位：マイクロシーベルト/時間)



## 東部地区 (第二次) [2～4工区]住宅除染モニタリング結果

各数値は平均値です。

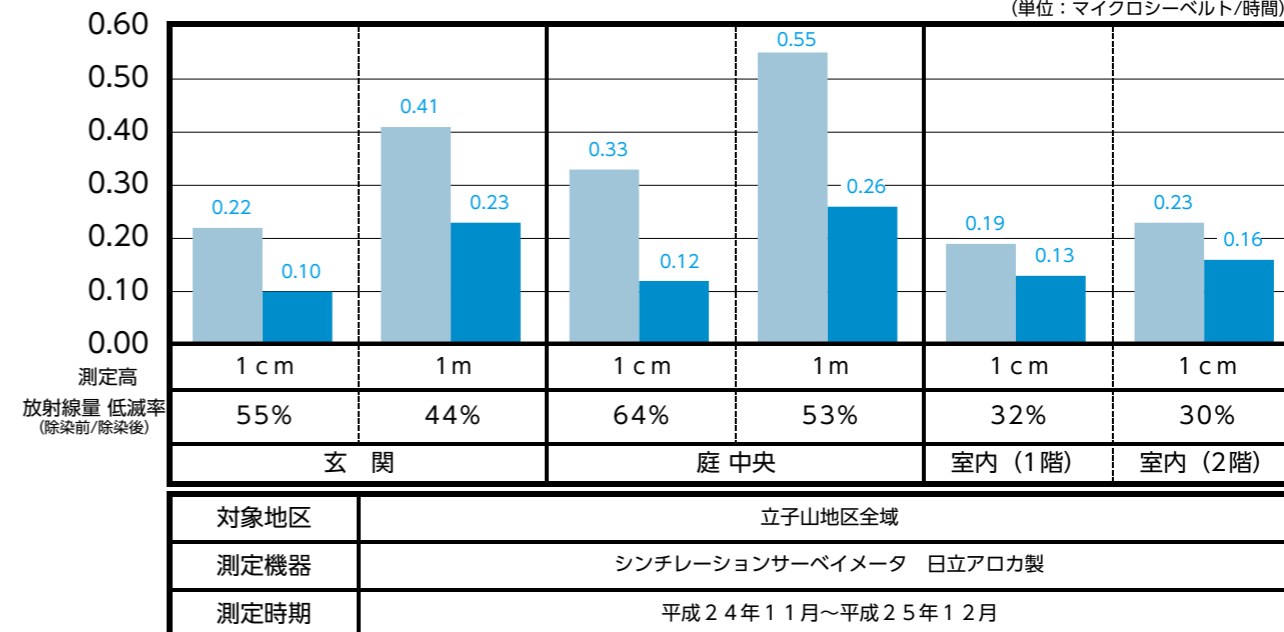
■ 除染前 ■ 除染後  
(単位：マイクロシーベルト/時間)



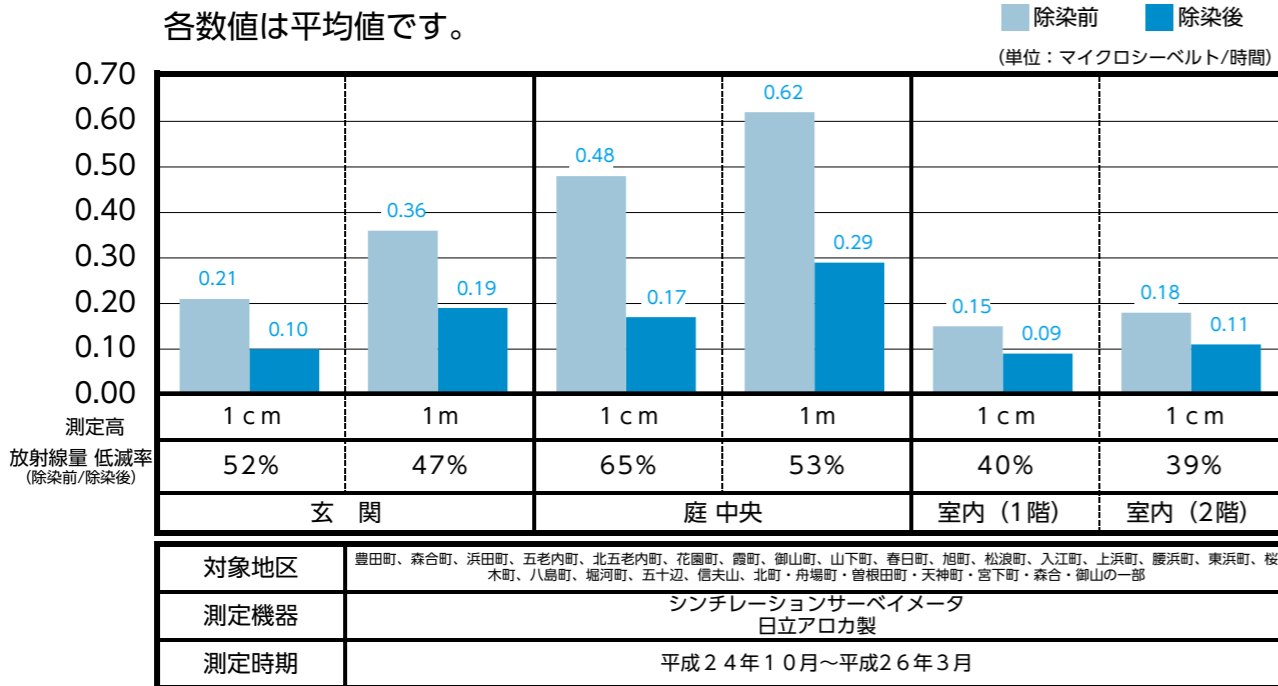
## 立子山地区 (全域) [1～2工区]住宅除染モニタリング結果

各数値は平均値です。

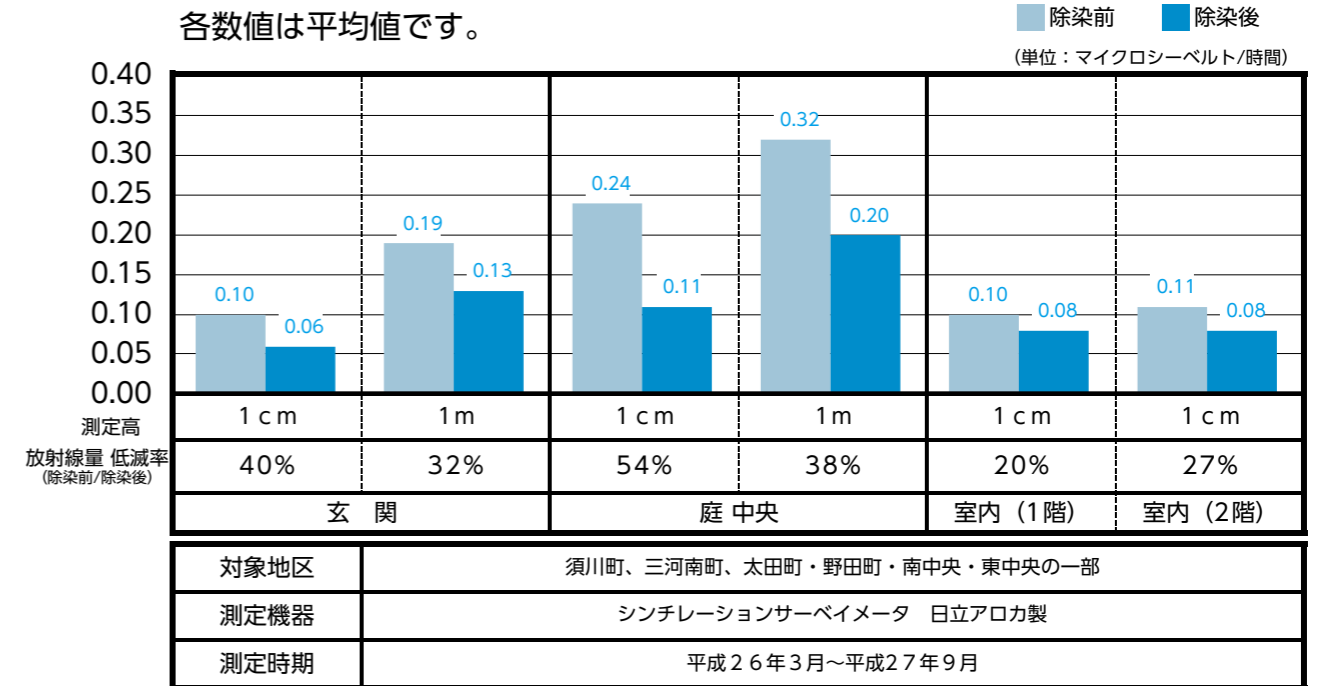
■ 除染前 ■ 除染後  
(単位：マイクロシーベルト/時間)



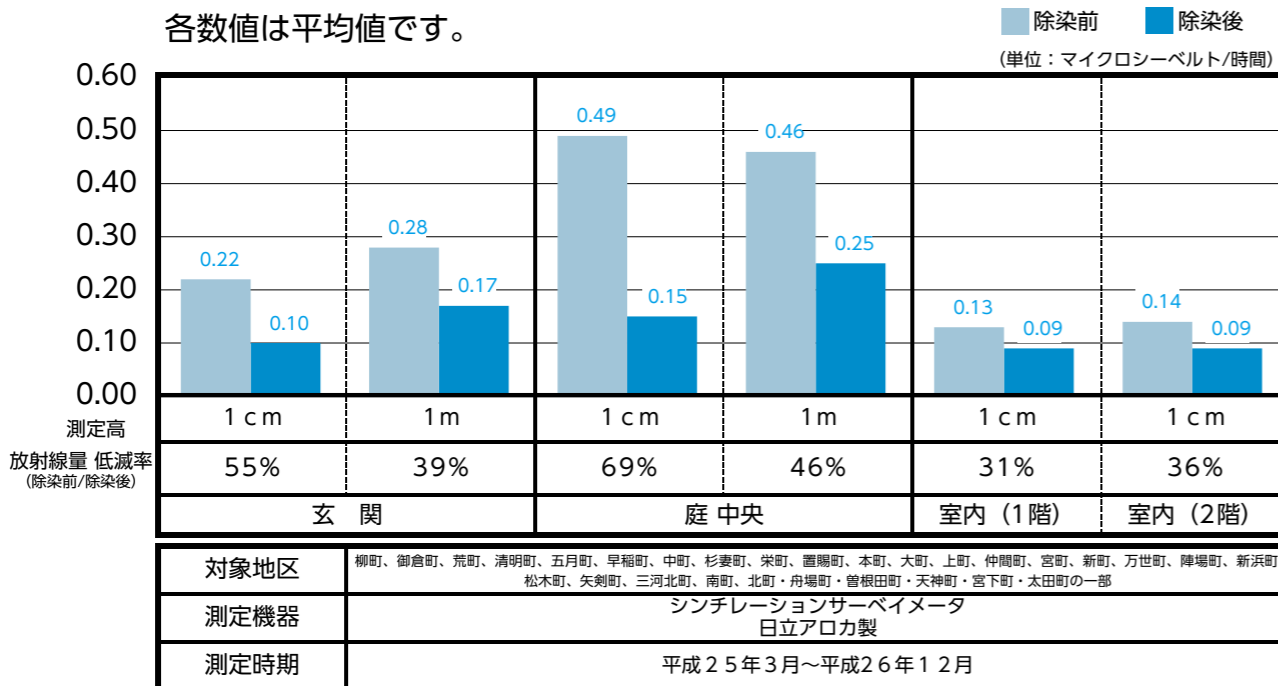
## 中央地区（第一次）[1～5工区] 住宅除染モニタリング結果



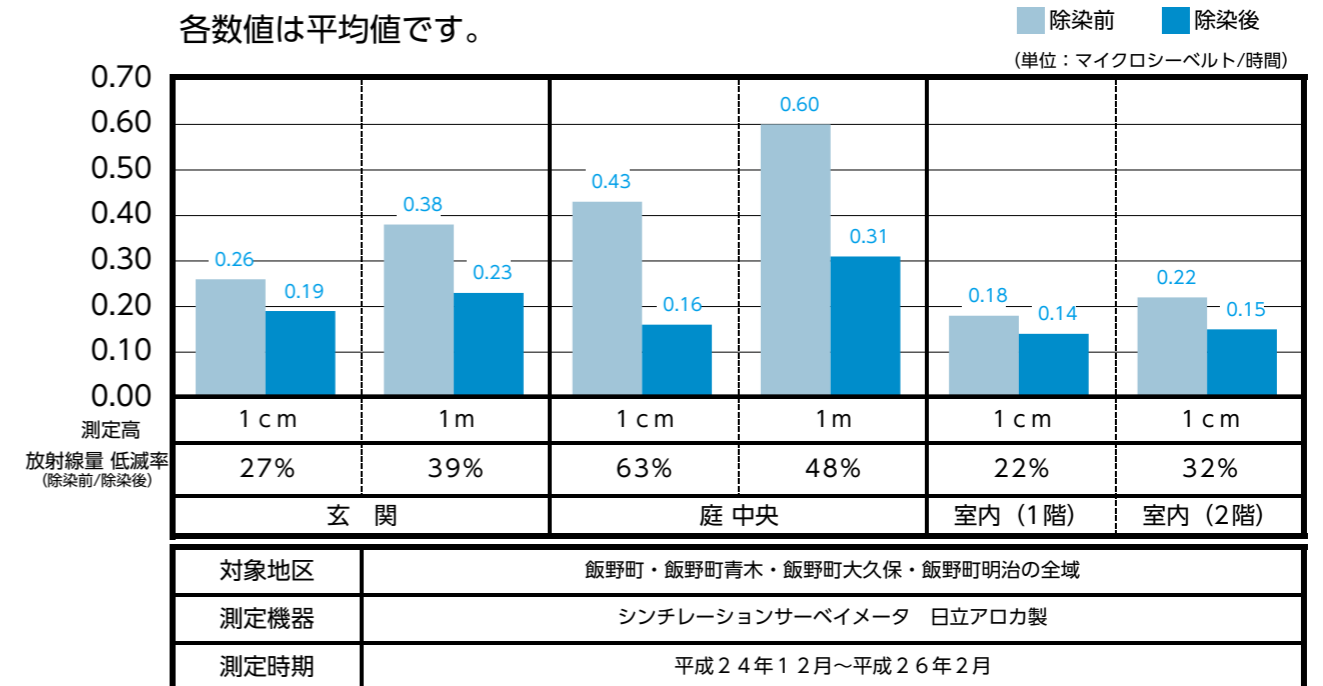
## 中央地区（第三次）[10～13工区]住宅除染モニタリング結果



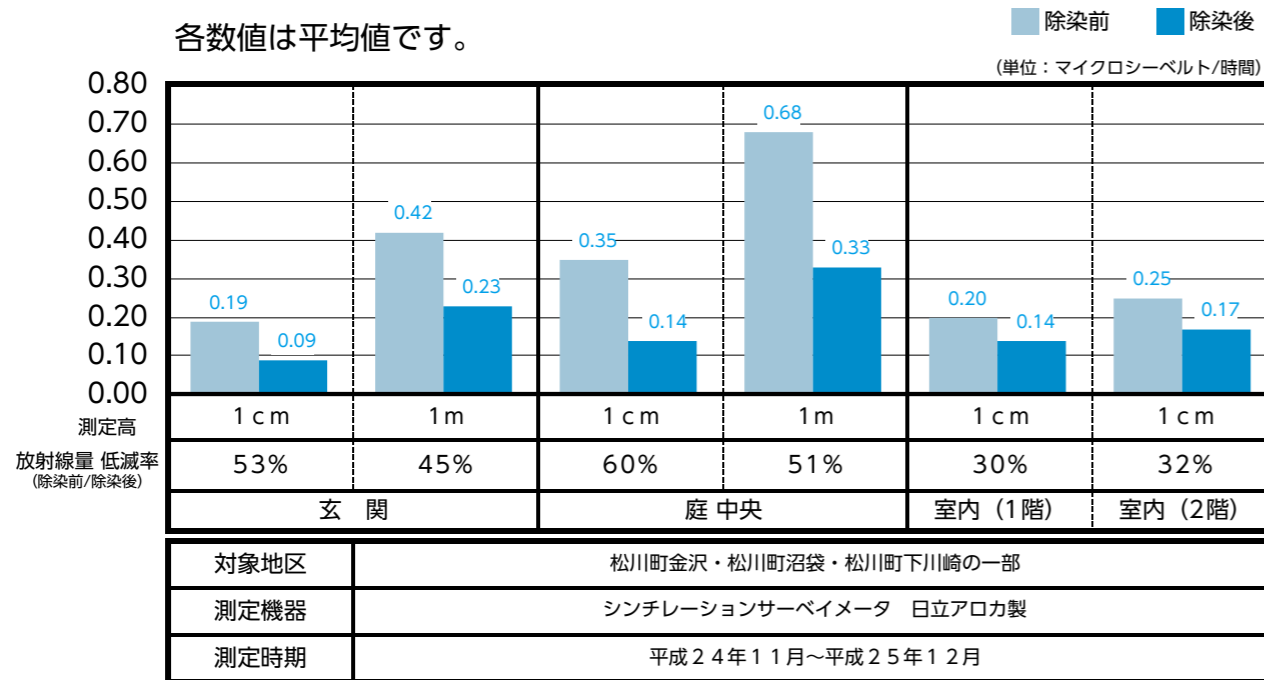
## 中央地区（第二次）[6～9工区] 住宅除染モニタリング結果



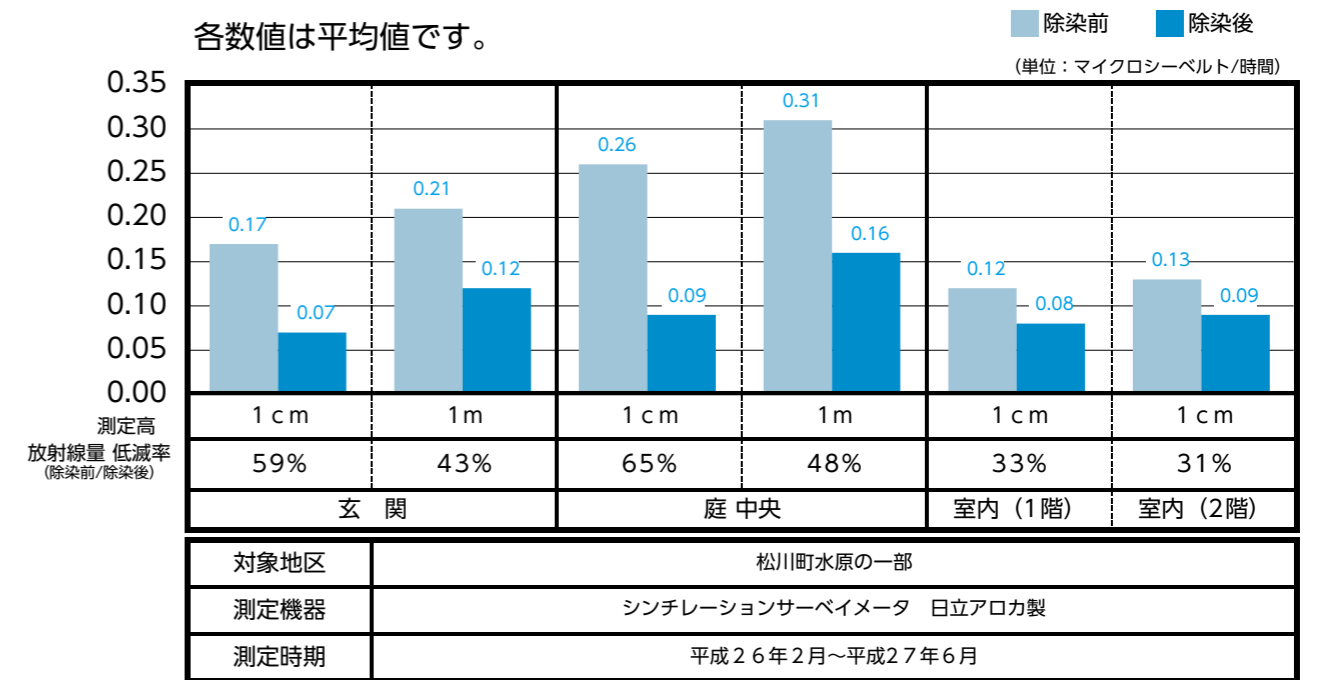
## 飯野地区（全域）【1～5工区】住宅除染モニタリング結果



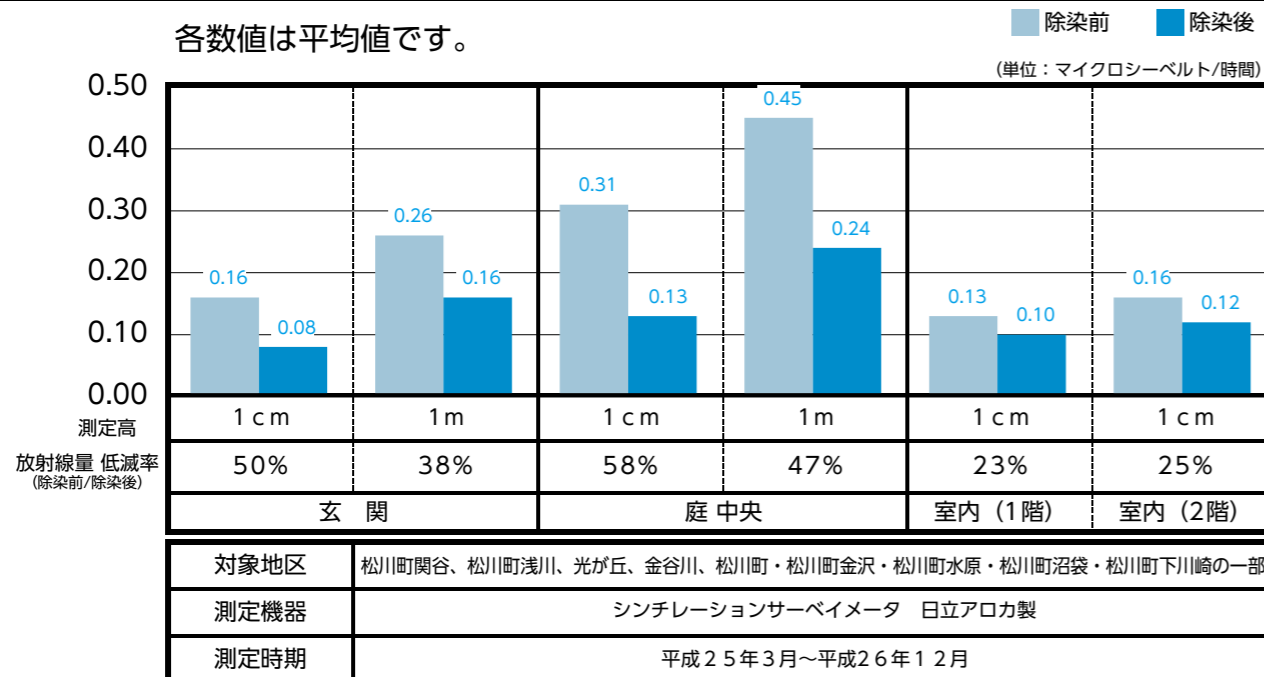
## 松川地区（第一次）[1～4工区]住宅除染モニタリング結果



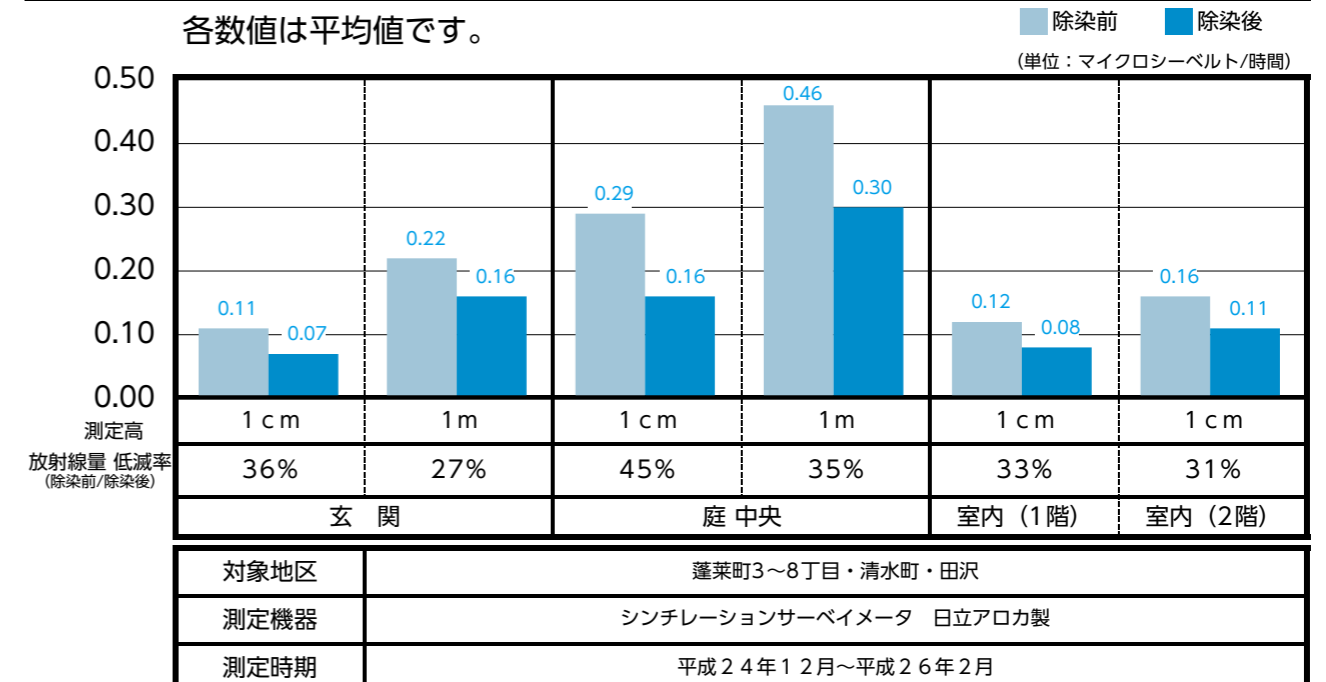
## 松川地区（第三次）[9工区]住宅除染モニタリング結果



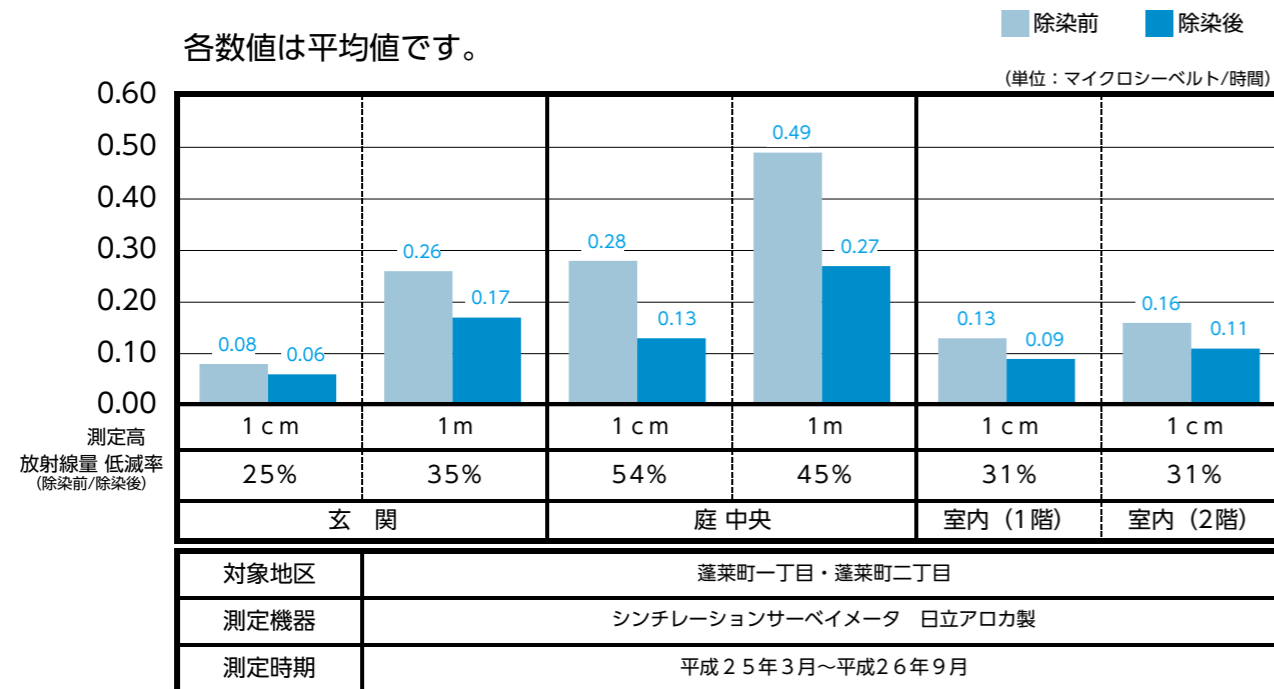
## 松川地区（第二次）[5～8工区]住宅除染モニタリング結果



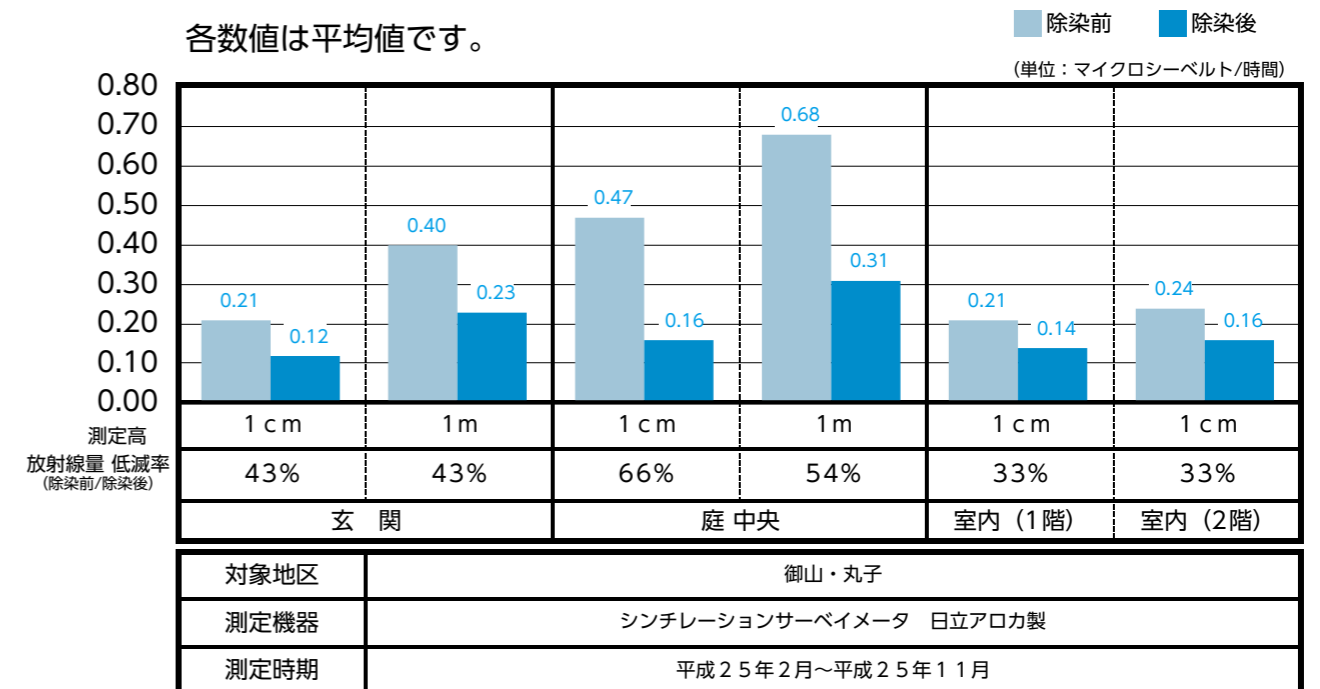
## 蓬萊地区（第一次）[東部1・2工区]住宅除染モニタリング結果



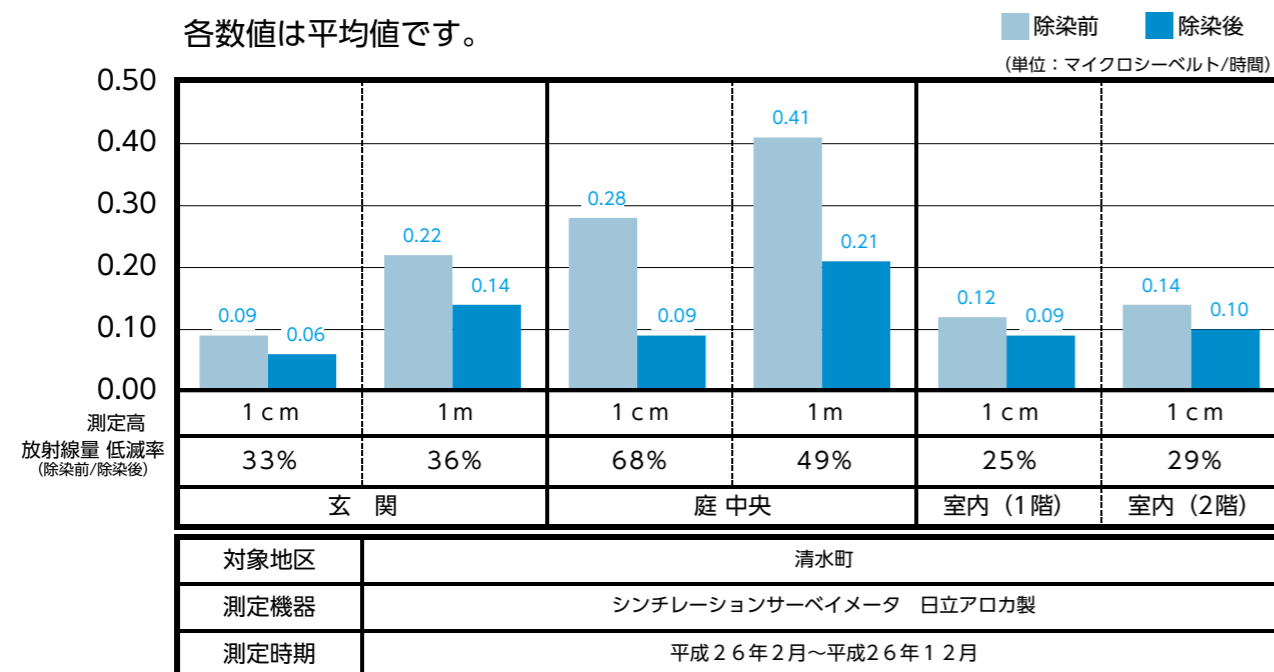
## 蓬萊地区（第二次）[西部1・2工区]住宅除染モニタリング結果



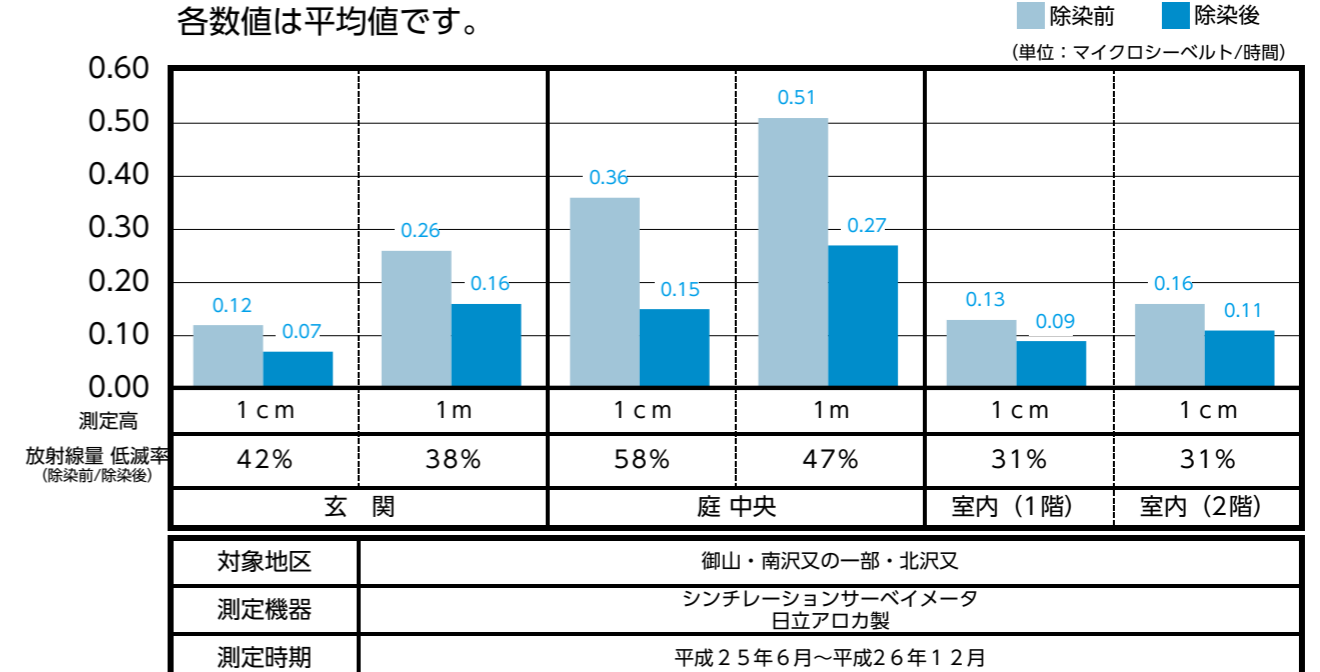
## 清水地区（第一次）[1・2工区]住宅除染モニタリング結果



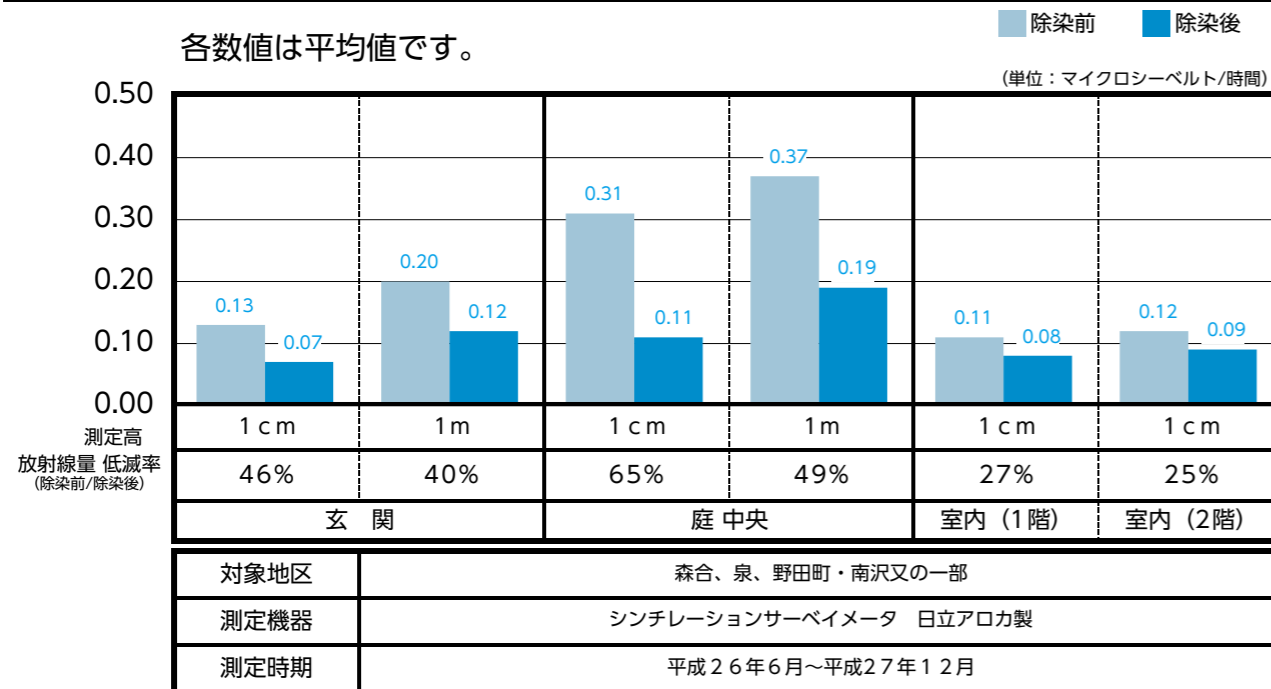
## 蓬萊地区（第三次）[西部3工区]住宅除染モニタリング結果



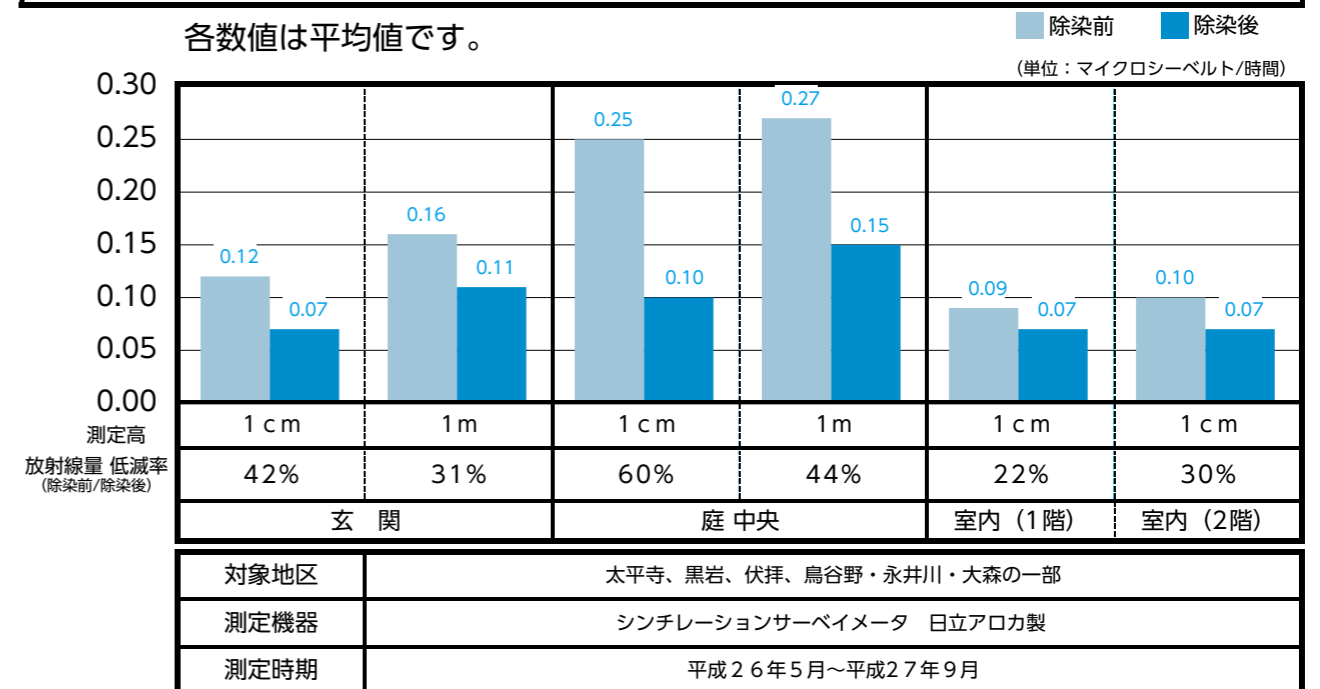
## 清水地区（第二次）[3～6工区]住宅除染モニタリング結果



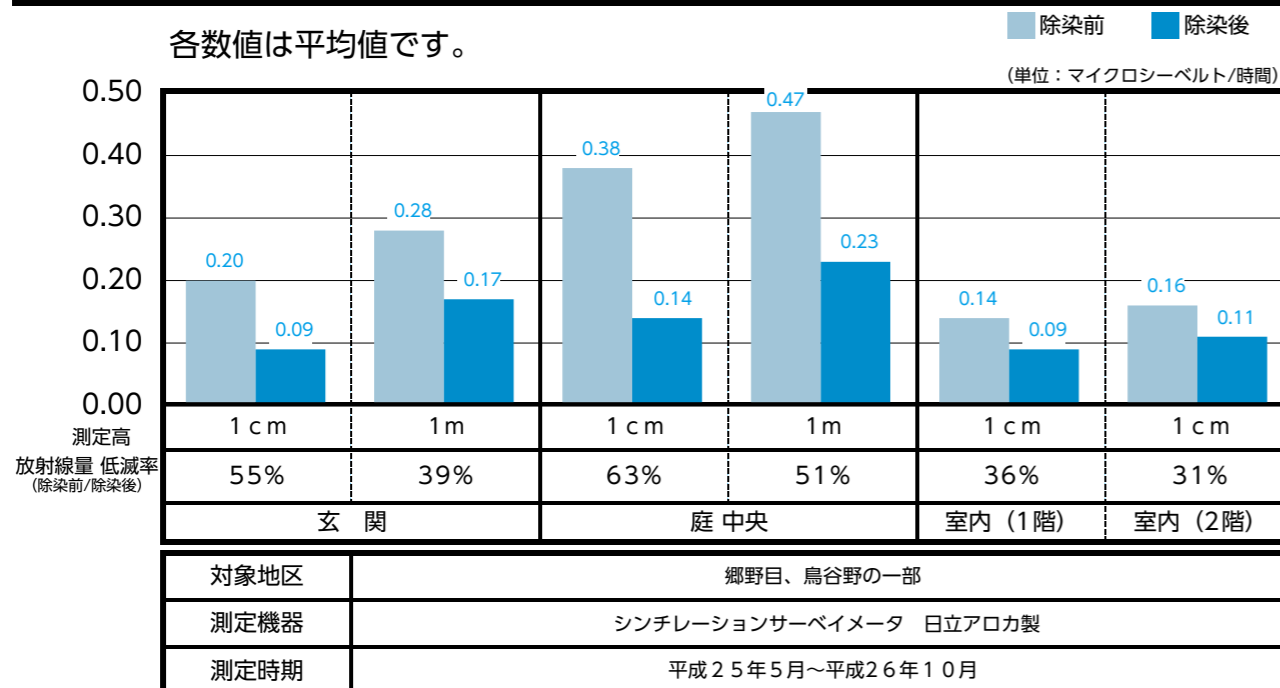
## 清水地区（第三次）[7～15工区]住宅除染モニタリング結果



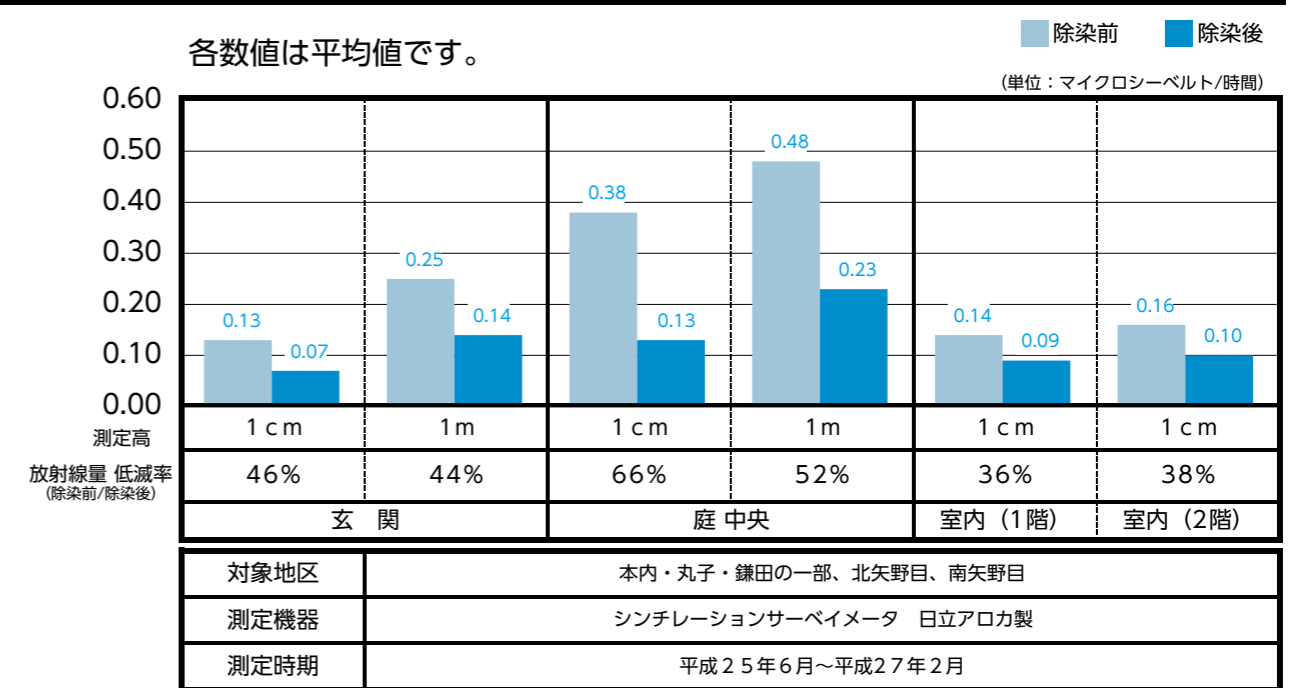
## 杉妻地区（第二次）[2～5工区]住宅除染モニタリング結果



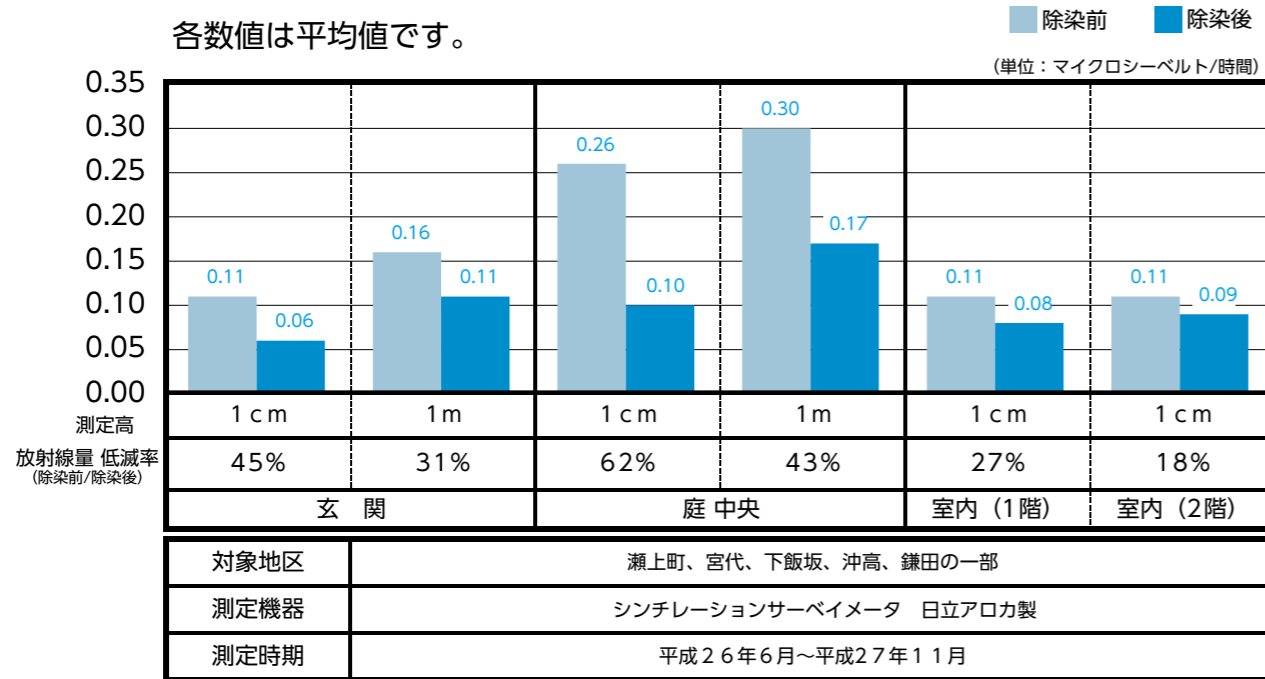
## 杉妻地区（第一次）[1工区]住宅除染モニタリング結果



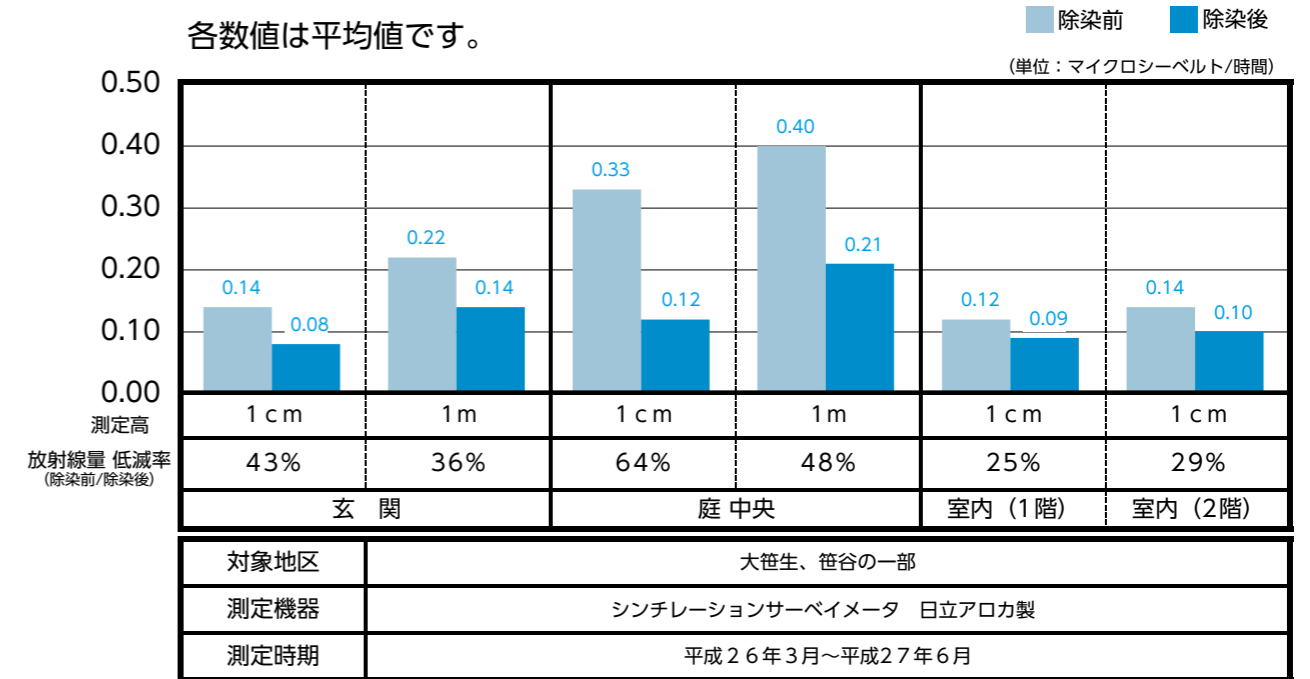
## 北信地区（第一次）[1～5工区]住宅除染モニタリング結果



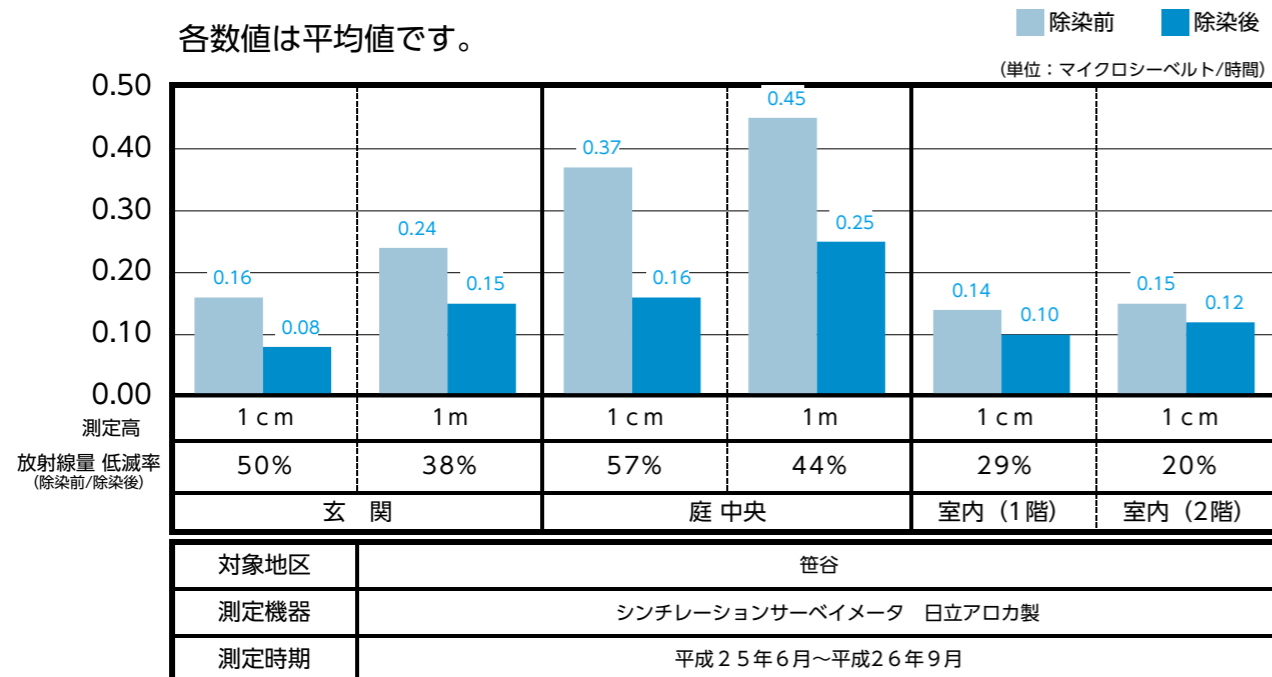
## 北信地区（第二次）[6～13区]住宅除染モニタリング結果



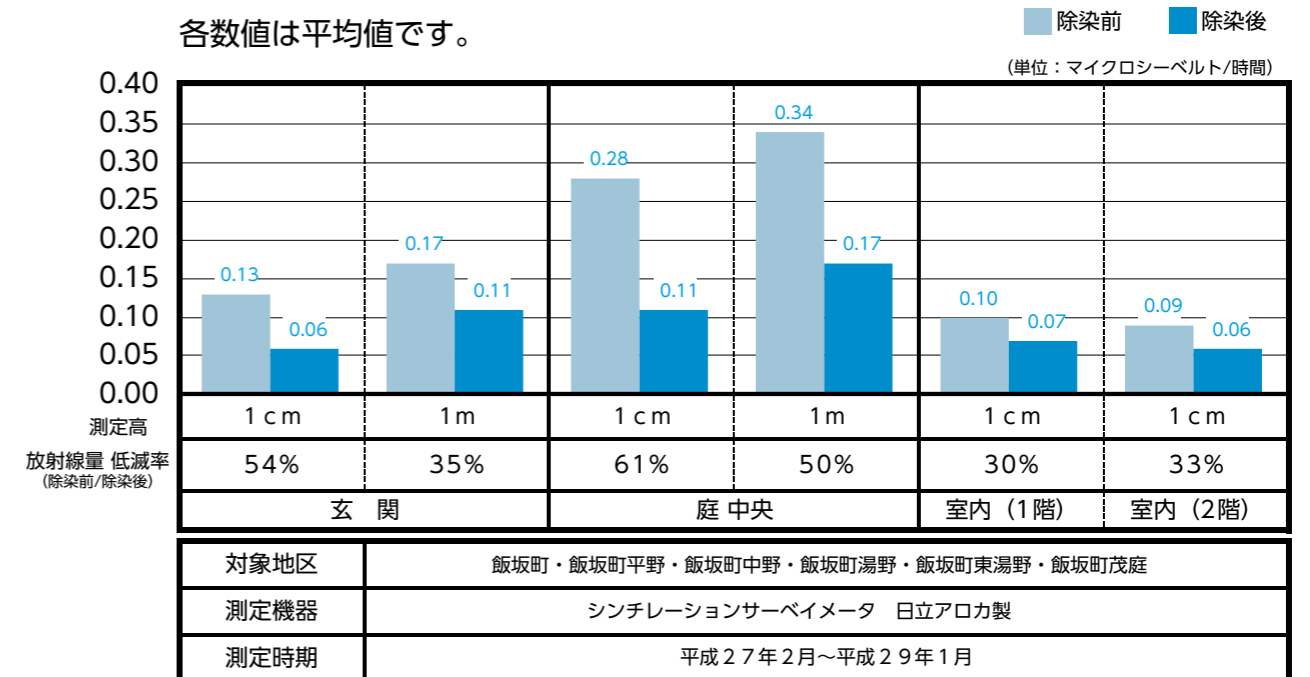
## 信陵地区（第二次）[3～8区]住宅除染モニタリング結果



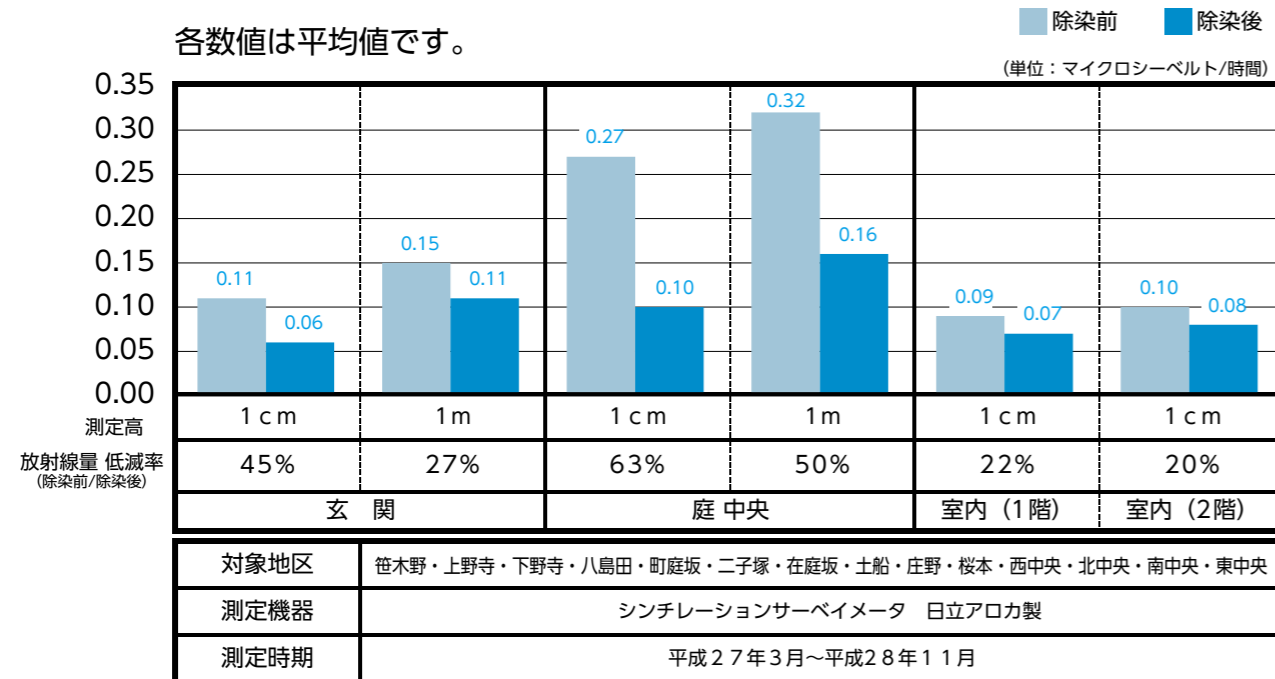
## 信陵地区（第一次）[1・2工区]住宅除染モニタリング結果



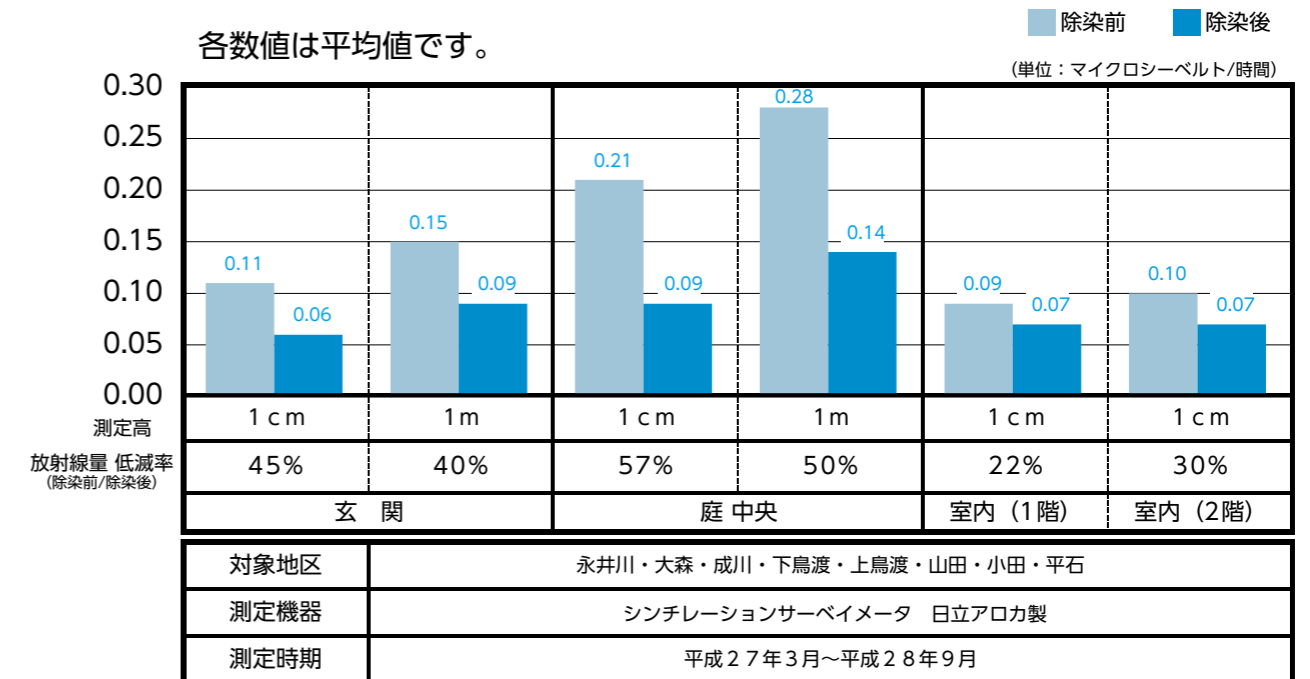
## 飯坂地区（全域）住宅除染モニタリング結果



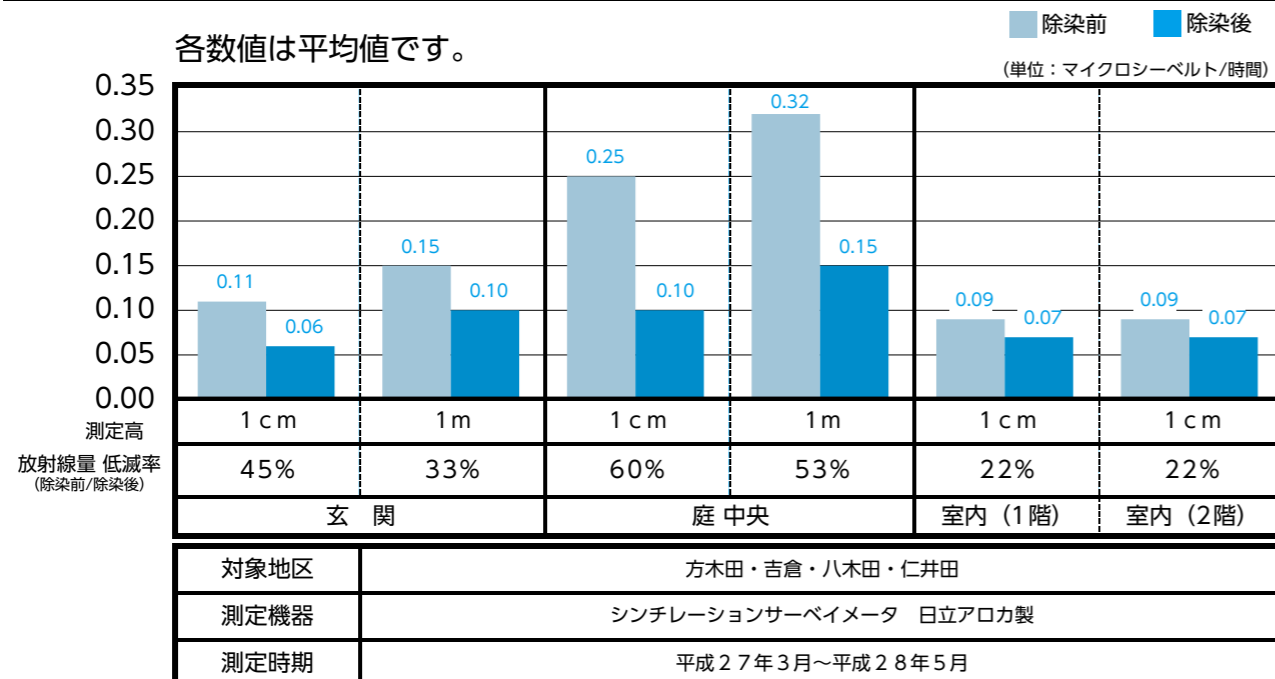
## 吾妻地区（全域）住宅除染モニタリング結果



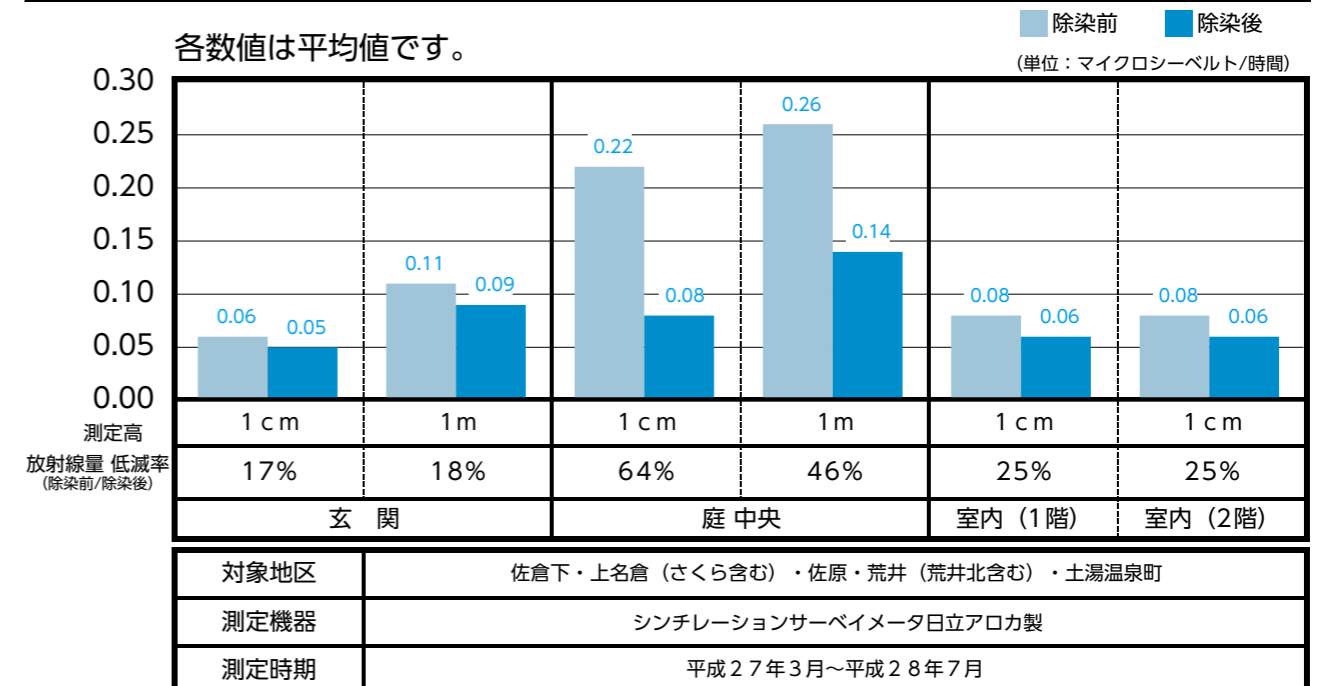
## 信夫地区（全域）住宅除染モニタリング結果



## 吉井田地区（全域）住宅除染モニタリング結果



## 西地区（全域）住宅除染モニタリング結果



## 4 道路除染の進め方

### 1 空間線量率の測定（モニタリング）

除染作業開始前に、道路、側溝などの空間線量率を測定します。



### 2 除染作業

#### (1) 道路路肩の除染

道路わきの落ち葉や泥、土などの回収、草刈りなどにより堆積物を除去します。



落ち葉や草などの可燃物は直接クリーンセンターへ搬出します。  
また、土砂などは速やかに地区の仮置場へ搬出します。

#### (2) 側溝の除染

側溝はふたを開け、落ち葉や土などの堆積物を除去し、高圧水洗浄をおこないます。



除染で使用した排水は、回収もしくはゼオライトによりろ過し、放射性物質が下流域に流出しないよう対策を講じます。

#### (3) 舗装面などの除染

事前に車道や道路の表面のごみなどを除去した後、回収型高圧水洗浄機などにより、舗装面の除染を実施します。



### 3 除染後の空間線量率測定（モニタリング）

除染作業終了後に空間線量率を測定し、線量が低減したか確認します。



## 5 工区別道路除染発注状況

委託業務名	年度	工区	業者名	施工延長 (km)	委託期間
大波地区	23	水戸内町会	しのぶ建設	2.6	— ~ —
		土屋場町会	広和建设	4.6	— ~ —
	24	大波第一町会	松本建設	0.4	H24.4.25 ~ H24.10.19
		鳥谷平町会	渡政建設	0.7	H24.4.25 ~ H24.10.22
		下染屋町会	菅信建設	2.1	H24.4.25 ~ H24.9.5
		大滝町会	丸立渡辺組	0.9	H24.4.25 ~ H24.12.28
		古内町会	モチ子建設	2.7	H24.4.25 ~ H24.12.28
		大栢町会	ノオコー建設	3.0	H24.4.25 ~ H24.12.28
		中部町会	八巻建設	2.4	H24.4.25 ~ H24.11.30
		上部町会	大佐藤建設	3.7	H24.4.25 ~ H24.10.31
		上染谷下組町会	富久泉工業	3.4	H24.4.25 ~ H24.10.19
		上染谷中組町会	北美建設	3.1	H24.4.25 ~ H24.10.12
		上染谷入組町会	和合建設工業	5.9	H24.4.25 ~ H24.10.31
		塩ノ平町会	八巻興業	4.5	H24.4.25 ~ H24.10.31
		農道	しのぶ建設 外14社	22.2	H24.4.25 ~ H25.3.15
合計				62.2	
蓬萊地区	25	桜台1工区	多田建設	2.6	H25.11.15 ~ H26.10.31
		桜台2工区	多田建設	2.2	H25.11.19 ~ H26.10.31
		桜台3工区	多田建設	2.6	H25.11.19 ~ H26.10.31
	26	蓬萊Ⅰ工区	多田建設	3.4	H25.1.30 ~ H27.8.31
	27	蓬萊Ⅱ工区	菅信・東開JV	61.8	H25.7.17 ~ H28.11.25
合計				72.6	
中央地区	25	中央1工区	紺野・エヌティーエスJV	17.0	H26.2.21 ~ H27.3.30
		中央2工区	半澤工務店	16.7	H26.2.21 ~ H27.3.30
		中央3工区	菅信建設	16.9	H26.2.21 ~ H27.3.30
		中央4工区	佐藤工業	11.1	H26.2.21 ~ H27.3.30
		中央5工区	日新・福新・広成JV	19.6	H26.2.21 ~ H27.3.30
	26	中央6~9工区	半澤工務店	42.1	H26.9.5 ~ H27.9.30
	27	中央10~13工区	西部産業	31.5	H27.10.9 ~ H29.3.22
28	中央10~13工区②	西部産業	7.9	H27.4.5 ~ H29.7.24	
合計				162.8	
立子山地区	25	立子山1工区・野城地区	小林土木	6.5	H26.2.28 ~ H27.1.9
	26	立子山2工区	小林土木	46.3	H26.8.29 ~ H28.3.31
	27	立子山2工区②	小林土木	11.8	H27.12.1 ~ H28.9.30
合計				64.6	
東部地区	25	東部1工区	佐藤・本多JV	37.0	H26.3.7 ~ H27.3.30
	26	東部2~5工区	東信・エヌティーエスJV	31.3	H27.1.30 ~ H27.11.26
	27	東部2~5工区②	東信・エヌティーエスJV	49.9	H27.8.28 ~ H28.8.31
	28	東部1工区②	佐藤工業	4.7	H28.7.19 ~ H29.3.6
合計				122.9	

委託業務名	年度	工区	業者名	施工延長 (km)	委託期間
松川地区	25	松川1～4工区	半澤工務店	89.8	H26.3.20 ～ H27.3.18
	26	松川5～9工区	日新・広成・福島舗装JV	211.3	H26.9.12 ～ H28.3.31
	27	松川5～9工区②	日新・広成・福島舗装JV	26.8	H27.8.4 ～ H28.8.31
	28	松川5～9工区③	日新・広成・福島舗装JV	0.1	H28.4.26 ～ H28.9.23
合計				328.0	
信陵地区	26	信陵1～5工区	菅信・東開JV	46.5	H26.8.1 ～ H27.12.14
		信陵6～8工区	小野・エヌティーエス・福島舗装JV	80.0	H26.8.1 ～ H27.6.26
	27	信陵6～8工区②	八島建設工業	56.6	H27.7.31 ～ H28.12.16
合計				183.1	
渡利地区	26	渡利1工区	多田建設	53.0	H26.8.22 ～ H28.3.31
		渡利2工区	多田建設	54.6	H26.8.22 ～ H28.3.31
	28	渡利1～2工区②	多田建設	14.9	H28.4.5 ～ H29.3.9
合計				122.5	
飯野地区	26	飯野1～5工区	富久泉・大佐藤・尾形工業JV	154.0	H26.8.8 ～ H28.3.31
	27	飯野1～5工区②	富久泉・大佐藤・尾形工業JV	38.0	H27.9.29 ～ H28.10.31
合計				192.0	
飯坂地区	26	飯坂1工区・東湯野地区	紺野工務所	23.7	H26.9.12 ～ H28.3.30
		飯坂1工区・湯野地区	紺野工務所	22.6	H28.6.17 ～ H29.8.31
		飯坂2工区	小林土木	49.5	H28.11.7 ～ H30.3.29
		飯坂3工区	東信建設	20.8	H28.11.7 ～ H30.3.29
		飯坂4・5工区	東信建設	19.2	H28.11.7 ～ H30.3.29
		飯坂6工区	半澤・交友会JV	27.4	H28.11.7 ～ H30.3.29
		飯坂7工区	小野工業所	32.9	H28.11.7 ～ H30.3.29
飯坂8工区	紺野・エヌティーエスJV	37.8	H28.11.7 ～ H30.3.29		
合計				233.9	
清水地区	26	清水1工区・御山工区	福新・信陵JV	38.5	H26.9.12 ～ H28.3.30
	27	清水2工区	小野・エヌティーエスJV	98.7	H27.12.18 ～ H29.3.24
	28	清水2工区②	小野・エヌティーエスJV	61.7	H28.4.26 ～ H30.2.1
合計				198.9	
吉井田地区	28	吉井田Ⅰ工区	富久泉・半澤JV	18.3	H28.10.28 ～ H30.3.29
		吉井田Ⅱ工区	富久泉・半澤JV	33.8	H28.10.28 ～ H30.3.29
合計				52.1	
吾妻地区	28	吾妻1・3・5工区	日新・広成JV	101.8	H28.12.9 ～ H30.3.29
		吾妻2・4・6工区	小野工業所	102.2	H28.12.9 ～ H30.3.29
		吾妻7工区	富久泉工業	84.9	H28.12.9 ～ H30.3.29
		吾妻8工区	亀岡工務店	80.8	H28.12.9 ～ H30.3.29
合計				369.7	
信夫地区	28	信夫Ⅰ工区	菅信建設	28.8	H28.11.11 ～ H30.3.29
		信夫Ⅱ工区	富久泉工業	39.7	H28.11.11 ～ H30.3.29
		信夫Ⅲ工区	一新建設	14.3	H28.11.11 ～ H30.3.29
		信夫Ⅳ工区	東信建設	38.5	H28.12.2 ～ H30.3.29
		信夫Ⅴ工区	半澤工務店	39.0	H28.12.2 ～ H30.3.29
		信夫Ⅵ工区	一新建設	35.9	H28.12.2 ～ H30.3.29
合計				196.2	

委託業務名	年度	工区	業者名	施工延長 (km)	委託期間
杉妻地区	28	杉妻Ⅰ工区	日新・広成JV	28.9	H28.10.28 ～ H30.3.29
		杉妻Ⅱ工区	日新・広成JV	32.0	H28.11.18 ～ H30.3.29
		杉妻Ⅲ工区	大宝建設	13.4	H28.12.2 ～ H30.3.29
	合計				74.3
西地区	28	西Ⅰ工区・西地区	亀岡工務店	167.4	H28.11.11 ～ H30.2.27
		西Ⅱ工区・土湯温泉町地区	尾形建設	22.0	H28.12.2 ～ H30.3.16
合計				189.4	
北信地区	28	北信Ⅰ工区外・北矢野目地区	多田建設	21.4	H28.11.11 ～ H30.3.29
		北信Ⅰ工区外・南矢野目地区	多田建設	34.2	H28.11.11 ～ H30.3.29
		北信Ⅱ工区外・鎌田地区	小林土木	51.2	H28.12.9 ～ H30.3.29
		北信6～11工区・瀬上地区	多田建設	46.3	H28.5.13 ～ H29.8.31
		北信8工区外・余目地区	多田建設	48.6	H28.12.2 ～ H30.3.29
合計				201.7	

## 6 工区別生活圏森林除染発注状況

委託業務名	年度	工区名	業者名	委託期間	
大波地区	24	大波森林その1	エコライフ福島	H25.2.26 ~ H25.12.20	
	25	大波森林1	春光園	H25.8.30 ~ H26.12.19	
		大波森林2	渡辺土木	H25.8.30 ~ H26.12.19	
		大波森林3	和合建設工業	H25.10.18 ~ H26.12.19	
		大波森林4	和合建設工業	H25.10.18 ~ H27.3.30	
		大波森林5	和合建設工業	H25.10.18 ~ H27.3.30	
		大波森林その2	エコライフ福島	H25.11.26 ~ H26.3.31	
	26	大波森林1-①	春光園	H27.1.27 ~ H27.11.6	
		大波森林2-①	渡辺土木	H27.1.27 ~ H27.11.6	
	27	大波森林その3	エコライフ福島	H27.11.17 ~ H28.9.30	
		大波森林1-②	春光園	H27.10.27 ~ H28.11.25	
		大波森林1-③	春光園	H28.2.9 ~ H29.2.28	
		大波森林2-②	渡辺土木	H27.10.27 ~ H28.12.16	
		大波森林2-③	渡辺土木	H28.2.9 ~ H29.2.28	
		大波森林5-①	和合建設工業	H27.4.28 ~ H27.10.29	
		大波森林5-②	和合建設工業	H27.7.7 ~ H27.12.21	
		大波森林5-③	和合建設工業	H27.10.27 ~ H28.3.25	
		大波森林5-④	和合建設工業	H28.3.15 ~ H28.12.16	
		大波森林6	吉村工業	H27.7.24 ~ H29.3.15	
	28	大波地区森林①	東開クレテック	H28.10.28 ~ H29.10.31	
		大波地区森林②	一新建設	H28.10.28 ~ H30.1.31	
		大波森林1-④	春光園	H28.11.22 ~ H29.3.15	
		大波森林5-⑤	和合建設工業	H28.10.4 ~ H29.1.31	
	渡利地区	24	渡利1-①	日新・福新・広成JV	H24.10.2 ~ H25.3.28
			渡利2-①	大林組	H24.10.2 ~ H25.3.28
			渡利3-①	三井住友・小野JV	H24.10.23 ~ H25.3.28
		25	渡利2-②	大林組	H25.5.21 ~ H25.10.31
			渡利5-①	大林組・亀岡工務店JV	H25.8.27 ~ H26.12.19
渡利6-①			三井住友・小野JV	H25.4.5 ~ H26.12.19	
渡利7-①			三井住友・丸立渡辺JV	H25.11.26 ~ H27.1.30	
26		渡利5-②	大林組・亀岡工務店JV	H27.1.27 ~ H27.6.30	
		渡利6-②	三井住友建設	H27.8.26 ~ H28.3.30	
		渡利7-②	三井住友・丸立渡辺JV	H27.1.27 ~ H28.1.29	
27		渡利7-③	三井住友・丸立渡辺JV	H27.4.28 ~ H29.2.28	
		渡利6-③	三井住友・小野JV	H28.3.15 ~ H29.3.15	
28		渡利7-④	三井住友・丸立渡辺JV	H28.3.15 ~ H29.3.15	
		渡利7-⑤	三井住友・丸立渡辺JV	H28.10.18 ~ H29.3.15	

委託業務名	年度	工区名	業者名	委託期間
飯野地区	26	飯野1-①	日新土建	H26.9.2 ~ H28.3.28
		飯野2-①	富久泉工業	H26.9.2 ~ H28.2.29
		飯野3-①	安藤組	H26.12.2 ~ H28.3.23
		飯野4-①	晃・古俣・ノオコーJV	H26.9.22 ~ H28.3.22
		飯野5-①	菅野建設	H26.9.2 ~ H28.3.30
	27	飯野1-②	日新土建	H28.2.2 ~ H28.11.30
		飯野1-③	日新・福新JV	H28.2.16 ~ H29.3.15
		飯野2-②	富久泉工業	H27.11.24 ~ H28.10.31
		飯野2-③	富久泉工業	H28.2.16 ~ H29.3.15
		飯野3-②	安藤・亀谷JV	H28.2.16 ~ H29.2.28
		飯野4-②	晃・古俣・ノオコーJV	H28.2.2 ~ H28.11.30
		飯野4-③	晃・古俣・ノオコーJV	H28.2.16 ~ H29.2.28
		飯野5-②	菅野建設	H28.2.16 ~ H29.3.15
	28	飯野3-③	安藤・亀谷JV	H28.10.18 ~ H29.5.31
		飯野4-④	晃・古俣・ノオコーJV	H28.10.18 ~ H29.5.31
立子山地区	26	立子山1-①	小林・会津建設JV	H26.8.26 ~ H28.3.30
		立子山2-①	多田・安斎・八巻JV	H26.8.26 ~ H28.3.30
	27	立子山1-②	小林・会津建設JV	H28.2.16 ~ H29.3.15
		立子山2-②	多田・安斎・八巻JV	H28.2.16 ~ H29.3.30
東部地区	26	東部1-①	西部産業	H26.11.7 ~ H28.1.29
	27	東部4-①	多田・八巻JV	H27.11.17 ~ H29.1.31
		東部1-②	西部産業	H28.2.2 ~ H28.9.30
		東部1-③	西部産業	H28.2.9 ~ H28.12.16
		東部4-②、5-①	多田・八巻JV	H28.2.9 ~ H29.8.31
	28	東部1-④	西部産業	H28.10.18 ~ H29.3.15
	蓬萊地区	26	蓬萊東部1-①	大林組・亀岡工務店JV
27		蓬萊東部1-②	大林組・亀岡工務店JV	H27.12.8 ~ H29.3.24
		蓬萊東部1-③	大林組・亀岡工務店JV	H28.2.9 ~ H29.3.29
28		蓬萊西部3-①	大林組・亀岡工務店JV	H28.10.18 ~ H29.8.31

委託業務名	年度	工区名	業者名	委託期間
松川地区	26	松川1-①	日新・福新・広成JV	H26.10.7 ~ H28.3.30
		松川3-①	菅野建設	H26.9.9 ~ H28.3.30
		松川4-①	晃・古俣・ノオコーJV	H26.9.22 ~ H28.3.30
	27	松川1-②	日新・福新・広成JV	H28.2.2 ~ H29.1.31
		松川1-③	日新・福新・広成JV	H28.2.16 ~ H29.2.28
		松川2-①	安藤組	H27.5.29 ~ H28.10.31
		松川2-②	安藤組	H28.2.16 ~ H29.3.30
		松川3-②	菅野建設	H28.2.2 ~ H28.8.31
		松川3-③	菅野建設	H28.2.16 ~ H29.2.28
		松川4-②	晃・古俣・ノオコーJV	H28.2.2 ~ H29.3.29
		松川4-③	晃・古俣・ノオコーJV	H28.2.16 ~ H30.2.28
		松川5-①	安藤組	H27.10.27 ~ H29.2.28
		松川5-②	安藤組	H28.2.16 ~ H29.3.30
		松川6-①	富久泉工業	H28.2.16 ~ H29.3.24
		松川7-①	日新・福新・広成JV	H28.2.16 ~ H29.5.31
		松川8-①、9-①	菅野・一新JV	H28.2.16 ~ H29.10.31
		28	松川1-④	日新・福新・広成JV
	松川2-③		安藤組	H28.10.25 ~ H29.5.31
	松川4-④		晃・古俣・ノオコーJV	H28.10.25 ~ H30.2.28
	松川5-③		安藤組	H28.10.25 ~ H29.3.30
中央地区	27	信夫山1	日新・福新・広成JV	H27.11.27 ~ H29.10.31
		第一展望台	日新土建	H27.11.18 ~ H28.1.29
清水地区	27	信夫山2	富久泉・半澤JV	H27.11.27 ~ H29.10.31
		清水12-①	三井住友・丸立渡辺JV	H27.11.24 ~ H28.12.2
信陵地区	27	信陵8-①	小林・会津建設JV	H28.2.16 ~ H29.3.24
	28	信陵8-②	小林・会津建設JV	H28.11.8 ~ H29.5.31
杉妻地区	27	杉妻4-①	富久泉工業	H28.2.16 ~ H29.3.24
		杉妻5-①	大林組・亀岡工務店JV	H28.2.16 ~ H29.1.12
西地区	27	西2-①、3-①	大林組・亀岡工務店JV	H28.2.16 ~ H29.2.28
飯坂地区	27	飯坂1-①	小林・会津建設JV	H28.2.9 ~ H29.2.28
		飯坂2-①	小林・会津建設JV	H28.2.9 ~ H29.2.28
		飯坂3-①	晃・古俣・ノオコーJV	H28.2.9 ~ H29.7.31
		飯坂5-①	安藤・斎藤JV	H28.2.9 ~ H29.3.24
		飯坂8-①	三井住友・丸立渡辺JV	H28.3.15 ~ H29.3.24
吾妻地区	27	吾妻5-①	日新・福新・広成JV	H28.2.9 ~ H29.3.21
		吾妻6-①	三井住友・丸立渡辺JV	H28.3.15 ~ H29.2.28
		吾妻7-①	安藤・斎藤JV	H28.2.9 ~ H29.3.21
		吾妻8-①	大林組・亀岡工務店JV	H28.2.9 ~ H29.2.28
信夫地区	27	信夫2-①	富久泉工業	H28.2.9 ~ H29.3.24
		信夫3-①	東信・亀谷・交友会JV	H28.2.9 ~ H29.3.24
		信夫4-①	菅野・一新JV	H28.2.9 ~ H29.3.10
		信夫5-①	三井住友・丸立渡辺JV	H28.3.15 ~ H29.3.15
		信夫6-①	菅野・一新JV	H28.2.9 ~ H29.3.15
	28	信夫3-②	東信・亀谷・交友会JV	H28.10.18 ~ H29.8.31

## 7 ホットスポット除染結果

### 平成24年度 ホットスポット除染結果

#### 【地域別・施設種別】

(放射線量単位：マイクロシーベルト/時間、測定高はすべて1m)

地区名	除染前放射線量(平均)	除染後放射線量(平均)	低減率	施設種別及び除染数						
				公園	児童遊び場	集会所	神社・仏閣	その他	計	
中央東	1.050	0.235	77%				1			1
中央西	0.905	0.232	74%	1	1				4	6
杉妻	0.801	0.299	62%	1	6	2	1	1	1	11
蓬萊	0.900	0.248	72%			2	2	1		5
清水	1.186	0.358	69%	1	9	1	5	4		20
東部	1.361	0.305	77%		3		4	1		8
北信	0.916	0.295	67%	2	5	3	9	4		23
吉井田	0.550	0.178	67%				1			1
信陵	1.160	0.237	79%		3		5		3	11
飯坂	1.623	0.285	82%	4	6	1	1	5		17
松川	1.070	0.288	73%	3	6	7		1		17
信夫	0.649	0.196	69%	1	2	6	6			15
吾妻	0.684	0.182	73%			2	2	1		5
飯野	0.621	0.448	27%			8				8
計	-	-	-	13	41	38	31	25		148

#### 【施設種別】

施設種別	除染数	除染前放射線量(平均)	除染後放射線量(平均)	低減率
公園	13	1.216	0.260	78%
児童遊び場	41	1.122	0.268	76%
集会所	38	0.797	0.299	62%
神社・仏閣	31	0.912	0.281	69%
その他	25	1.292	0.323	75%
計	148	-	-	-

#### ■除染結果の分析

- 除染を実施した全ての施設で、放射線量が「福島市ふるさと除染実施計画」の目標値である毎時1.0マイクロシーベルト以下となりました。
- 除染対象の周辺(バックグラウンド)の影響により、一部低減率の低い地区がありますが、周辺の影響を受けにくい測定高1cmでの計測結果では、他と同等の低減率であり、除染効果はあるものと判断されます。

#### 【施設種別 グラフ】 (放射線量単位：マイクロシーベルト/時間)



平成25年度 ホットスポット除染結果

(放射線量単位：マイクロシーベルト／時間、測定高は1cm)  
 ※測定高は、除染の効果をより正確に確認するため1cmとしています。

【地域別・施設種別】

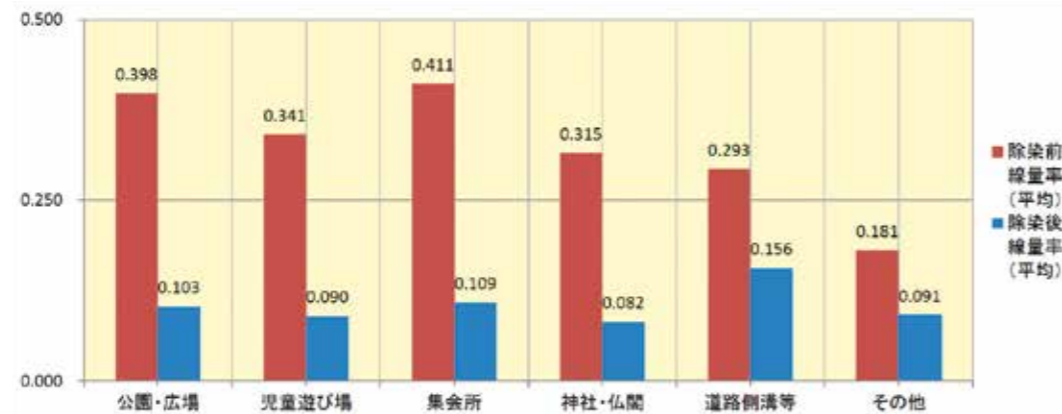
地区名	除染前線量率(平均)	除染後線量率(平均)	低減率	施設種別及び除染実施件数						
				公園・広場	児童遊び場	集会所	神社・仏閣	道路側溝等	その他	計
中央東	0.317	0.210	34%					6		6
中央西	0.459	0.162	65%	2		1	2	2	1	8
杉妻	0.236	0.107	55%	2			1			3
清水	0.408	0.117	71%	2	1	1		2		6
東部	0.413	0.133	68%	1		2		3		6
北信	0.352	0.102	71%		1		1	1		3
吉井田	0.282	0.074	74%	1		2	1			4
信陵	0.483	0.120	75%		4	8	3	2		17
飯坂	0.325	0.082	75%		6	14	9	2	1	32
松川	0.260	0.153	41%					29		29
信夫	0.326	0.088	73%		3		2			5
吾妻	0.245	0.074	70%	2		4	4			10
計	-	-	-	10	15	32	23	47	2	129

【施設種別】

施設種別	除染実施件数	除染前線量率(平均)	除染後線量率(平均)	低減率
公園・広場	10	0.398	0.103	74%
児童遊び場	15	0.341	0.090	74%
集会所	32	0.411	0.109	73%
神社・仏閣	23	0.315	0.082	74%
道路側溝等	47	0.293	0.156	47%
その他	2	0.181	0.091	50%
計	129	-	-	-

■除染結果の分析  
 ①平成25年度の地域ホットスポット除染は、平成24年度と同様、地域の除染等対策委員会において選定された集会所、公園、神社仏閣、児童遊び場等の129施設を実施しました。  
 ②地域の仮置場の設置の増加により、通学路や側溝等の除染が可能となり、件数も増加しました。  
 ③除染後の測定高1cmの表面線量率は、すべての地区、施設において、平均で0.23μsv/hを下回っていることから、除染を行うことにより十分な放射線の低減効果があるものと判断されます。

【施設種別 グラフ】 (放射線量単位：マイクロシーベルト／時間)



平成26年度 ホットスポット除染結果

(放射線量単位：マイクロシーベルト／時間、測定高はすべて1cm)  
 ※測定高は、除染の効果をより正確に確認するため1cmとしています。

【地区別・施設種別】

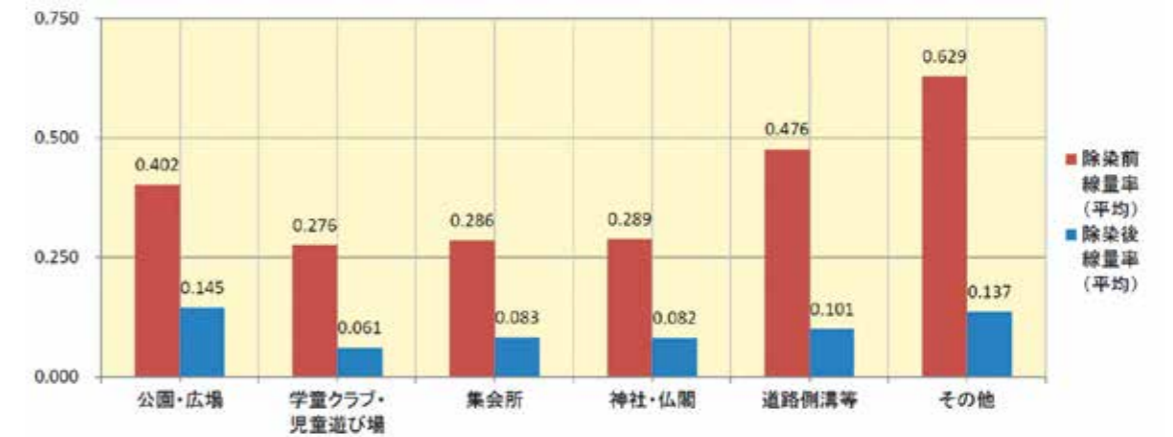
地区名	除染前線量率(平均)	除染後線量率(平均)	低減率	施設種別及び除染実施件数						
				公園・広場	学童クラブ・児童遊び場	集会所	神社・仏閣	道路側溝等	その他	計
中央東	1.050	0.176	83%						1	1
中央西	0.455	0.109	76%					5	1	6
清水	0.402	0.145	64%	4						4
北信	0.555	0.105	81%					2		2
吉井田	0.325	0.113	65%		1					1
信陵	0.313	0.086	73%			1	1			2
飯坂	0.280	0.083	70%		2	9	12			23
信夫	0.348	0.080	77%		2		2			4
吾妻	0.246	0.067	73%		4	2	2	1		9
計	-	-	-	4	9	12	17	8	2	52

【施設種別】

施設種別	除染実施件数	除染前線量率(平均)	除染後線量率(平均)	低減率
公園・広場	4	0.402	0.145	64%
学童クラブ・児童遊び場	9	0.276	0.061	78%
集会所	12	0.286	0.083	71%
神社・仏閣	17	0.289	0.082	72%
道路側溝等	8	0.476	0.101	79%
その他	2	0.629	0.137	78%
計	52	-	-	-

■除染結果の分析  
 ①平成26年度の地域ホットスポット除染は、平成25年度と同様、地域の除染等対策委員会において選定された集会所、公園、神社仏閣、児童遊び場等の52施設を実施しました。  
 ②除染後の測定高1cmの表面線量率は、すべての地区、施設において、平均で0.23μsv/hを下回っていることから、除染を行うことにより十分な放射線の低減効果があったものと判断されます。

【施設種別 グラフ】 (放射線量単位：マイクロシーベルト／時間)



## 平成27年度 ホットスポット除染結果

### 【地区別・施設種別】

(放射線量単位：マイクロシーベルト／時間、測定高は1cm)  
 ※測定高は、除染の効果をより正確に確認するため1cmとしています。

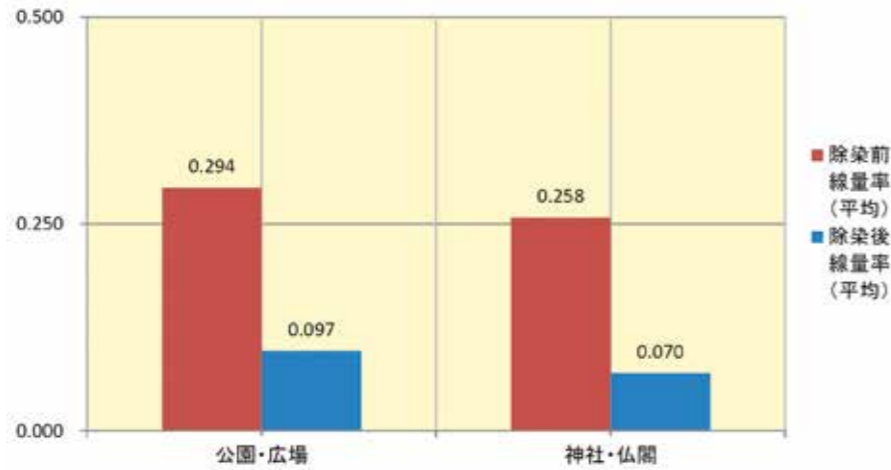
地区名	除染前線量率(平均)	除染後線量率(平均)	低減率	施設種別及び除染実施件数						
				公園・広場	学童クラブ・児童遊び場	集会所	神社・仏閣	道路側溝等	その他	計
清水	0.305	0.086	72%	1						1
飯坂	0.292	0.080	73%	2						2
松川	0.287	0.140	51%	1						1
吾妻	0.258	0.070	73%				1			1
計	-	-	-	4	0	0	1	0	0	5

### 【施設種別】

施設種別	除染数	除染前線量率(平均)	除染後線量率(平均)	低減率
公園・広場	4	0.294	0.097	67%
学童クラブ・児童遊び場	0	-	-	-
集会所	0	-	-	-
神社・仏閣	1	0.258	0.070	73%
道路側溝等	0	-	-	-
その他	0	-	-	-
計	5	-	-	-

### 【施設種別 グラフ】

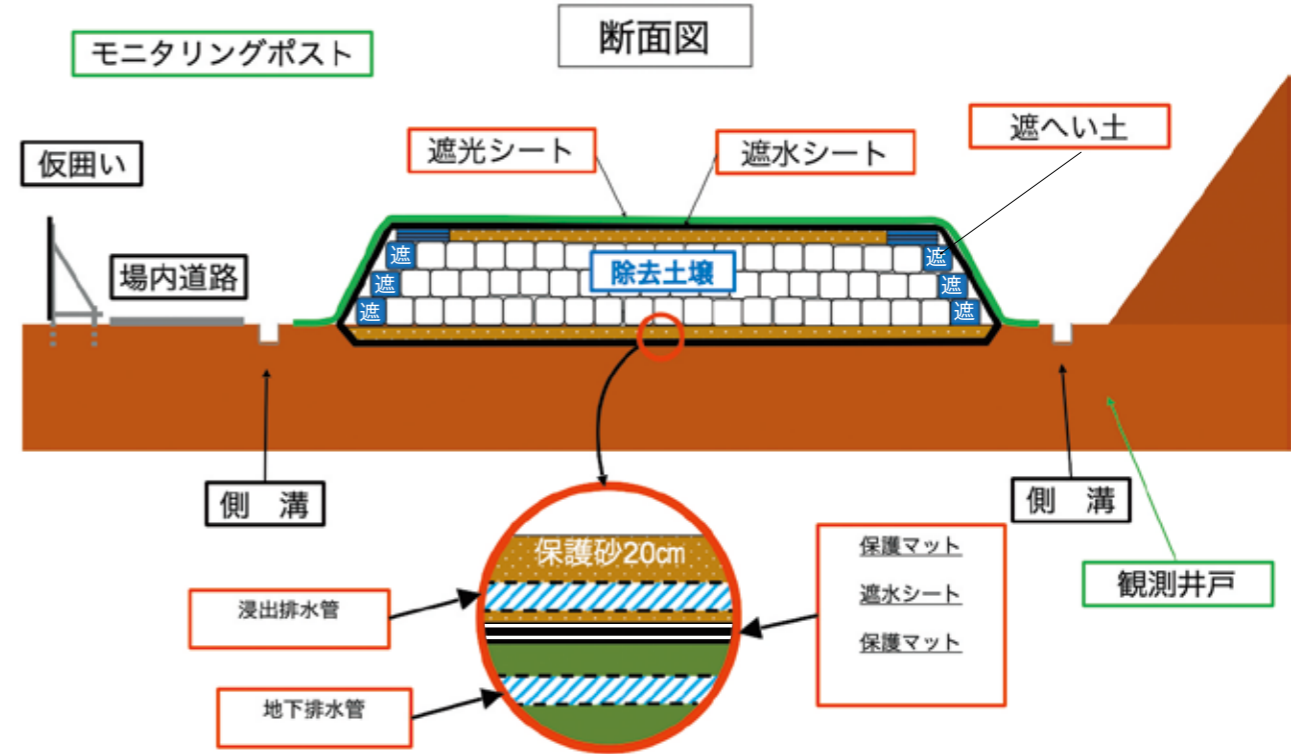
(放射線量単位：マイクロシーベルト／時間)



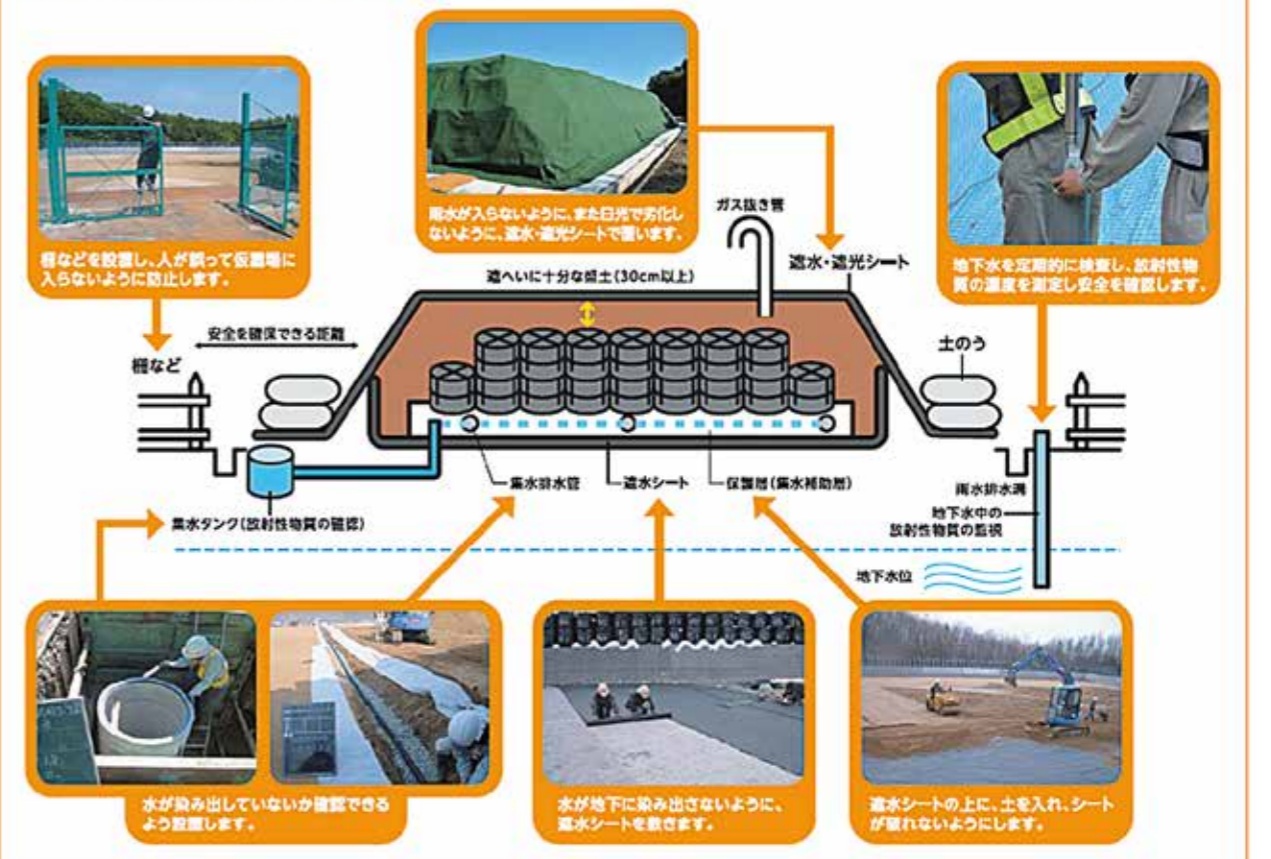
■除染結果の分析  
 除染対象の周辺(バックグラウンド)の影響を受けにくい測定高1cmでの計測結果では、除染を実施した全ての施設で、50%以上の低減率であり、除染効果はあるものと判断される。

## 8 仮置場等の構造図

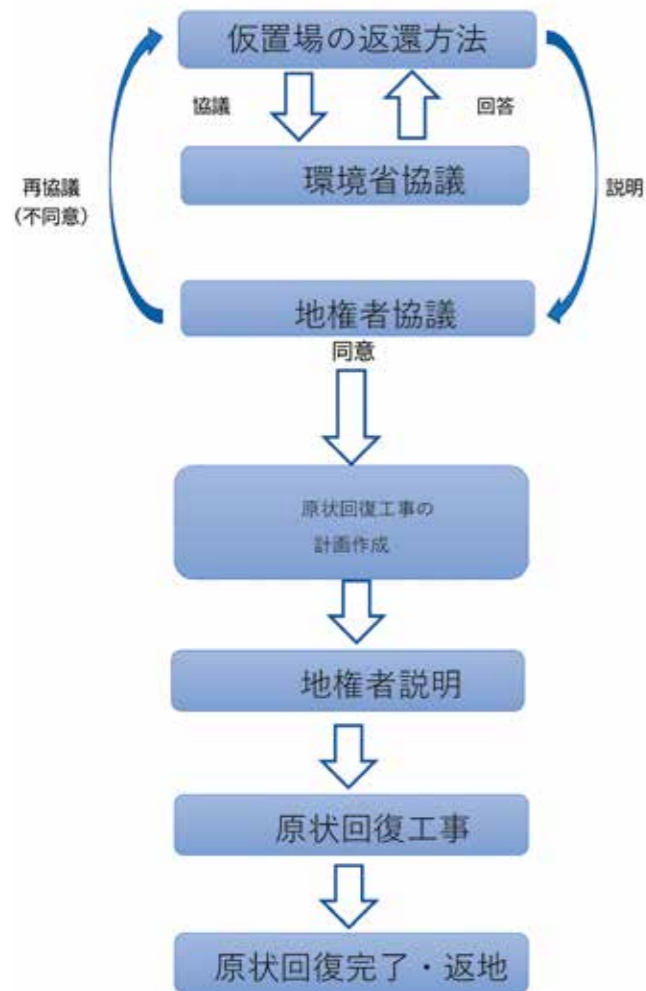
### 【仮置場等の構造図(参考図)】



### 地上に取り除いた土を保管する場合の例(地下水位が高い場合など)



## 9 原状回復の進め方



- 原状回復の考え方  
原状回復とは、造成前の土地の状況（農地、山林、雑種地）に戻すこと若しくは従前の機能に回復すること。
- 仮置場の返還方法
  - ①仮置場に存置してある施設（遮水シート、側溝、暗渠、鋼製囲い）を撤去して造成前の土地の状況に戻す若しくは機能を回復する工事を行い返還する。
  - ②仮置場の形状及び施設をそのままの状態での返還する。
- 地権者協議
  - ③基本、上記①による原状回復について説明を行うが、地権者より造成前とは異なる土地の状況への変更や工作物等の追加について要望を受けた場合、可否について環境省と協議する。
  - なお、②による返還は環境省との協議は必要なく、そのままの状態での返還する。
- 原状回復工事の計画作成
  - ④環境省との協議結果を地権者に説明し、地権者から同意を得る。
  - ⑤環境省協議の結果等を基本に、原状回復工事に係る測量設計を実施し、計画を作成する。
- 地権者説明
  - ⑥作成した原状回復工事の計画を地権者に説明し、内容の最終確認を行う。
- 原状回復工事
  - ⑦原状回復工事を着手する。
- 原状回復完了・返地
  - ⑧工事完了後に原状回復した状況及び空間線量率を地権者と確認する。
  - ⑨地権者へ原状回復に関する書類を提出し、返地は完了となる

平成27年度調査特別委員会説明資料より

## 10 福島市ふるさと除染実施計画

### 福島市ふるさと除染実施計画

<第2版再々改訂>

平成30年3月8日

福島市

## 改訂の履歴

年月日	内容	備考
平成 23 年 9 月 27 日	『福島市ふるさと除染計画（第 1 版）』の策定	平成 23 年 8 月 26 日原子力災害対策本部が決定した「除染に関する緊急実施基本方針」に基づき策定
平成 24 年 5 月 21 日	『福島市ふるさと除染計画（第 2 版）』の策定	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく除染実施計画（※法定計画）として策定
平成 28 年 9 月 5 日	『福島市ふるさと除染計画（第 2 版）』の一部改訂	計画期間の延長及び除去土壌等の中間貯蔵施設への運搬等に係る記載の追加等に伴う変更
平成 29 年 3 月 13 日	『福島市ふるさと除染計画（第 2 版一部改訂）』の再改訂	除染の進捗状況等を踏まえた計画期間の延長に伴う変更
平成 30 年 3 月 8 日	『福島市ふるさと除染計画（第 2 版再改訂）』の一部改訂	フォローアップ除染の実施状況を踏まえた計画期間の延長に伴う変更

※本除染実施計画は固定したものではなく、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律 110 号）に関連して今後示される環境省令に合わせた見直しや新たな除染手法の導入による見直しや除染（措置）等の進捗状況などにより、適宜改訂してまいります。

## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日、突如、東日本を襲った未曾有の大地震は、東北 3 県を中心に大きな被害をもたらし、死者・行方不明者約 2 万人の犠牲者を出すとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故を引き起こしました。

放射能災害は本来、国と東京電力が対処すべき問題ですが、市では、一日も早く市民のみなさんの不安を解消するため、市が主体となって市内全域で放射性物質を除去する（除染）こととし、各専門機関の指導と市放射能対策アドバイザーのアドバイスを受け、行政と市民のみなさんが協働で除染活動に取り組む共通の指針として平成 23 年 9 月 27 日にふるさと除染計画＜第 1 版＞を策定しました。

その後「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（通称「放射性物質汚染対処特別措置法」）」（以下「法」という。）が全面施行されたことから、法が定める要件を満たすよう「福島市ふるさと除染計画＜第 1 版＞」を一部見直し、平成 24 年 5 月 21 日に改訂版として第 2 版を策定しました。

その後の除染の進捗状況を踏まえた計画期間の延長や中間貯蔵施設への除去土壌等の運搬等に係る国の代行処理に係る記載の追加等に伴う計画の見直しを経て、住宅、生活圏森林、道路、農地などの面的除染については平成 30 年 3 月までに全て完了する見通しとなりました。

しかしながら、除染効果が維持されていない箇所等のフォローアップ除染については、平成 30 年 4 月以降に実施する必要がある地区も一部にあることから、この度、計画期間の再延長のため計画を一部改訂し、市民の皆さんが安心して生活できる環境の回復を目指して、引き続き取り組んでいきます。

平成 30 年 3 月 8 日

# 目次

## 第1編 除染の概要

### 1 福島市内における放射線量等の状況

- (1) 市内の放射性物質 ……76
- (2) 今後の見通し ……78

### 2 除染の方針

- (1) 除染の必要性 ……79
- (2) 基本方針 ……80
- (3) 計画期間 ……80
- (4) 目標 ……80
- (5) 除染実施区域 ……80
- (6) 除染の実施主体 ……81
- (7) 除染方法・除染マニュアルの作成 ……81
- (8) 除染作業によって除去された土壌（以下「除去土壌等」）  
の取り扱い ……83
- (9) 町内会・企業等による除染活動への支援 ……87
- (10) 国・県等への要望 ……87

### 3 優先度の考え方

- (1) 市内の空間線量率別（優先地区） ……88
- (2) 地域内の土地用途別（優先対象） ……89

### 4 地域毎の除染の取り組み

- (1) 地域除染等対策委員会等の設置 ……90
- (2) 地域除染計画の策定 ……90
- (3) 除染活動への支援 ……90

### 5 除染スケジュール ……91

## 第2編 【別冊】福島市除染マニュアル（第2版）

# 第1編 除染の概要

## 1 福島市内における放射線量等の状況※

### (1) 市内の放射性物質

#### ① 放射線量と経過

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質は、本市では特に平成23年3月15日夜半の雨によって地表に落下し、土壌等を広く汚染したとみられます。

空間線量率は県北保健福祉事務所で最大 $24\mu\text{Sv}/\text{時}$ （マイクロシーベルト/時）を記録し、その後徐々に低下してきているものの、9ヶ月を過ぎた12月末時点で、最も高い地点では $3\mu\text{Sv}/\text{時}$ を超えています。

このため、市内の一部を除いた居住環境においては、平成24年3月までの1年間の市民の外部被ばく線量は $1\text{mSv}$ （ミリシーベルト）を超えるものと考えられます。

#### ② 放射線量の分布

測定によると、市内では渡利、大波、中央、清水、東部、信陵、飯野地区などで空間線量率が比較的高くなっています<sup>1</sup>。

現在市内の主な放射線源である放射性セシウムは、雨水により洗い流されるなどして、水の流れが沈殿等により集まり、その結果、空間線量率が部分的に上昇します。

このため、コンクリートやアスファルトの道路・広場等は空間線量率が低くなりましたが、道路の側溝や集水枡、民家や施設の雨どい、雨がしたたるコンクリート、水が集まる庭の低地などに、局所的に空間線量率が高いホットスポットが存在します。また、放射性セシウムが沈着しやすい、芝、草地、畑、森林などは空間線量率が高くなっています。

また、合流式下水処理場や水道水の浄水場等では、人工的に雨水を含む水の浄化を行うため、浄化処理で発生する汚泥等には放射性物質が濃縮されて高線量になっています。

※平成24年5月時点における記載です。

<sup>1</sup> 福島市環境部 「全市一斉放射線量測定結果」

[地区ごとの空間線量率（線量率の単位は $\mu$ Sv/時）]

地 域	空間線量率	平均空間線量率
中央地区	0.71~3.32	1.59
渡利地区	1.02~4.05	2.23
杉妻地区	0.42~2.02	1.17
蓬萊地区	1.03~2.22	1.55
清水地区	0.71~2.95	1.80
東部地区	0.55~3.00	1.60
大波地区	1.25~3.87	2.24
北信地区	0.77~2.73	1.43
吉井田地区	0.58~2.20	1.19
西地区	0.26~1.14	0.63
土湯温泉町地区	0.11~0.40	0.26
信陵地区	0.74~2.64	1.63
立子山地区	1.19~2.33	1.76
飯坂地区	0.42~2.13	1.05
茂庭地区	0.12~1.05	0.33
松川地区	0.52~2.08	1.16
信夫地区	0.56~1.75	0.91
吾妻地区	0.32~1.78	1.15
飯野地区	0.76~6.65	1.58

※空間線量率は「全市一斉放射線量測定結果（平成 23 年 6 月 17 日・20 日実施）」（市環境部）より

### ③ 放射性物質の種類

事故当初、ヨウ素 131 が放射性物質の大きな割合を占めましたが、半減期<sup>2</sup>が約 8 日のため、平成 23 年 7 月以降はほとんど検出されていません。また、ストロンチウム、プルトニウムなどは、事故当初から極めて微量しか検出されていません。

平成 23 年 7 月末時点で、本市の放射線の主要な放射線源は、セシウム 134 及びセシウム 137 となっています<sup>3</sup>。

### ④ 大気中の放射性物質

観測によると、平成 23 年 7 月現在、放射性物質を含んだ塵は、市内の大気中でほとんど検出されなくなっています<sup>4</sup>。よって、現在検出されている放射線は、地面や木々の葉などに残っている放射性物質から放たれているものと考え

られます。

### ⑤ 土壌中での放射性セシウム

放射性セシウムは土壌中では非常に移動しにくく、研究によると、土壌中の粘土に吸着されるか、高分子化合物に結合しています。現在、土壌中の放射性セシウムはほとんど粘土に吸着され、化学的には容易に分離しない状態になっており、このことから、植物等には吸収されにくくなっているといわれます<sup>5</sup>。

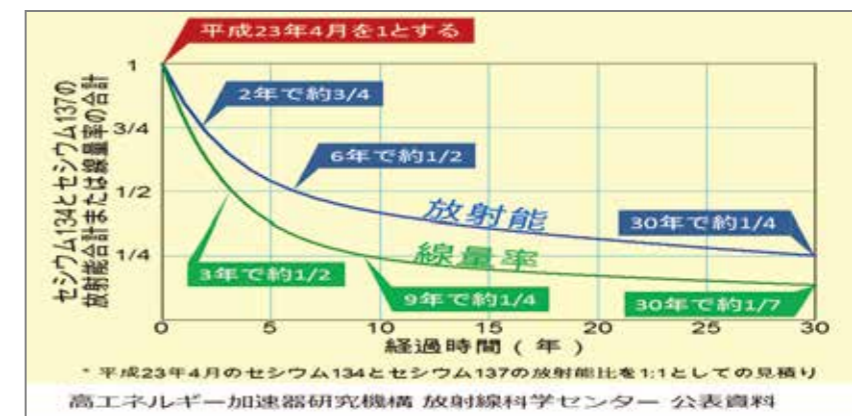
一方、事故発生時に降った放射性物質にさらされたもので、堆肥や雑草、わら、落ち葉等、有機物を多く含んだものには、未だ植物へ移行する可能性の高い放射性セシウム化合物が多く含まれており、移動や利用には注意が必要です。放射性セシウムが粘土に吸着されることによって、我々の食生活への放射性セシウムの影響は減少しつつありますが、生活空間に存在する限り、放射線は依然として放出され続けます。

### (2) 今後の見通し

測定によると今回の事故では、セシウム 134 とセシウム 137 がほぼ同量放出された<sup>6</sup>とみられています。半減期は、セシウム 134 が約 2 年なのに対し、セシウム 137 は約 30 年です。放射線のエネルギーはセシウム 134 のほうが強いことから、今後数年は、セシウム 134 の減衰により全体の空間線量率の低下が見込めます。

セシウム 134 とセシウム 137 の放射能合計または空間線量率の合計を平成 23 年 4 月が 1 とすると、放射能は 2 年で約 4 分の 3 に減り 30 年で約 4 分の 1 になります。このため、空間線量率は、単純計算では、今後 3 年で約 2 分の 1 に低下し、その後も時間の経過とともに低下すると考えられています。しかし、その後は半減期が長いセシウム 137 が主な放射線源となるため、空間線量率は 9 年で約 4 分の 1、30 年で約 7 分の 1 と低下する割合は鈍化します（下図参照）。

このようにこのまま放射性物質を放置したままでは、放射線量の大きな低下は期待できません。



<sup>2</sup> 半減期：自然崩壊により放射能が半分になる期間。物質により異なる。

<sup>3</sup> 文部科学省 8 月 7 日発表「土壌モニタリング結果」、「環境放射能水準調査結果」

<sup>4</sup> 文部科学省 8 月 7 日発表「ダストサンプリングの測定結果」、福島大学 8 月 3 日発表観測結果

<sup>5</sup> 東北大学サイクロトロンラジオアイソトープセンター長 石井慶造教授

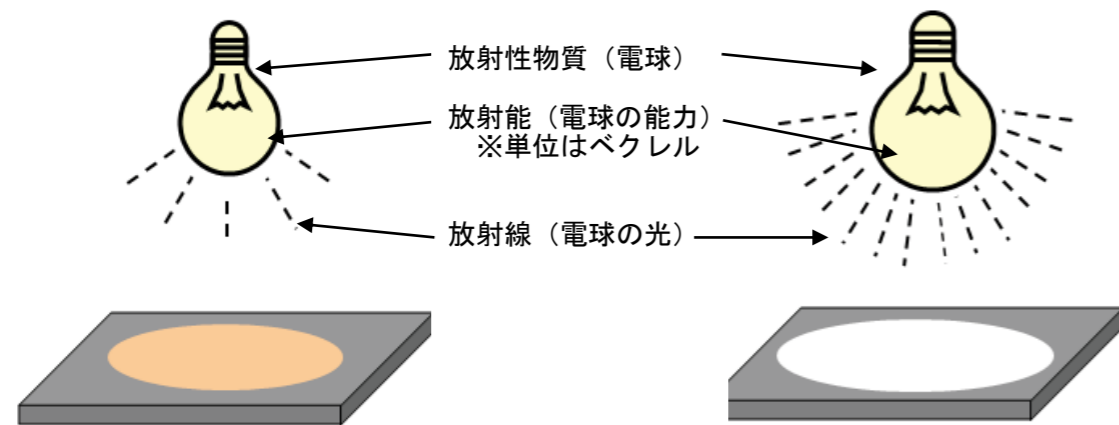
<sup>6</sup> 文部科学省 発表「環境放射能水準調査結果」

《参考》

**放射性物質**：放射線を放出する性質を持った物質。核燃料となるウランやプルトニウムのほか、原子炉の中で作られる放射性ヨウ素や、放射性セシウムなど多くの種類の放射性物質があります。

**放射線**：高いエネルギーを持った電磁波・中性子などで、放射性物質から放射されます。自然界にも存在し、太陽や宇宙からも降り注いでいます。物質を通過する力があり、身体に当たると細胞を作っている分子を傷つけることがあります。医療に使われる X 線も放射線の一種です。

**放射能**：放射線を出す能力を「放射能」といいます。電球に例えると、電球＝放射性物質、光＝放射線、電球の能力＝放射能、ということになります。



ベクレル(Bq)：放射線を出す能力を表す単位。1Bqは1秒間に1個の原子核が崩壊すること。

シーベルト(Sv)：人が放射線を受けたときの影響の程度を表す単位。

1 Sv の 1000 分の 1 が 1mSv (ミリシーベルト)、1mSv のさらに 1000 分の 1 が 1μSv (マイクロシーベルト) と表します。

カウント・パー・ミニット(Cpm)：1分間あたりの放射線計測回数の放射線量。1分間に入ってきた放射線の数計測している。人体への影響の大小は考慮していない。

## 2 除染の方針

### (1) 除染の必要性

国の原子力災害対策本部が平成 23 年 8 月 26 日に発表した「除染に関する緊急実施基本方針」では、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰(ウェザリング効果)によって、2年を経過した時点における推定年間被ばく線量は、現時点より約 40%減少するという試算を示しています。

しかし、平常時(0.04 μSv/時)に比べ非常に高い空間線量率にある状況で、私たちは健康への影響について大きな不安を抱えています。この不安を早く解消

するためには、放射線量を低くしなければなりません。そのためには、除染によって特に生活空間の放射性物質を取り除く必要があります。そして、除染を早く実施すればするほど、私たちの被ばく量を減らすことができるのです。

### (2) 基本方針

市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる災害からの復興にあたって、除染を対策の軸に据えることとします。

市内の除染は、市が主体となって、全力で取り組みます。

しかし、行政だけでは市内全域を早急に除染することは難しいことから、空間線量率の低い場所など状況によって町内会やボランティア、企業等へ協力をお願いすることとします。

### (3) 計画期間

計画期間は、平成 23 年 10 月から平成 30 年 3 月までの 6 年 6 か月間とし、平成 23 年 10 月からの 2 年を重点期間とします。

ただし、フォローアップ除染については、平成 30 年 9 月まで実施します。

なお、本計画は、今後の除染進捗状況等に応じて、適宜、計画期間等の見直しを行います。

### (4) 目標

① 平成 23 年 10 月からの 2 年間で、市民の日常生活環境における空間線量率を市内全域で 1μSv/時以下にすることを目指します。

② 現在空間線量率が 1μSv/時以下の地域においては、平成 23 年 10 月からの 2 年間で、現在の空間線量率を 60%<sup>7</sup>低減させることを目指します。

③ 将来的には、推定年間追加被ばく線量を、法の基本方針に基づき、年間 1mSv (0.23μSv/時) 以下にすることを目標とします。

### (5) 除染実施区域

除染は、空間線量率が 0.23μSv/時(1mSv/年)以上の地域を対象に実施します。

具体的には、文部科学省の航空機モニタリング結果や市の全市一斉放射線量測定結果に基づき、**3**「優先度の考え方」に示した地域とします。

また、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定しますが、0.23μSv/時を下回っている施設等でも、たとえば、側溝や雨どい下等の局所的に 0.23μSv/時を上回っている箇所については、除染を実施します。

また、除染作業にあたっては、0.99μSv/時(約 5mSv/年)以上の地域は面的に

<sup>7</sup> 平成 23 年 8 月 26 日に国の原子力災害対策本部が発表した「除染に関する緊急実施基本方針」における、子どもの生活環境における低減率を準用

除染し、それ以下の地域は、空間線量率の程度に応じ必要な措置を選択し除染します。

## (6) 除染の実施主体

除染は、法に基づき市が主体となって全力で取り組みます。

しかし、市内の除染対象の面積は広大であり、行政だけで全てを行うには相当の期間を要することが予想されます。このため、早期に市内の除染を行うためには、個人の住宅や空間線量率が低い身近な生活路の側溝など周辺環境について町内会の皆さんの除染への協力をお願いします。

また、国又は県が管理する道路、施設、森林等は、国又は県が除染します。

なお、具体的に除染する対象については、今後、国、県などと相談し、定めることとします。

この際、空間線量率が高いなど緊急性がある場合は、県又は国の施設等であっても当該施設管理者と協議の上、市が除染を行うことができるものとします。

除染対象	実施主体
民間住宅・宅地等	市
事業所、工場、商業施設等	
私立小・中学校、私立保育所等	
私道等	
行政等が管理する施設等	市・県・国 (管理者)

\*具体的な除染実施施設等については、**3**(2)「地域内の土地用途別(優先対象)」によります。

## (7) 除染方法・除染マニュアルの作成

放射能そのものを消してしまう方法はありません。除染は、「放射性物質を取り除き、収集して再び飛散しないように封じ込めること」が基本です。

現在、さまざまな除染方法が提案されていますが、基本は同じです。

放射性物質の収集の効率化、飛散防止、濃縮・体積の圧縮などの工夫により、必要な経費や人手、機材も異なります。

このため、除染にあたっては、除染対象地域の空間線量率の高さに応じて適切な除染を実施します。その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう適切な方法を選択して除染を実施することとします。

### ① 除染方法

面的除染は、原則として「除染関係ガイドライン」(環境省策定)に示す方法により除染を行います。適切な除染手法を必要かつ合理的な範囲で実施することとします。

ガイドラインに示される除染方法の例は次のとおりです。

また、除染効果等を勘案しながら除染方法を定型化し、速やかに除染対象地域全域の除染を行うようにします。

ホットスポットなどの局所的除染は、「除染関係ガイドライン」(環境省策定)にしたがって実施するとともに、農地等の除染については、「福島県農林地等除染基本方針」(福島県策定)を参照し実施します。なお、「除染関係ガイドライン」で示された除染方法以外の除染については、事前に国と協議の上実施を検討します。

除染対象		除染方法
生活圏	住宅	屋根の高圧洗浄、雨樋の清掃、庭木の剪定、軒下等の除草、庭土の表土除去
	宅地等	表土除去、天地換え
	事業所、工場、商業施設等	屋上・駐車場の高圧洗浄、雨樋の清掃、植木の剪定、敷地の表土除去
	公共施設、公共広場等	施設等の高圧洗浄、広場、公園の表土除去、側溝清掃
	学校・保育所等	校舎等の高圧洗浄、校庭の表土除去、側溝清掃
	道路(側溝含む)	アスファルトの継ぎ目・ひび割れのブラッシング、側溝清掃
	街路樹など生活圏の樹木	常緑樹：枝葉の剪定 落葉樹：落ち葉・腐葉土の回収
	森林	林縁から20m程度を目安に落ち葉除去(常緑針葉樹は、3~4年にわたって継続)枝葉除去、国における技術的な検討結果を踏まえ、土側溝の掘削又は土のうによる水路を形成
農地等		表土等の除去、客土、反転耕、深耕、樹体洗浄・粗皮削り、剪定等
河川、水路等		道路側溝と同様の形態となっている水路は、道路側溝と同様に対応し、その他(河川敷に存在する一般公衆の活動が多い施設等)は、国の除染関係ガイドラインに示された方法により実施

### ② 除染マニュアルの作成

除染作業にあたっては除染実施者(市及び市の委託業者)と地域(市民)が連携し、統一した知見のもとに取り組む必要があり、市民のみなさんの身近な生活空間である住宅、道路、森林、農地等の除染作業に係る基本的な作業の方法と留意点について、国・県・専門家の指導を受けながら、「福島市除染マニュアル」を作成します。

マニュアルは、新たな手法の開発に合わせ、適宜改訂していきます。

また、除染は専門家の指導により行うことが大切です。市では、放射能対策相談窓口を設置し市民の相談に応じるとともに、環境省で設置した「福島環境再生事務所」と連携し、除染講習会の開催や除染アドバイザーの派遣を行います。

なお、個人、企業等が除染作業を行なう場合は、マニュアルに基づき実施していただくこととなりますが、まず市との協議が必要ですので放射能対策相談窓口にご相談ください。

### ③ 作業の安全の確保

国・県が行った実験では、本市の状況下では、短時間の除染作業で健康に影響を及ぼす被ばくはしないとされています。

しかし、平成24年1月から除染に関わる労働者等の安全の確保を目的とした「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が国により定められ、除染等業務における放射線障害防止対策が具体化しました。

本市では、これらを遵守することにより、除染事業者やボランティアの皆さんの安全に十分注意を払いながら実施することとします。

## (8) 除染作業によって除去された土壌等（以下「除去土壌等」）の取り扱い

### ① 除去土壌等の保管

除去土壌等は、国が最終処分するまでの間、適切に保管しておく必要があります。

保管の形態としては、

- ・ 除染した現場等で保管する形態（以下「現場保管」）
- ・ 市又はコミュニティ単位で設置した仮置場で保管する形態
- ・ 国が設置する中間貯蔵施設で保管する形態

の三形態があります。

除去土壌等については、国が設置する中間貯蔵施設への運搬が可能となるまでの間、除染した場所等の敷地内に現場保管又は市が設置する仮置場で保管することとします。

なお、仮置場の周辺の放射線の状況は、定期的に測定して公表します。

本計画に基づき、個人（除染業者に委託を含む）及び企業等で除染を行い現場保管した場合は、「除去土壌等保管届出書」<sup>8</sup>により支所等を通じ市へ報告する必要があります。

また、現場保管場所は、市が定期的に空間線量率の測定を行うとともに、台帳に記入します。

- |     |        |   |   |
|-----|--------|---|---|
| i   | 公共施設等  | … | 原則として、除染した敷地内に現場保管します。                      |
| ii  | 民地・宅地等 | … | 原則として、除染した敷地内に現場保管をお願いします。                  |
| iii | 道路、側溝等 | … | 原則として、市が地域の理解と協力のもと、方部ごとに市内数ヶ所仮置場を確保し保管します。 |

### ② 除去土壌等の運搬

除去土壌等の中間貯蔵施設への運搬については、仮置場及び現場保管場所から積込場までは各除染実施者が、積込場から中間貯蔵施設までは国が実施します。中間貯蔵施設までの運搬は、国が策定する輸送実施計画を踏まえて行います。

中間貯蔵施設での除去土壌等の保管及びその後の処分は、国が実施します。

### ③ 収集したごみの処理方針

落ち葉、雑草、剪定枝等は、市のごみ焼却工場等で焼却します。含まれる放射性物質は、焼却の際、焼却工場のバグフィルターで回収できるので、市が保管します。

除染で発生した雨どい等は、国が整備する中間貯蔵施設への運搬が可能となるまで、現場保管をお願いします。

### ④ 除去土壌保管の安全対策

現場保管・仮置場での安全対策の基本イメージは以下の通りです。

- ・ 放射性物質の飛散・流出・地下浸透の防止（遮水層、容器等）
- ・ 遮蔽による放射線の遮断（盛土、土のう等）
- ・ 立入を防止する柵等の設置
- ・ 空間線量率と、地下水の継続的なモニタリング（放射性物質の監視機能）
- ・ 異常が発見された際の速やかな対応

### ⑤ 現場保管の構造

#### 【地下保管方式】

（標準的構造）\*除染関係ガイドライン抜粋<sup>9</sup>

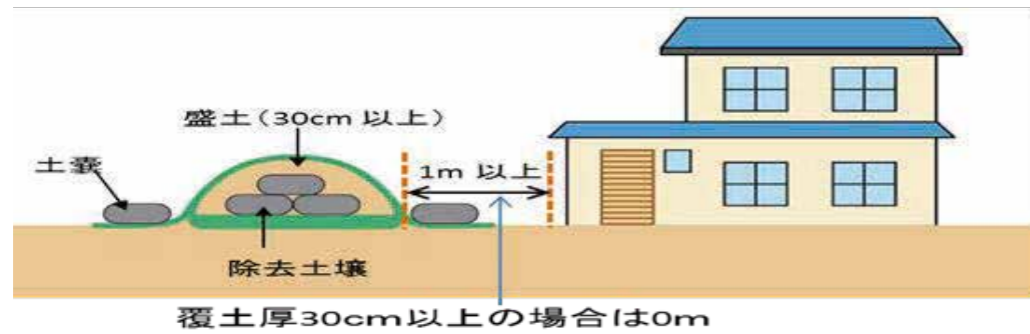


<sup>8</sup> 様式は、「福島市除染マニュアル」に記載

<sup>9</sup> 環境省策定（平成26年12月追補）

【地上保管方式】

(標準的構造) \*除染関係ガイドライン抜粋

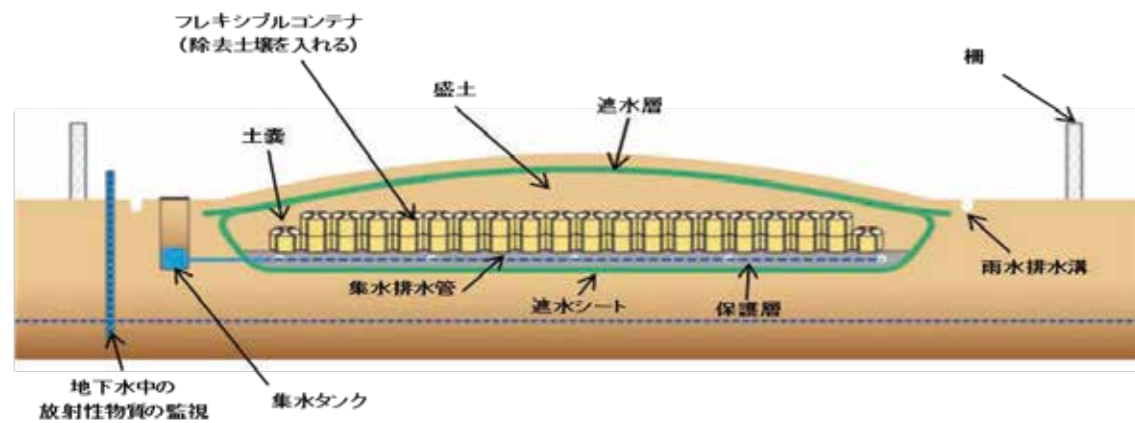


⑥ 仮置場の構造

市が設置する仮置場は、国が設置する中間貯蔵施設へ搬出までの間、周辺へ影響を与えないよう安全に保管、管理します。

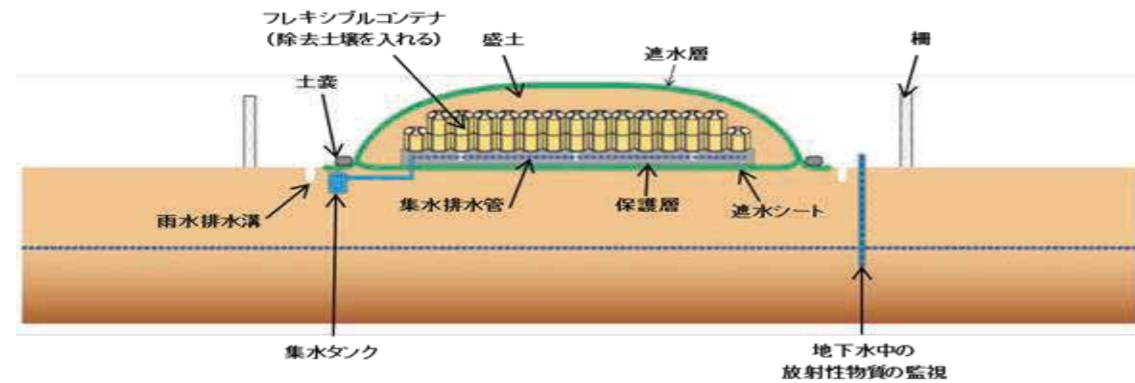
【地下保管方式】

(標準的構造) \*除染関係ガイドライン抜粋



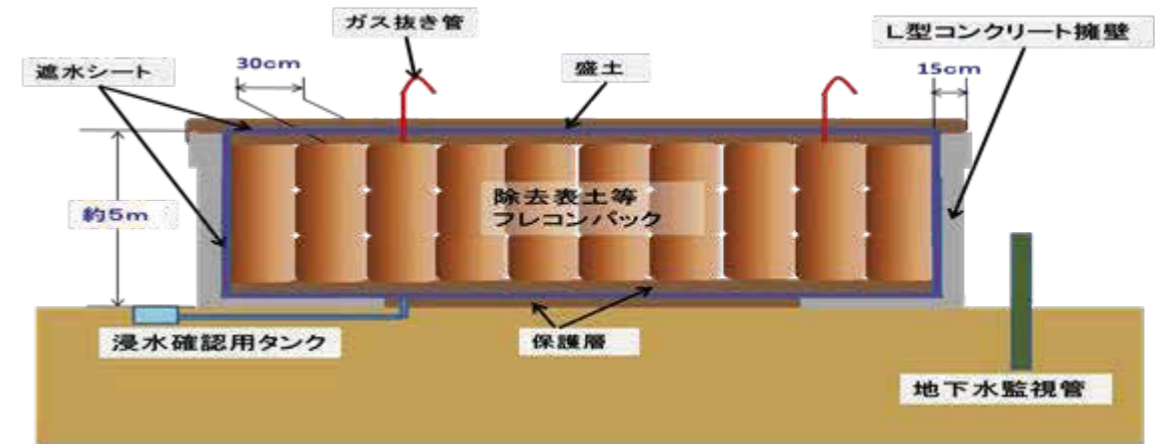
【地上保管方式】

(標準的構造) \*除染関係ガイドライン抜粋



(L型擁壁による構造)

仮置場の敷地が狭隘で農村地帯等大量の除去土壌が発生する場合



放射線遮蔽効果

厚さ	覆土	コンクリート
10cm	74%減	79%減
15cm	86%減	89%減
30cm	98%減	99%減

⑦ 仮置場ができるまでの措置 (仮々置場の設置)

敷地内に現場保管が困難な場合や道路、側溝等の除去土壌については、除染を速やかに実施するため、市が確保する仮置場ができるまでの間、一時保管する仮々置場を地域と協議の上、暫定的に選定できるものとします。

仮々置場に一時保管した除去土壌は、仮置場が整備されしだい市が速かに運搬します。

⑧ 除去土壌の記録・保存

市は台帳を作成し、民地も含め市内の除去土壌の保管場所、量、収集者、保管者の氏名や住所を記録・保存します。

また、空間線量率や地下水の放射能濃度を測定し、測定結果については測定日から10年間保存します。(その後の取り扱いについては、改めて検討します。)

⑨ 法による規制

全面施行された法により、平成24年1月1日以降、現場保管を除き市又は市に委託された業者以外による除去土壌の収集、運搬、保管はできなくなり、

また、除去土壌を放棄すると罰せられることになりました。

### (9) 町内会・企業等による除染活動への支援

市内を早期に除染するために、町内会や企業等に協力をお願いし、除染を推進します。

#### ① 空間線量率の測定

- 市は、国・県・市民のみなさんと連携で空間線量率を測定します。
- 市は、市民のみなさんが測定できるようにするため、全町内会へ放射線測定器を貸与します。支所等でも貸し出します。
- 市で行なう詳細調査、面的除染後のモニタリング結果等の測定結果を分析し市ホームページ、市政だより等により公表してまいります。

#### ② 補助金・除染相談等の支援

- 市は、県の「線量低減化活動支援事業」を活用して、町内会等で市民のみなさんが自主的に協力して通学路や公園等の空間線量率の低減化を実施する場合、補助金を交付します。(平成 23 年～24 年)
- 市は、除染マニュアルを作成し、要望に応じて除染講習会を開催します。
- 市は、除染の相談窓口を設けるほか、除染アドバイザーを派遣します。

#### ③ ボランティアの派遣

市は、関係団体と協力して、ボランティアの募集と派遣を行います。

#### ④ 地域除染計画の策定の推進

地域やコミュニティの範囲など、大きな単位で計画的な除染を行うと効率的に除染ができると考えられます。このため、支所等を通じて、地域の除染計画の策定を推進します。( **4** (2) 「地域除染計画の策定」参照)

### (10) 国・県等への要望

市の計画に基づき実施された除染によって発生した土壌等(除去土壌等)の保管は、恒久的に保管管理できる場所に移送することが大前提の作業であります。

このため、除染により発生した土壌等は、市内においては、あくまでも仮置きとして考え、中間貯蔵施設及び最終処分施設の早急な設置と運搬について、国・県に強く求めてまいります。

## 3 優先度の考え方

除染作業のスケジュールを策定するにあたって、以下の 2 つの視点から安全安心の緊急度を考慮し、作業の優先度を設定します。ただし、優先度は固定的なものではなく、地域の状況や除染手法の開発に合わせて、柔軟に対応するものとします。

### (1) 市内の空間線量率別(優先地区)

市が行う除染作業は、これまでの測定により判明した空間線量率の高い地区から重点的に進めることとし、優先度を以下のとおりとします。

なお、国が特定避難勧奨地点の詳細調査をした地域及び市民からの要望により市で詳細調査を行った地域で、空間線量率が 2.5 $\mu$ Sv/時以上又は、18 歳以下の子どももしくは妊婦がいて 2.0 $\mu$ Sv/時以上の住宅については、緊急性を有するものとして優先で除染を行います。

また、線量が比較的低い地域内でも、公共性が高い施設や、新たな測定により発見された局地的に空間線量率の高いホットスポット等、早急に除染が必要な箇所については、優先的に除染することとします。

さらに、農地については、作物の栽培暦にあわせた除染が必要であるため、地域の優先度に関わらず、全市一斉に実施いたします。

この優先度は、除染の進捗により空間線量率の再測定結果、仮置場の設置状況に応じ、逐次、見直しを行います。

優先度	地 区	
1	渡利地区	山際、小倉寺、南向台、絵馬平、希望ヶ丘、山ノ入、東、春日
	大波地区	全域
2	中央地区	森合町、浜田町、北五老内町、御山町、山下町、春日町、旭町、松浪町、入江町、上浜町、腰浜町、東浜町、桜木町、八島町、堀河町、五十辺、信夫山
	渡利地区	優先度「1」以外
	蓬萊地区	田沢、蓬萊町の一部
	清水地区	御山
	東部地区	山口
	北信地区	丸子の一部(松川南側)
	立子山地区	全域
	松川地区	金沢の一部、下川崎、沼袋の一部
飯野地区	全域	

優先度	地 区	
3	中央地区	柳町、御倉町、荒町、清明町、五月町、早稲町、中町、杉妻町、北町、舟場町、豊田町、仲間町、曾根田町、天神町、宮下町、新浜町、松木町、五老内町、花園町、霞町、矢剣町、三河北町、南町
	杉妻地区	郷野目、鳥谷野の一部
	蓬萊地区	蓬萊町
	清水地区	北沢又、南沢又の一部（松川北側）
	東部地区	岡島、岡部、本内
	北信地区	本内、丸子、北矢野目、南矢野目
	信陵地区	笹谷の一部
	松川地区	松川町の一部、金沢、関谷、浅川、沼袋
4	中央地区	優先度「2」「3」以外
	杉妻地区	優先度「3」以外
	蓬萊地区	優先度「2」「3」以外
	清水地区	優先度「2」「3」以外
	東部地区	優先度「2」「3」以外
	北信地区	優先度「2」「3」以外
	信陵地区	優先度「3」以外
	吉井田地区	全域
	西地区	全域
	土湯温泉町地区	全域
	飯坂地区	全域
	松川地区	優先度「2」「3」以外
信夫地区	全域	
吾妻地区	全域	
茂庭地区	全域	

※優先度は、「全市一斉放射線量測定結果」（市環境部）で全調査地点に占める2μSv/時以上の調査地点の割合等により区分

#### (2) 地域内の土地用途別（優先対象）

一つの地域内では、子どもを中心に市民が長時間滞在する空間で、早急な除染が必要な空間を優先します。また、地域のイベントで利用する広場や施設などは、コミュニティの維持やリフレッシュに欠かすことのできない空間です。このような場所は、優先的に除染を進める対象とします。

前記（1）との関係では、例を上げると、空間線量率が高い地域の森林より、空間線量率が低い地域の通学路や居住空間を優先することとします。

優先度	土地用途	詳 細
1	学校、保育所等	保育所、幼稚園、小・中学校、通学路
2	住宅・宅地等	住宅・宅地、生活路
	公共広場	都市公園、児童遊び場、スポーツ広場、その他同等の施設
	公共施設	支所、学習センター、集会施設、その他同等の施設
	事業所、工場、商業施設等	事務所、小売店、工場等
	農地等	水田、畑地、樹園地、牧草地等
3	森林（生活圏）	生活圏の森林の林縁から約20m
	その他の道路	国道、県道、市道（側溝を含む。）
4	河川・水路等	水路及び河川敷に存在する一般公衆の活動が多い施設等

## 4 地域毎の除染の取り組み

早期の除染には、市民のみなさんの協力が必要ですが、個人住宅や周辺環境について、個人や小さな町内会単位で除染を行うのは大変な作業です。

広い単位で除染計画と実施団体を作ると、事業者への委託契約やボランティア活動などで効率的な除染が可能になると考えられます。

このため、市では、地域の実情に応じ、地域やコミュニティの範囲等で、行政と地域（市民）との協働で地域除染計画を策定することを推進します。

今後、市では、地域のみなさんの意向を伺いながら、支所等を中心に取り組みを進めます。

#### (1) 地域除染等対策委員会等の設置

地域内の各町内会・企業等で地域除染等対策委員会等を設置することにより、その後の除染作業及び一部の除染作業を事業者へ委託する場合の事務等が円滑に進みます。

また、市が行う面的除染においても、市と地域との調整機関及びボランティア派遣時の受け皿としての機能を果たします。

#### (2) 地域除染計画の策定

おおまかでも地域内や企業体の除染計画を策定することで、除染のスケジュールや内容を、地区の住民等が共有することができます。

また、市など行政との役割分担の基本ともなります。

#### (3) 除染活動への支援

②(9)「町内会・企業等による除染活動への支援」により支援を行います。

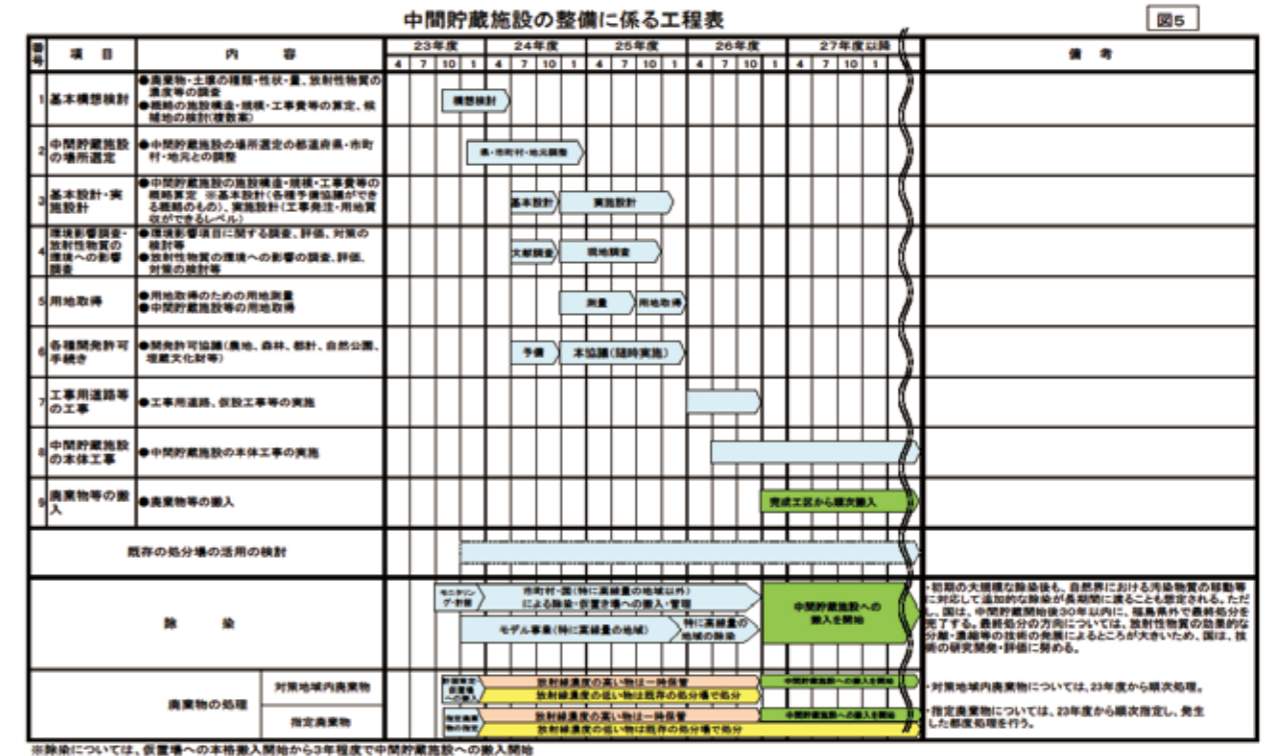
# 5 除染スケジュール

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度以降
住宅、事業所等	住宅・宅地・事業所・工場・商業施設等							
学校、公共施設等	学校・保育所・公園・支所・公共広場等							
道路	市道・私道・法定外道路等							
生活圏森林	生活圏森林							
農地等	果樹・田畑・樹園地・牧草地等							
河川・水路等	河川敷公園・堤防法面等							
地域のホットスポット	地域に関わらず空間線量率の高い地点を除染							
仮置場等	仮置場の設置・安全管理・除去土壌の収集・運搬・保管等							

状況に応じてフォローアップ除染等を実施

参考資料

○中間貯蔵施設の整備に係る工程表（環境省）



●関連法令等

・「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

[http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/law\\_h23-110a.pdf](http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/law_h23-110a.pdf)

・「 同上 施行規則 」

[http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/mo\\_h23-33a.pdf](http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/mo_h23-33a.pdf)

・「除染関係ガイドライン」

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#josen-gl>

●参考とした文献

・高エネルギー加速器研究機構 放射能科学センター 公表資料（セシウム 134,137 の減衰予想図）

<http://rcwww.kek.jp/hmatsu/fukushima/>

・福島大学 8月3日発表観測結果

[http://www.fukushima-u.ac.jp/press/H23/pdf/19\\_02.pdf](http://www.fukushima-u.ac.jp/press/H23/pdf/19_02.pdf)

■福島市ふるさと除染実施計画〈第2版再々改訂〉  
平成30年3月8日  
作成：福島市環境部除染推進室  
ホームページ：<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

# ふるさと除染実施事業の あゆみ

編集・発行

福島市 環境部 環境衛生課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL : 024-535-1111(代)

<令和8年3月発行>